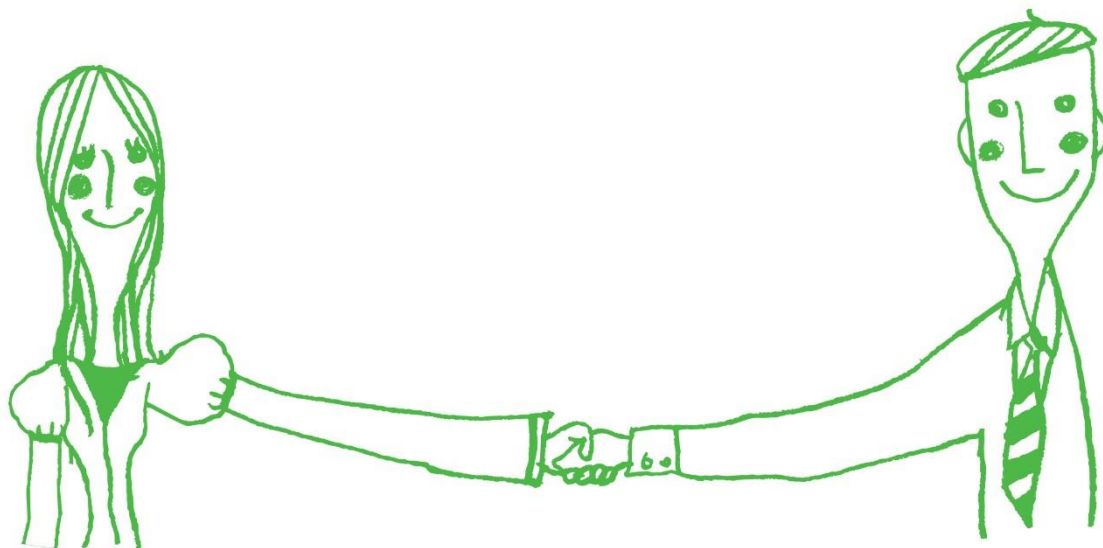


平成29年度

長崎県の男女共同参画の現状と施策

[長崎県男女共同参画基本計画推進状況]



平成29年10月

長 崎 県

目 次

I 長崎県の男女共同参画の現状

1 人口と世帯等の現状

1 長崎県人口の推移	1
2 年齢3区分別人口推移	2
3 一般世帯数、一世帯当たり人員の推移	3
4 夫婦の就業・非就業別一般世帯数の推移	4
5 出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移	5
6 死亡数及び死亡率の推移	6
7 婚姻件数・婚姻率及び平均初婚年齢（同居時）の推移	7
8 離婚件数及び離婚率の推移	7

2 データでみる「第3次長崎県男女共同参画基本計画」

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

I-1 衆議院議員・参議院議員における女性議員数の推移	8
I-2 長崎県選出の女性議員の状況	9
I-3 審議会等における女性の参画状況	9
I-4 国・県の審議会等における女性の参画状況の推移	10
I-5 県の審議会等委員への女性の登用状況	11
I-6 県の行政委員会における女性の参画状況	12
I-7 都道府県の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	13
I-8 県の職員数及び管理職の状況	13
I-9 県内市町の職員及び管理職の状況	13
I-10 県職員採用状況	13
I-11 校長・教頭に占める女性の割合	14
I-12 女性教員の割合	14
I-13 女性教員数の推移	15
I-14 民間における管理職（係長以上）に占める女性の割合	16
I-15 男女別農業・漁業・林業・商工業就業人口	17
I-16 家族経営協定締結数	17
I-17 農林漁業における政策・方針決定の場への女性登用状況	17
I-18 商工会議所・商工会における男女別役員数	17
I-19 女性の年齢階級別労働力率の推移	18
I-20 男女別有業者の割合の推移	19

I-21	子育て期（25～44歳）女性無業者の就業希望状況	19
I-22	年齢階級別きまって支給する所定内給与額の男女（一般労働者）の比較	19
I-23	ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の割合	19
I-24	一般労働者数とパートタイム労働者数の推移（女性）	20
I-25	一般労働者とパートタイム労働者の所定内給与額及びその格差の推移（女性）	21
I-26	県内大学・短大の新規学卒者の就職率の推移	22
I-27	男女、年齢階級別1日あたりの家事関連時間（週全体の平均）	22
I-28	NPO（NPO・ボランティア団体）数の推移	23
I-29	県内の消防団員数と女性の数の推移	23

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

II-1	県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数及びDV相談の推移	24
II-2	来所相談の主訴別推移	24
II-3	入所理由別による一時保護の状況	25
II-4	「性犯罪被害110番」受理状況	25
II-5	年齢別の受理状況	25
II-6	警察におけるDV事案の相談など受理件数	25
II-7	男女別にみた死因別死亡数	26
II-8	女性特有のがん年齢別罹患状況	26
II-9	子宮がん、乳がん検診受信率の推移	26
II-10	周産期死亡率と乳児死亡率の推移	27
II-11	人工中絶件数及び実施率（女子人口千対）の推移	27
II-12	ひとり親家庭の子どもの数	28
II-13	高齢化の状況	28

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

III-1	保育所定員及び入所児童数及び待機児童数の推移	29
III-2	延長保育等の状況	30
III-3	放課後児童クラブ設置数の状況	30
III-4	病児・病後児保育実施施設数の推移	30
III-5	在宅福祉対策の整備状況	31
III-6	老人ホーム等の整備状況	31

IV 参考資料

資料 1	男女共同参画社会基本法	68
資料 2	長崎県男女共同参画推進条例	74
資料 3	長崎県男女共同参画審議会要綱	79
資料 4	長崎県男女共同参画推進会議設置要綱	81
資料 5	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	84
資料 6	ながさき女性活躍推進会議の概要	93
資料 7	男女共同参画の推進に関する世界、国及び長崎県の動き	94

※利用上の注意

1. 資料は関係官公庁、庁内の関係各課及び市町から収集しました。
2. 数字の単位未満は、四捨五入することを原則としています。
したがって合計の数字と内訳の計とが一致しない場合があります。

I 長崎県の男女共同参画の現状

I 長崎県の男女共同参画の現状

1 人口と世帯等の現状

(1) 長崎県の人口の推移

平成28年10月現在の本県の人口は、1,366,514人（女性724,935人、男性641,579人）と、昭和60年から年々減少傾向にある。また、男性と女性の人口割合は女性の方が多い。

■表1 長崎県人口の推移

年次	総数(人)	女性(人)	男性(人)	増減率(%)	男女比(%)
昭和50年	1,571,912	821,494	750,418	0.02	91.3
55年	1,590,564	832,190	758,374	0.24	91.1
60年	1,593,968	836,351	757,617	0.04	90.6
平成 2年	1,562,959	826,230	736,729	-0.39	89.2
7年	1,544,934	818,040	726,894	-0.23	88.9
12年	1,516,523	804,177	712,346	-0.37	88.6
17年	1,478,632	787,188	691,144	-0.50	87.8
18年	1,466,512	781,715	684,797	-0.82	87.6
19年	1,453,740	775,619	678,121	-0.87	87.4
20年	1,441,451	769,891	671,560	-0.85	87.2
21年	1,432,236	764,764	667,472	-0.64	87.3
22年	1,426,779	760,880	665,899	-0.38	87.5
23年	1,417,282	755,981	661,301	-0.67	87.5
24年	1,407,925	750,717	657,208	-0.66	87.5
25年	1,396,481	744,813	651,668	-0.81	87.5
26年	1,385,533	738,528	647,005	-0.78	87.6
27年	1,377,187	731,424	645,763	-0.60	88.3
28年	1,366,514	724,935	641,579	-0.77	88.5

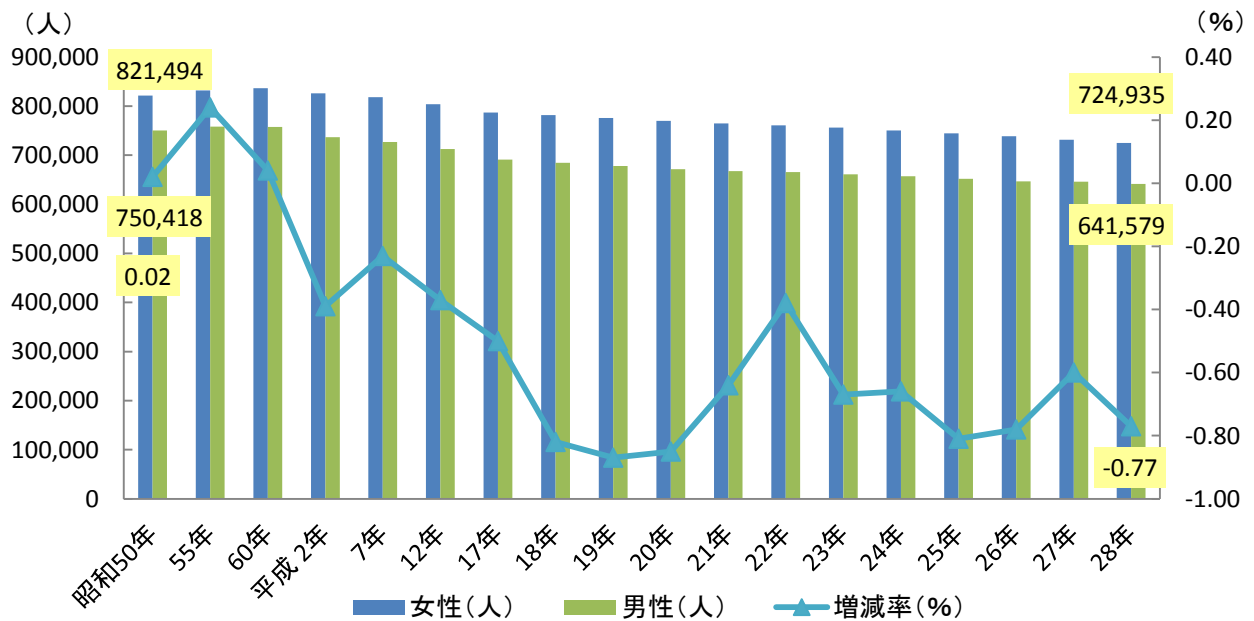
注1：平成17年までと22年、27年は国勢調査(27年は速報値)の数値、それ以外は10月1日現在の推計値

注2：増減率は対前年比

注3：男女比は女性に対する男性の比率

資料：総務省「国勢調査」、県統計課「長崎県異動人口調査」

■図1 長崎県人口の推移

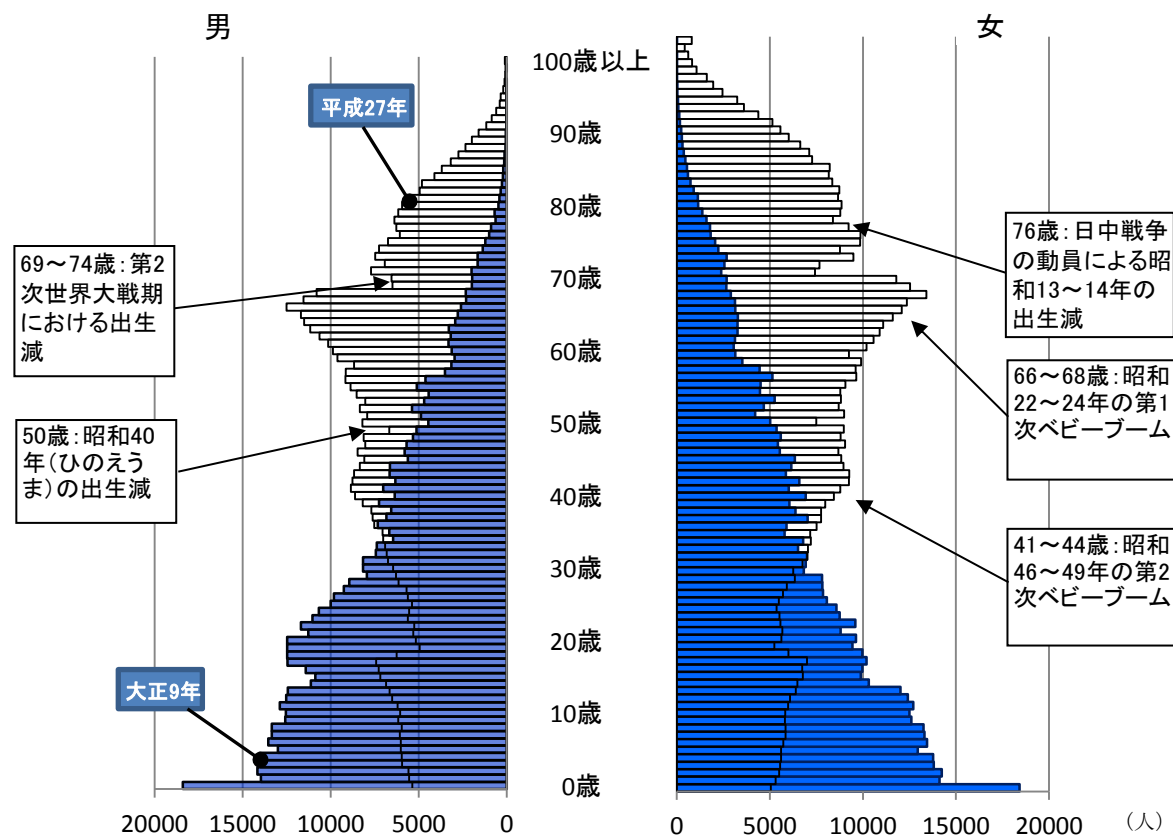


昭和50年から平成27年までの約40年間で、0～14歳の年少人口は403,824人（総数の25.7%）から177,562人（総数の13.0%）と減少が続いている。一方、65歳以上の老年人口は、148,708人（総数の9.5%）から404,686人（総数の29.6%）と増加し、高齢化が進んでいる。

■表2 年齢3区分別人口推移

年次	総数（人）			女性（人）			男性（人）		
	構成比（%）			構成比（%）			構成比（%）		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
昭和50年	403,824 25.7	1,019,301 64.8	148,708 9.5	197,716 24.1	537,718 65.5	86,024 10.5	206,108 27.5	481,583 64.2	62,684 8.4
55年	385,200 24.2	1,035,278 65.1	169,753 10.7	188,486 22.6	543,509 65.3	100,078 12.0	196,714 25.9	491,769 64.8	69,675 9.2
60年	361,823 22.7	1,038,396 65.1	193,605 12.1	176,387 21.1	542,797 64.9	117,111 14.0	185,436 24.5	495,599 65.4	76,494 10.1
平成2年	316,761 20.3	1,016,338 65.0	228,991 14.7	154,518 18.7	531,241 64.3	140,186 17.0	162,243 22.0	485,097 65.8	88,805 12.1
7年	227,263 18.0	993,783 64.3	273,335 17.7	135,169 16.5	517,218 63.2	165,485 20.2	142,094 19.5	476,565 65.6	107,850 14.8
12年	243,046 16.0	956,692 63.1	315,871 20.8	118,508 14.7	495,176 61.6	190,193 23.7	124,538 17.5	461,516 64.8	125,678 17.6
17年	215,987 14.6	913,224 61.8	348,820 23.6	105,379 13.4	471,594 59.9	210,016 26.7	110,608 16.0	441,630 63.9	138,804 20.1
22年	193,428 13.6	857,416 60.4	369,290 26.0	94,501 12.5	440,680 58.1	222,757 29.4	98,927 14.9	416,736 62.9	146,533 22.1
27年	177,562 13.0	784,862 57.4	404,686 29.6	86,632 11.9	401,153 55.2	239,305 32.9	90,930 14.2	383,709 60.0	165,381 25.8

■図2 人口ピラミッド



(2) 世帯の状況

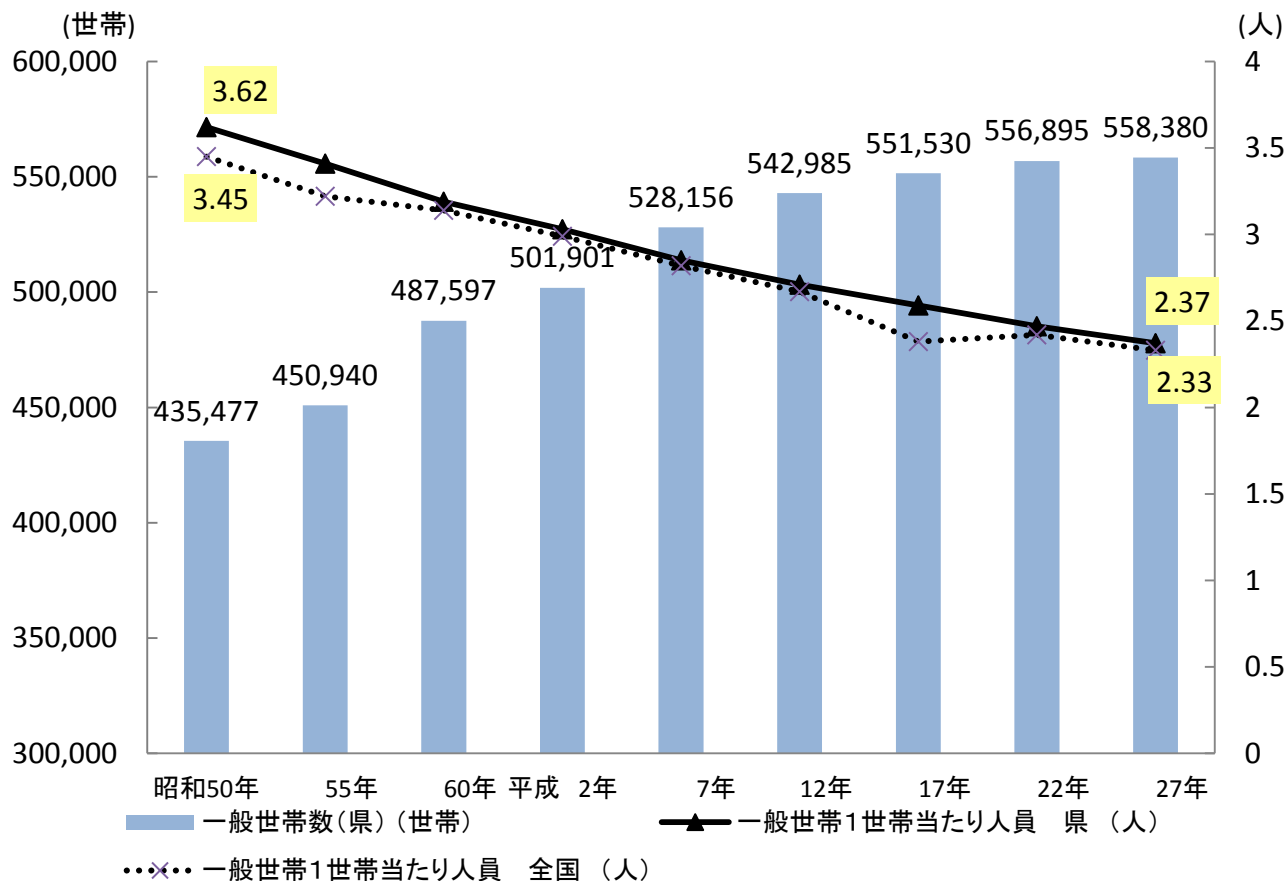
昭和50年以降本県の一般世帯数は増加しているが、一般世帯人員は減少を続けている。その結果、1世帯当たり人員も減少しており、平成27年は2.37人となった。

■表3 一般世帯数、一般世帯1世帯当たり人員の推移

年次	一般世帯人員(県) (人)	一般世帯数(県) (世帯)	一般世帯1世帯当たり人員	
			県(人)	全国(人)
昭和50年	1,571,912	435,477	3.62	3.45
55年	1,537,155	450,940	3.41	3.22
60年	1,555,010	487,597	3.19	3.14
平成 2年	1,522,268	501,901	3.03	2.99
7年	1,504,912	528,156	2.85	2.82
12年	1,472,855	542,985	2.71	2.67
17年	1,429,051	551,530	2.59	2.38
22年	1,376,114	556,895	2.47	2.42
27年	1,324,243	558,380	2.37	2.33

注：一般世帯とは、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構成して住んでいる単身者、
②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者
資料：総務省「国勢調査」

■図3 一般世帯数、一般世帯1世帯当たり人員の推移



(3) 夫婦の就業・非就業

夫が就業、妻が非就業の世帯数は、平成27年には、昭和60年の約2分の1まで減少している。
一方、夫が非就業、妻が就業の世帯数は平成27年には、昭和60年の約1.4倍、夫・妻とも非就業の世帯は、平成27年には昭和60年の1.8倍に増加している。

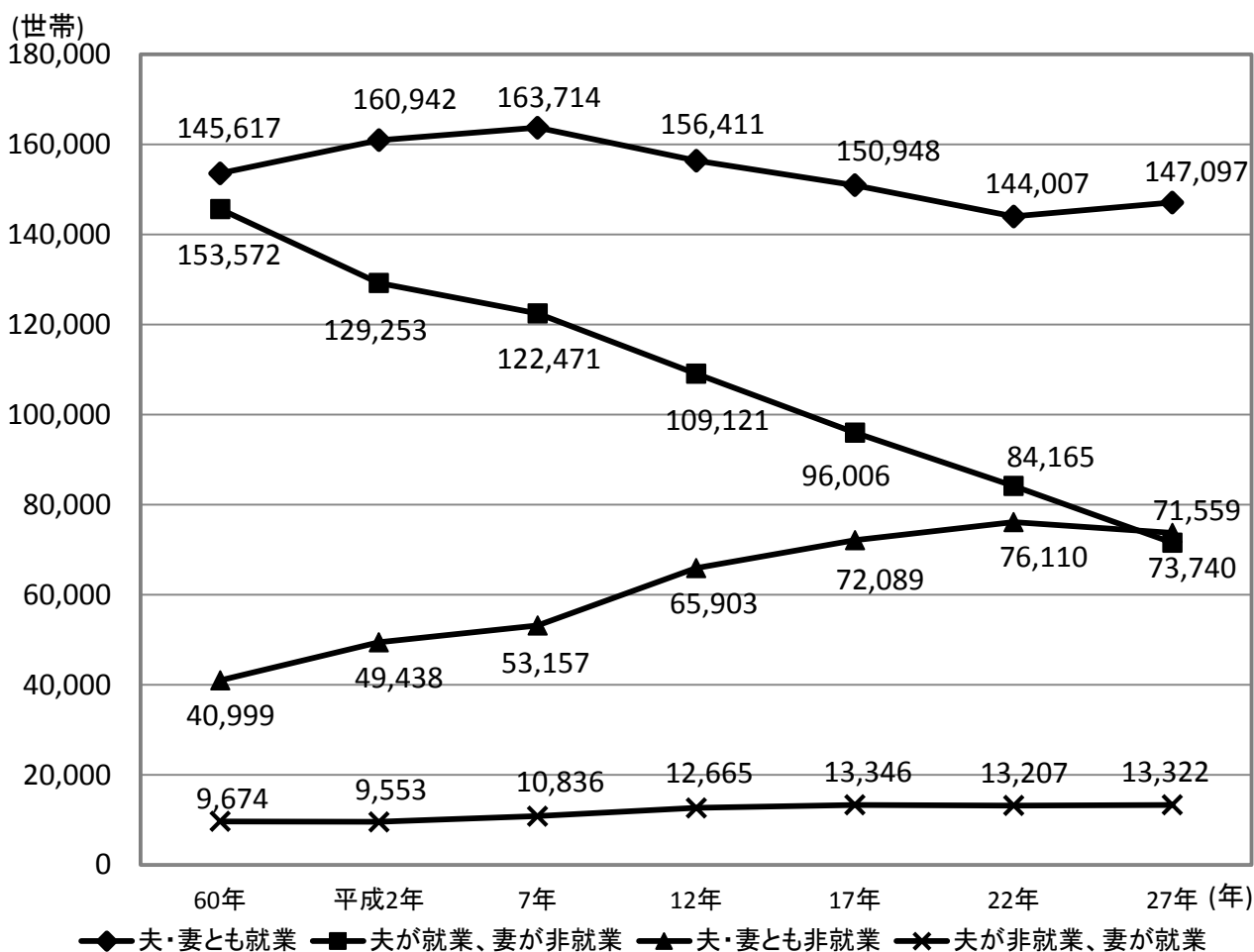
■表4 夫婦の就業・非就業別一般世帯数の推移

(単位:世帯)

	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年
夫・妻とも就業	153,572	160,942	163,714	156,411	150,948	144,007	147,097
夫が就業、妻が非就業	145,617	129,253	122,471	109,121	96,006	84,165	71,559
夫が非就業、妻が就業	9,674	9,553	10,836	12,665	13,346	13,207	13,322
夫・妻とも非就業	40,999	49,438	53,157	65,903	72,089	76,110	73,740
総数	349,862	349,186	350,178	344,100	332,389	320,121	307,480

資料:総務省「国勢調査」

■図4 夫婦の就業・非就業別一般世帯数の推移



(4)人口動態

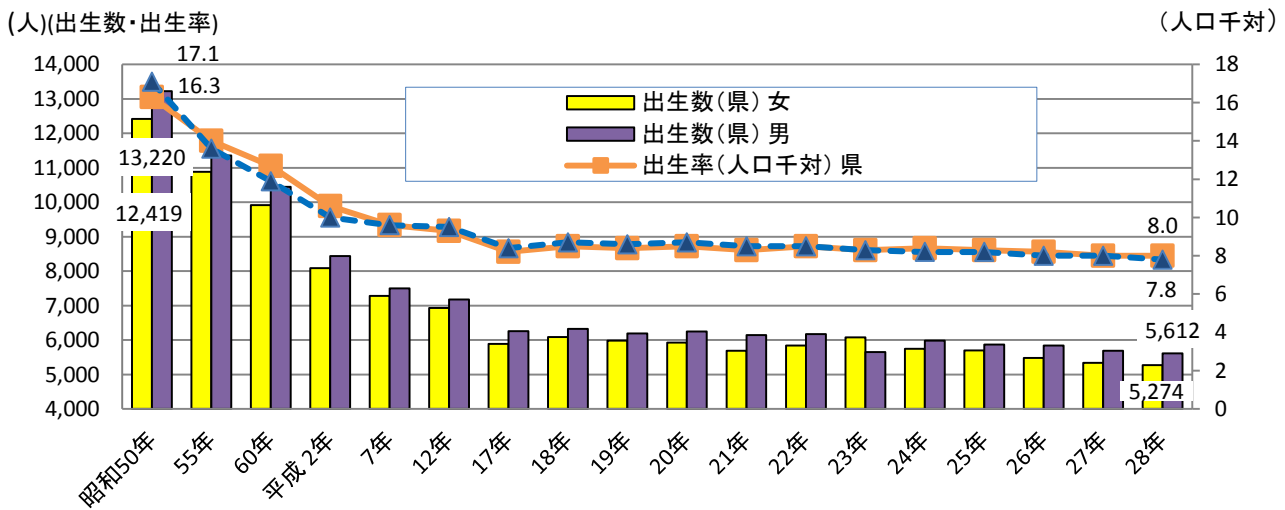
出生数は昭和50年(25,639人)から平成28年(10,886人)までの約40年間で約15,000人減少している。一人の女性が一生の間に生む子どもの数である合計特殊出生率は平成17年に本県1.45、全国1.26と最低となったが、その後上昇傾向にあり、平成28年は本県で1.71(月報年計概数)と前年と比較して0.04ポイント上昇している。

■表5 出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移

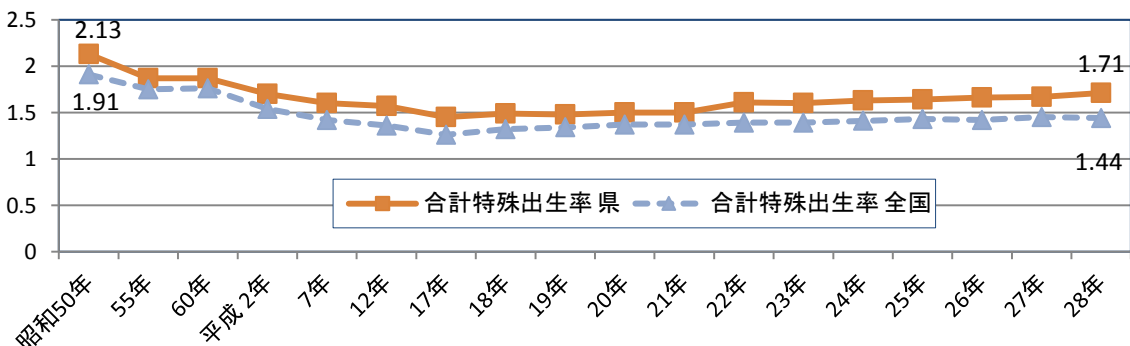
年次	出生数(県)			出生率(人口千対)		合計特殊出生率	
	総数(人)	女	男	県	全国	県	全国
昭和50年	25,639	12,419	13,220	16.3	17.1	2.13	1.91
55年	22,232	10,880	11,352	14.0	13.6	1.87	1.75
60年	20,365	9,918	10,447	12.7	11.9	1.87	1.76
平成2年	16,517	8,083	8,434	10.6	10.0	1.70	1.54
7年	14,780	7,281	7,499	9.6	9.6	1.60	1.42
12年	14,098	6,925	7,173	9.3	9.5	1.57	1.36
17年	12,148	5,890	6,258	8.2	8.4	1.45	1.26
18年	12,410	6,088	6,322	8.5	8.7	1.49	1.32
19年	12,175	5,983	6,192	8.4	8.6	1.48	1.34
20年	12,173	5,926	6,247	8.5	8.7	1.50	1.37
21年	11,838	5,692	6,146	8.3	8.5	1.50	1.37
22年	12,004	5,837	6,167	8.5	8.5	1.61	1.39
23年	11,727	6,074	5,653	8.3	8.3	1.60	1.39
24年	11,723	5,740	5,983	8.4	8.2	1.63	1.41
25年	11,566	5,698	5,868	8.3	8.2	1.64	1.43
26年	11,323	5,483	5,840	8.2	8.0	1.66	1.42
27年	11,020	5,334	5,686	8.0	8.0	1.67	1.45
28年	10,886	5,274	5,612	8.0	7.8	1.71	1.44

資料：厚生労働省「人口動態調査」(平成28年は月報年計概数)

■図5 出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移



(合計特殊出生率)



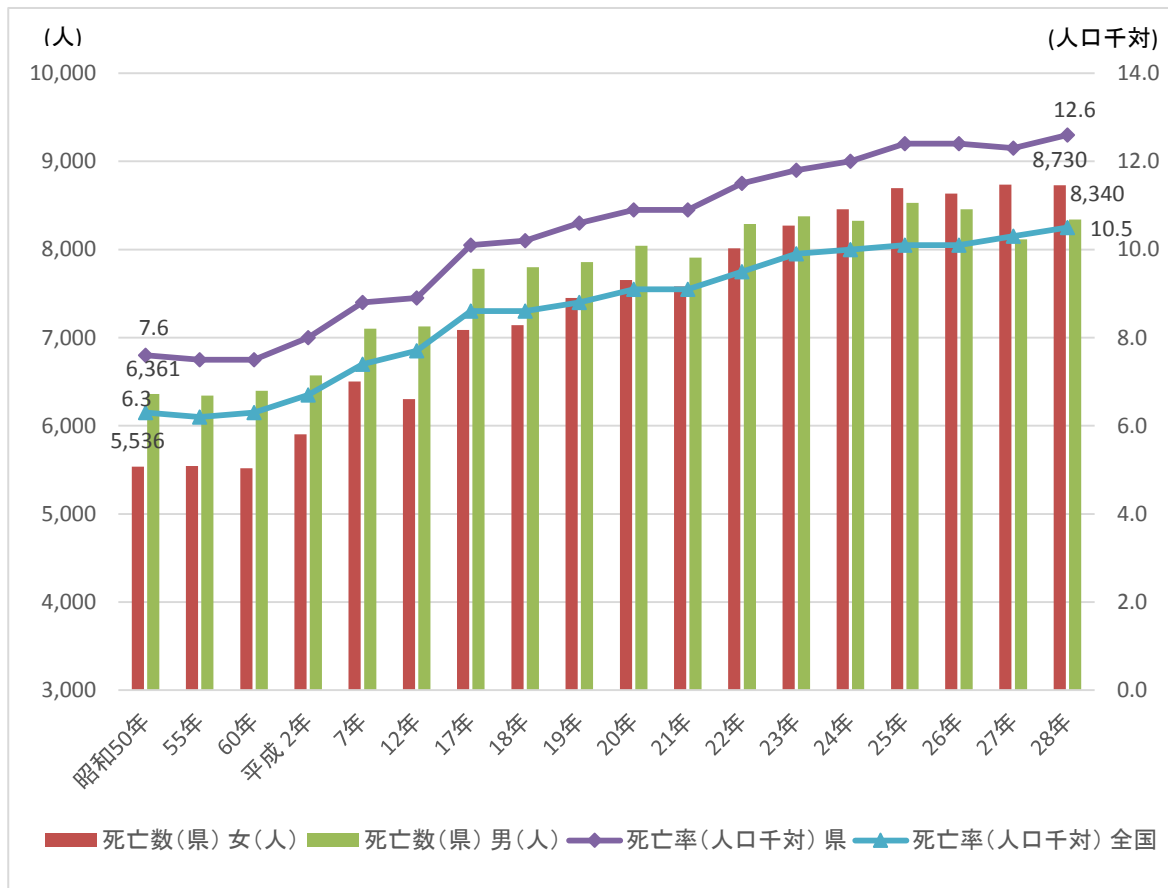
死亡数は増加傾向にある。また女性の死亡数は、平成23年まで男性を下回っていたが、平成24年から男性を上回っている。

■表6 死亡数及び死亡率の推移

年次	死亡数(県)			死亡率(人口千対)	
	総数(人)	女(人)	男(人)	県	全国
昭和50年	11,897	5,536	6,361	7.6	6.3
55年	11,886	5,543	6,343	7.5	6.2
60年	11,918	5,520	6,398	7.5	6.3
平成 2年	12,475	5,905	6,570	8.0	6.7
7年	13,605	6,503	7,102	8.8	7.4
12年	13,519	6,302	7,127	8.9	7.7
17年	14,866	7,086	7,780	10.1	8.6
18年	14,941	7,143	7,798	10.2	8.6
19年	15,310	7,451	7,859	10.6	8.8
20年	15,697	7,654	8,043	10.9	9.1
21年	15,491	7,581	7,910	10.9	9.1
22年	16,303	8,012	8,291	11.5	9.5
23年	16,645	8,270	8,375	11.8	9.9
24年	16,784	8,457	8,327	12.0	10.0
25年	17,226	8,697	8,529	12.4	10.1
26年	17,091	8,634	8,457	12.4	10.1
27年	16,855	8,738	8,117	12.3	10.3
28年	17,070	8,730	8,340	12.6	10.5

資料：厚生労働省「人口動態調査」(平成28年は月報年計概数)

■図6 死亡数及び死亡率の推移



(5) 婚姻の状況

婚姻件数は減少傾向にあり、平成28年の件数、率とも前年をわずかに下回った。また、平均初婚年齢は、昭和50年と比較し約40年間で女性は4.4歳、男性は3.8歳高くなっている。

■表7 婚姻件数・婚姻率及び平均初婚年齢(同居時)の推移

年次	婚姻件数 (県) (件)	婚姻率		平均初婚年齢(歳)			
		県 (人口千対)	全国 (人口千対)	県		全国	
				妻	夫	妻	夫
昭和50年	12,002	7.7	8.5	24.7	26.5	24.7	27.0
55年	10,057	6.3	6.7	25.4	27.5	25.2	27.8
60年	9,122	5.7	6.1	25.9	28.1	25.5	28.2
平成2年	8,166	5.2	5.9	26.3	28.6	25.9	28.4
7年	8,431	5.5	6.4	26.6	28.4	26.3	28.5
12年	7,805	5.2	6.4	26.9	28.3	27.0	28.8
17年	7,016	4.8	5.7	27.7	29.0	28.0	29.8
18年	7,009	4.8	5.8	27.8	29.2	28.2	30.0
19年	6,772	4.8	5.7	28.0	29.3	28.3	30.1
20年	6,967	4.9	5.8	28.1	29.5	28.5	30.2
21年	6,854	4.8	5.6	28.1	29.5	28.6	30.4
22年	6,647	4.7	5.5	28.3	29.7	28.8	30.5
23年	6,337	4.5	5.2	28.6	29.9	29.0	30.7
24年	6,335	4.5	5.3	28.9	30.1	29.2	30.8
25年	6,559	4.7	5.3	29.0	30.2	29.3	30.9
26年	6,137	4.4	5.1	29.1	30.4	29.4	31.1
27年	6,118	4.5	5.1	29.1	30.3	29.4	31.1
28年	6,013	4.4	5.0	-	-	-	-

資料：厚生労働省「人口動態調査」(平成28年は月報年計概数)

(6) 離婚の状況

離婚件数、離婚率とも平成7年以降増加していたが、平成14年をピークに減少傾向が続いている。

■表8 離婚件数及び離婚率の推移

年次	離婚件数(県) (件)	離婚率	
		県(人口千対)	全国(人口千対)
昭和50年	1,723	1.10	1.07
55年	1,965	1.24	1.22
60年	2,304	1.44	1.39
平成2年	1,922	1.23	1.28
7年	2,361	1.53	1.60
12年	2,906	1.92	2.10
13年	3,268	2.17	2.27
14年	3,308	2.20	2.30
15年	3,218	2.15	2.25
16年	3,150	2.12	2.15
17年	2,976	2.02	2.08
18年	2,926	2.00	3.08
19年	2,734	1.89	2.02
20年	2,528	1.76	1.99
21年	2,564	1.80	2.01
22年	2,515	1.77	1.99
26年	2,316	1.68	1.77
27年	2,304	1.68	1.81
28年	2,169	1.60	1.73

資料：厚生労働省「人口動態調査」(平成28年は月報年計概数)

2 データでみる「第3次長崎県男女共同参画基本計画」

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

(1) 女性議員の状況

国の状況は、衆議院で9.3%（平成29年3月現在）、参議院で20.7%（平成28年7月現在）である。（表 I - 1）長崎県の状況は、女性の国会議員はおらず、県議会議員は平成29年4現在4名で8.9%である。市議会議員は平成28年12月現在16名で5.4%、町議会議員は10名で9.5%と、低い水準である。（表 I - 2）

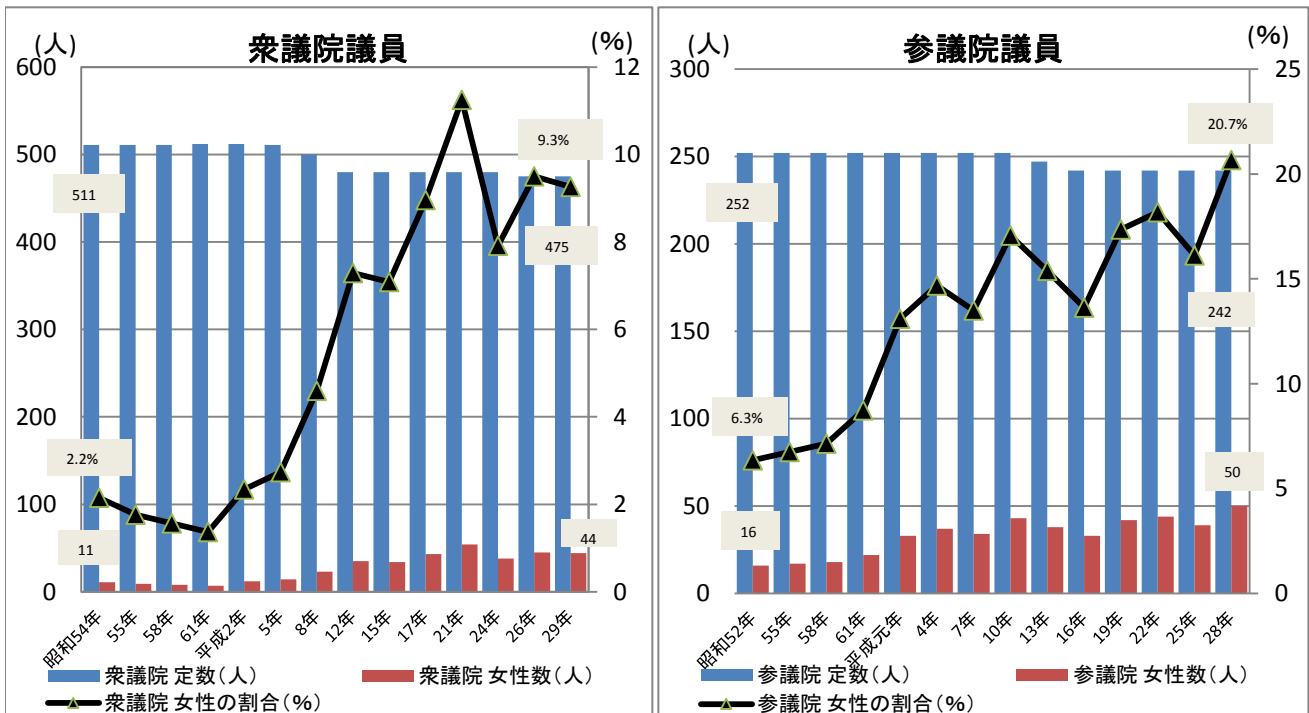
■表 I - 1 衆議院議員・参議院議員における女性議員数の推移

選挙期日	衆議院			選挙期日	参議院		
	定数(人)	女性数(人)	女性の割合(%)		定数(人)	女性数(人)	女性の割合(%)
昭和54年 10月	511	11	2.2	昭和52年 7月	252	16	6.3
55年 6月	511	9	1.8	55年 6月	252	17	6.7
58年 12月	511	8	1.6	58年 6月	252	18	7.1
61年 7月	512	7	1.4	61年 7月	252	22	8.7
平成2年 2月	512	12	2.3	平成元年 7月	252	33	13.1
5年 7月	511	14	2.7	4年 7月	252	37	14.7
8年 10月	500	23	4.6	7年 7月	252	34	13.5
12年 6月	480	35	7.3	10年 7月	252	43	17.1
15年 11月	480	34	7.1	13年 7月	247	38	15.4
17年 9月	480	43	9.0	16年 7月	242	33	13.6
21年 8月	480	54	11.3	19年 7月	242	42	17.4
24年 12月	480	38	7.9	22年 7月	242	44	18.2
26年 12月	475	45	9.5	25年 7月	242	39	16.1
29年 3月	475	44	9.3	28年 7月	242	50	20.7

注1: 衆議院は各総選挙における女性の当選人数。ただし29年3月は現在数。

注2: 参議院は通常選挙後の国会招集日における女性議員の数。

■図 I - 1 衆議院議員・参議院議員における女性議員数の推移



■表 I - 2 長崎県選出の女性議員の状況

区分		総議員数(人)	女性議員数(人)	女性議員の割合(%)
国会	衆議院	5	0	0.0
	参議院	3	0	0.0
県議会		45	4	8.9
市町議会	市議会	298	16	5.4
	町議会	105	10	9.5
	全体	403	26	6.5

注：国会・県議会は平成29年4月1日現在、市町議会は平成28年12月31日現在

資料：内閣府男女共同参画局調、県男女参画・女性活躍推進室調

(2) 審議会等における女性の参画状況

女性委員のいる審議会等の割合は、国97.6%、県96.7%と9割を超えている。市町においては、市76.6%(前年83.0%)、町83.1%(前年79.4%)と前年度より市は減少、町は増加している。女性委員の割合では、県においては34.8%と国(37.1%)を下回っているが、前年(34.4%)から増加している。

■表 I - 3 審議会における女性の参画状況

区分	審議会等数			委員数			
	総数	女性のある審議会数		総数(人)	女性委員数(人)		
		割合(%)	割合(%)		割合(%)	割合(%)	
国	123	120	97.6	1,808	671	37.1	
県	60	58	96.7	1,082	377	34.8	
市町	市	457	350	76.6	6,169	1,430	23.2
	町	77	64	83.1	907	228	25.1
	計	534	414	77.5	7,076	1,658	23.4

注：国の数値は平成28年9月30日現在、県の数値は平成29年8月現在の速報値、市町の数値は平成29年8月調査現在

資料：内閣府男女共同参画局調、県男女参画・女性活躍推進室調

■表 I - 4 国・県の審議会等における女性の参画状況の推移

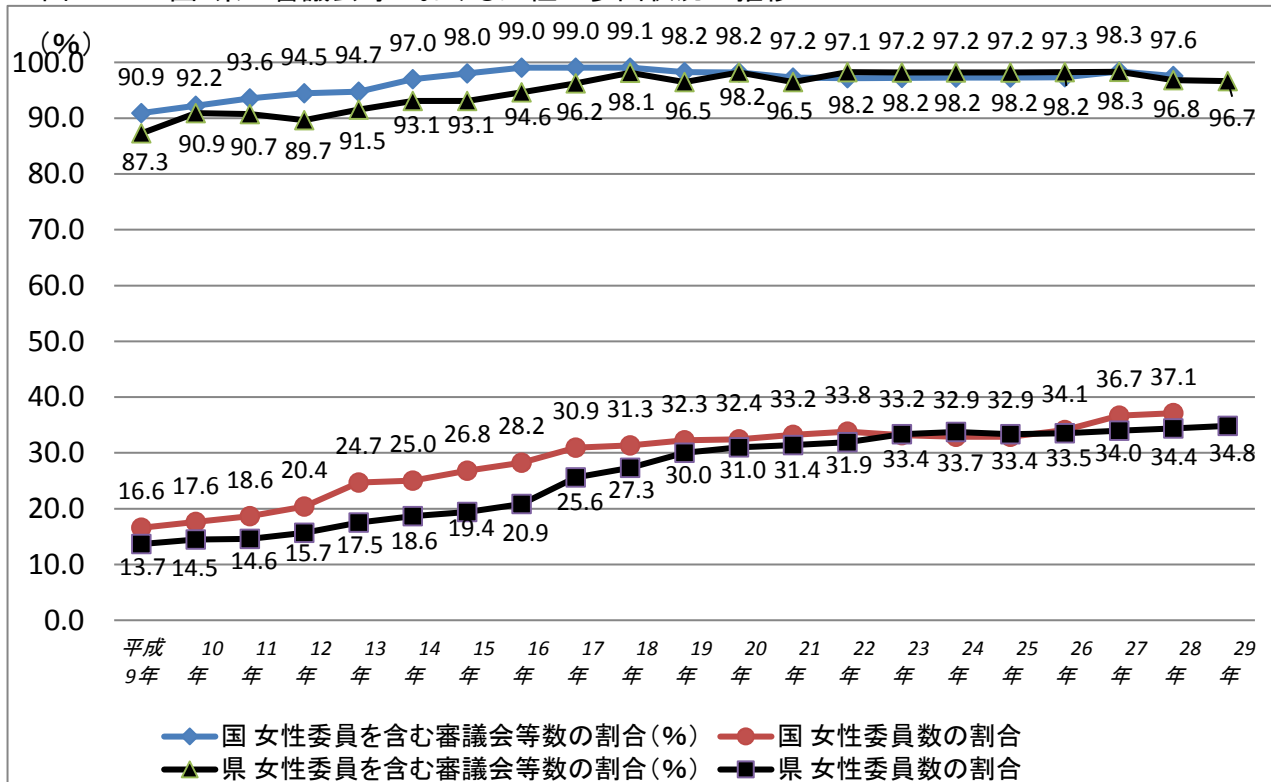
年次	国						県					
	審議会等数			委員数			審議会等数			委員数		
	総数	女性委員を含む		総数(人)	女性委員		総数	女性委員を含む		総数(人)	女性委員	
		実数	割合(%)		実数(人)	割合(%)		実数	割合(%)		実数(人)	割合(%)
平成 9年	209	190	90.9	4,532	751	16.6	55	48	87.3	1,010	138	13.7
10年	206	190	92.2	4,441	782	17.6	55	50	90.9	1,014	147	14.5
11年	202	189	93.6	4,354	812	18.6	54	49	90.7	968	141	14.6
12年	199	188	94.5	4,201	857	20.4	58	52	89.7	1,053	165	15.7
13年	95	90	94.7	1,642	405	24.7	59	54	91.5	1,038	182	17.5
14年	100	97	97.0	1,715	429	25.0	58	54	93.1	976	182	18.6
15年	102	100	98.0	1,734	465	26.8	58	54	93.1	959	186	19.4
16年	103	102	99.0	1,767	499	28.2	56	53	94.6	940	196	20.9
17年	104	103	99.0	1,792	554	30.9	53	51	96.2	899	230	25.6
18年	106	105	99.1	1,804	565	31.3	54	53	98.1	966	264	27.3
19年	113	111	98.2	1,872	604	32.3	57	55	96.5	1,009	303	30.0
20年	111	109	98.2	1,873	607	32.4	56	55	98.2	1,001	310	31.0
21年	109	106	97.2	1,779	591	33.2	57	55	96.5	984	309	31.4
22年	105	102	97.1	1,708	577	33.8	57	56	98.2	1,022	326	31.9
23年	108	105	97.2	1,723	572	33.2	56	55	98.2	980	327	33.4
24年	109	106	97.2	1,778	585	32.9	56	55	98.2	996	336	33.7
25年	109	106	97.2	1,778	585	32.9	56	55	98.2	1,007	336	33.4
26年	113	110	97.3	1,785	609	34.1	57	56	98.2	1,027	344	33.5
27年	121	119	98.3	1,798	659	36.7	59	58	98.3	1,069	363	34.0
28年	123	120	97.6	1,808	671	37.1	63	61	96.8	1,131	389	34.4
29年	—	—	—	—	—	—	60	58	96.7	1,082	377	34.8

注: 国の平成9～13年の数値は3月31日現在、平成14年以降の数値は9月30日現在

長崎県の平成9～16年は3月31日現在、平成17～28年は4月1日現在、平成29年は8月現在の速報値

資料: 内閣府男女共同参画局調、県男女参画・女性活躍推進室調

■図 I - 4 国・県の審議会等における女性の参画状況の推移



■表 I-5 県の審議会等委員への女性の登用状況

名 称	委員数(人)	うち女性委員(人)	女性委員の割合(%)
防災会議	66	10	15.2
石油コンビナート等防災本部	29	0	0.0
国民保護協議会	64	2	3.1
公益認定等審議会	5	2	40.0
行政不服審査会	5	2	40.0
情報公開審査会	5	2	40.0
個人情報保護審査会	5	2	40.0
私立学校審議会	13	5	38.5
公立大学法人評価委員会	7	4	57.1
政策評価委員会	6	3	50.0
固定資産評価審議会	12	6	50.0
スポーツ推進審議会	19	6	31.6
国土利用計画審議会	12	4	33.3
土地利用審査会	7	4	57.1
観光審議会	15	8	53.3
男女共同参画審議会	20	12	60.0
交通安全対策会議	25	9	36.0
消費生活審議会	20	11	55.0
食育推進県民会議	31	17	54.8
食品安心・安全委員会	18	7	38.9
環境審議会	29	8	27.6
環境影響評価審査会	13	5	38.5
福祉保健審議会	40	19	47.5
医療審議会	22	8	36.4
感染症診査協議会	61	17	27.9
がん登録委員会	18	2	11.1
准看護師試験委員会	15	8	53.3
介護保険審査会	24	12	50.0
国民健康保険審査会	9	5	55.6
後期高齢者医療審査会	9	5	55.6
指定難病審査会	26	0	0.0
障害者施策推進協議会	20	13	65.0
精神保健福祉審議会	16	8	50.0
精神医療審査会	23	2	8.7
障害者介護給付費等不服審査会	5	2	40.0
障害のある人の相談に関する調整委員会	20	6	30.0
障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議	35	12	34.3
少年保護育成審議会	15	7	46.7
子育て条例推進協議会	36	15	41.7
幼保連携型認定こども園審議会	6	3	50.0
研究事業評価委員会	8	3	37.5
職業能力開発審議会	15	7	46.7
長崎漁港管理会	13	4	30.8
農業共済保険審査会	10	4	40.0
卸売市場審議会	11	5	45.5
森林審議会	15	6	40.0
建設工事紛争審査会	12	6	50.0
公共事業評価監視委員会	7	3	42.9
屋外広告物審議会	14	6	42.9
美しい景観形成審議会	14	7	50.0
地方港湾審議会	33	5	15.2
水防協議会	15	4	26.7
開発審査会	7	3	42.9
建築士審査会	5	2	40.0
建築審査会	7	3	42.9
土地収用事業認定審議会	5	2	40.0
教科用図書選定審議会	20	10	50.0
社会教育委員会	18	10	55.6
長崎県立長崎図書館協議会	10	8	80.0
文化財保護審議会	17	6	35.3
計	1,082	377	34.8
審議会数		60	
うち女性委員を含む審議会数		58	
女性委員を含む審議会数の割合		96.7%	

注:数値は速報値(平成29年8月時点)

資料:県男女参画・女性活躍推進室調(第3次長崎県男女共同参画基本計画進捗状況)

■表 I - 6 県の行政委員会における女性の参画状況(地方自治法第180条の5関係)

NO	名 称	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)
1	教 育 委 員 会	5	2	40.0
2	選 挙 管 理 委 員 会	4	0	0.0
3	人事委員会	3	0	0.0
4	監査委員	4	0	0.0
5	公安委員会	3	1	33.3
6	労働委員会	15	3	20.0
7	収用委員会	9	1	11.1
8	海区漁業調整委員会	56	2	3.6
9	内水面漁場管理委員会	8	2	25.0
計		107	11	10.3
行政委員会数		9		
うち女性委員を含む行政委員会数		6		
女性委員を含む行政委員会の割合		66.7%		

注: 数値は平成29年4月1日現在
資料: 県男女参画・女性活躍推進室調

(3) 県・市町及び学校における管理職への女性登用状況

都道府県職員の管理職(課長相当級以上)に占める女性の割合は年々上昇している。
平成28年4月1日現在の本県における割合は5.0%で、全国平均8.5%を下回っている。

■表 I-7 都道府県職員の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合

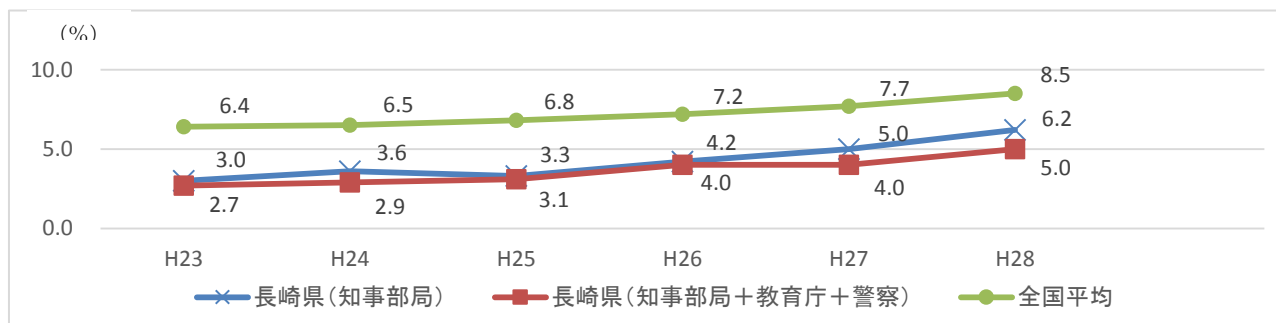
(単位:率)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
長崎県(知事部局)	3.0	3.6	3.3	4.2	5.0	6.2
長崎県(知事部局+教育庁+警察)	2.7	2.9	3.1	4.0	4.0	5.0
全 国 平 均	6.4	6.5	6.8	7.2	7.7	8.5

注: 数値は毎年4月1日現在

資料: 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、県人事課調

■図 I-7 都道府県職員の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合



■表 I-8 県の職員数及び管理職の状況(知事部局及び各種委員会。教育庁・県警・大学事務局・病院企業団・企業会計を除く)

区分	職員総数	役付職員数	部長・部次長級	課長級	課長補佐級	係長級
総 数 (人)	3,970	2,238	66	303	887	982
女 性 職 員 (人)	877	349	1	24	90	234
女性職員の割合(%)	22.1	15.6	1.5	7.9	10.1	23.8

注: 数値は平成29年4月1日現在

資料: 県人事課調

■表 I-9 県内市町の職員及び管理職の状況

区分	管理職数	うち一般行政
総 数 (人)	1,334	1,073
女 性 職 員 (人)	118	88
女性職員の割合(%)	8.8	8.2

注: 数値は平成28年4月1日現在

資料: 県男女参画・女性活躍推進室調

■表 I-10 県職員採用状況

区分	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
大 学 卒 業 程 度	81	24	29.6
短 大 卒 業 程 度	1	1	100.0
高 校 卒 業 程 度	9	1	11.1

注: 平成29年4月1日付採用分で知事部局分のみ(選考採用分を除く)

資料: 県人事課調

■表 I - 11 校長・教頭に占める女性の割合

区分	教員数			校長			副校長			教頭		
	総数(人)	女性(人)	割合(%)	総数(人)	女性(人)	割合(%)	総数(人)	女性(人)	割合(%)	総数(人)	女性(人)	割合(%)
小学校	5,400	3,030	56.1	339	44	13.0	12	4	33.3	335	18	5.4
中学校	3,411	1,643	48.2	157	12	7.6	15	0	0.0	178	13	7.3
高等学校	3,249	1,037	31.9	79	6	7.6	13	1	7.7	95	5	5.3
特別支援学校	1,060	634	59.8	14	3	21.4	4	2	50.0	20	2	10.0
計	13,120	6,344	48.4	589	65	11.0	44	7	15.9	628	38	6.1

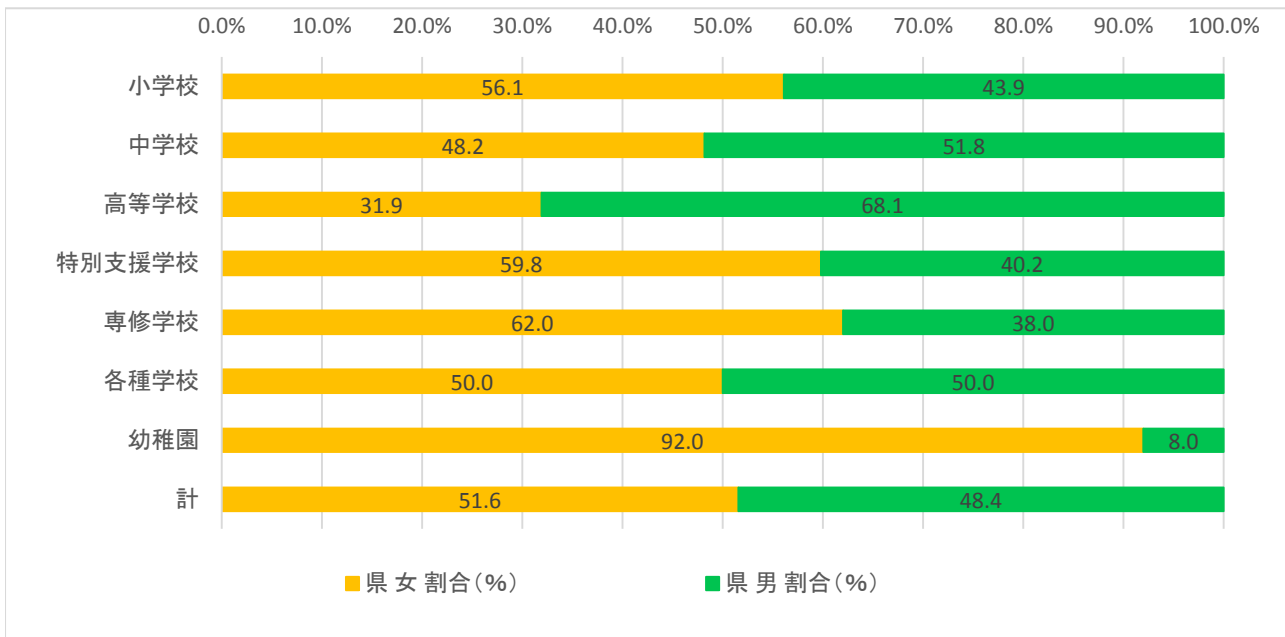
注: 数値は平成28年5月1日現在(国公私立を含む)
資料: 文部科学省「学校基本調査」市町村別統計

■表 I - 12 女性教員の割合

区分	県					全国		
	総数	女		男		総数(人)	女(%)	男(%)
		実数(人)	実数(人)	割合(%)	実数(人)			
小学校	5,400	3,030	56.1	2,370	43.9	416,973	62.3	37.7
中学校	3,411	1,643	48.2	1,768	51.8	251,978	43.0	57.0
高等学校	3,249	1,037	31.9	2,212	68.1	234,611	31.7	68.3
特別支援学校	1,060	634	59.8	426	40.2	82,372	61.2	38.8
専修学校	358	222	62.0	136	38.0	41,190	52.7	47.3
各種学校	12	6	50.0	6	50.0	8,731	42.3	57.7
幼稚園	948	872	92.0	76	8.0	99,957	93.5	6.5
計	14,438	7,444	51.6	6,994	48.4	1,135,812	53.8	46.2

注: 数値は、平成28年5月1日現在
資料: 文部科学省「学校基本調査」市町村別統計

■図 I - 12 女性教員の割合



■表 I - 13 女性教員数の推移

上段:実数 下段:構成比

年度	小学校(人)			中学校(人)			高等学校(人)		
	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男
19年度	5,815	3,189	2,626	3,780	1,820	1,960	3,667	1,035	2,632
	100.0	54.8	45.2	100.0	48.1	51.9	100.0	28.2	71.8
20年度	5,773	3,189	2,584	3,691	1,768	1,923	3,571	1,034	2,537
	100.0	55.2	44.8	100.0	47.9	52.1	100.0	29.0	71.0
21年度	5,717	3,153	2,564	3,681	1,768	1,913	3,544	1,053	2,491
	100.0	55.2	44.8	100.0	48.0	52.0	100.0	29.7	70.3
22年度	5,672	3,135	2,537	3,638	1,737	1,901	3,461	1,024	2,437
	100.0	55.3	44.7	100.0	47.7	52.3	100.0	29.6	70.4
23年度	5,621	3,117	2,504	3,585	1,708	1,877	3,398	1,025	2,373
	100.0	55.5	44.5	100.0	47.6	52.4	100.0	30.2	69.8
24年度	5,518	3,049	2,469	3,542	1,707	1,835	3,343	1,012	2,331
	100.0	55.3	44.7	100.0	48.2	51.8	100.0	30.3	69.7
25年度	5,520	3,079	2,441	3,503	1,683	1,820	3,305	1,010	2,295
	100.0	55.8	44.2	100.0	48.0	52.0	100.0	30.6	69.4
26年度	5,520	3,079	2,441	3,503	1,683	1,820	3,305	1,010	2,295
	100.0	55.8	44.2	100.0	48.0	52.0	100.0	30.6	69.4
27年度	5,400	3,030	2,370	3,442	1,647	1,795	3,286	1,042	2,244
	100.0	56.1	43.9	100.0	47.9	52.1	100.0	31.7	68.3
28年度	5,400	3,030	2,370	3,411	1,643	1,768	3,249	1,037	2,212
	100.0	56.1	43.9	100.0	48.2	51.8	100.0	31.9	68.1

年度	特別支援学校(人)			専修学校(人)			各種学校(人)		
	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男
19年度	891	534	357	366	215	151	36	7	29
	100.0	59.9	40.1	100.0	58.7	41.3	100.0	19.4	80.6
20年度	884	515	369	365	221	144	32	6	26
	100.0	58.3	41.7	100.0	60.5	39.5	100.0	18.8	81.2
21年度	866	515	351	367	233	134	14	5	9
	100.0	59.5	40.5	100.0	63.5	36.5	100.0	35.7	64.3
22年度	881	532	349	360	231	129	14	5	9
	100.0	60.4	39.6	100.0	64.2	35.8	100.0	35.7	64.3
23年度	904	537	367	364	225	139	13	5	8
	100.0	59.4	40.6	100.0	61.8	38.2	100.0	38.5	61.5
24年度	905	551	354	377	237	140	13	5	8
	100.0	60.9	39.1	100.0	62.9	37.1	100.0	38.5	61.5
25年度	947	568	379	377	229	148	13	6	7
	100.0	60.0	40.0	100.0	60.7	39.3	100.0	46.2	53.8
26年度	972	587	385	378	232	146	11	5	6
	100.0	60.4	39.6	100.0	61.4	38.6	100.0	45.5	54.5
27年度	1,025	614	411	370	221	149	12	5	7
	100.0	59.9	40.1	100.0	59.7	40.3	100.0	41.7	58.3
28年度	1,060	634	426	358	222	136	12	6	6
	100.0	59.8	40.2	100.0	62.0	38.0	100.0	50.0	50.0

注: 数値は各年5月1日現在。

資料: 文部科学省「学校基本調査」

(4) 民間企業における女性の管理職への登用状況

本県の民間企業における係長級以上に占める女性の割合は27.9%であり、全体の4分の1程度である。

■表 I - 14 民間における管理職(係長級以上)に占める女性の割合

年次	女性(%)	男性(%)
平成24年	28.5	71.5
平成25年	23.9	76.1
平成26年	23.7	76.3
平成27年	25.1	74.9
平成28年	27.9	72.1

注:ここでいう「管理職」とは、

- ・企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含む。
- ・部長・課長等の役職名を採用していない場合などは、事業所の実態によりどの管理職区分に該当するか適宜判断としている。
- ・係長相当職には主任クラスを含む。

資料:長崎県労働条件等実態調査

(5) 農林漁業、商工業における女性の参画状況

本県の基幹的農業従事者のうち、女性の数は平成27年は13,900人で全体の43.8%を占めており、家族経営協定の締結数も増加している。
 一方 漁業就労者のうち女性の数は平成27年は2,094人で全体の18.8%と少ない状況である。
 各団体の役員のうち、女性の割合は農協10.1%、漁協0.4%、商工会議所1.3%、商工会5.9%といずれも女性が少ない状況である。

■表 I - 15 男女別農業・漁業・林業・商工業就業人口

区分	総数(人)	女(人)	男(人)	女性の割合(%)	男性の割合(%)
平成27年農業就業人口	34,440	15,920	18,520	46.2	53.8
平成27年基幹的農業従事者	31,719	13,900	17,819	43.8	56.2
平成27年漁業就業者	11,167	2,094	9,073	18.8	81.2
平成27年林業就業者	596	96	500	16.1	83.9
平成24年商工業等就業者	64,000	23,700	40,300	37.0	63.0

資料: 2015年農林業センサス、H27国勢調査、総務省「H24年就業構造基本調査」

注: 商工業等就業者は、農林漁業以外の自営業主及び家族従業者の合計

■表 I - 16 家族経営協定締結数

区分	平成24年	25年	26年	27年	28年
家族経営協定締結数	1,925	2,028	2,083	2,123	2,168

資料: 農林水産省 家族経営協定に関する実態調査

■表 I - 17 農林漁業における政策・方針決定の場への女性登用状況

区分	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
農 協 役 員	198	20	10.1
農 業 委 員	561	41	7.3
農 業 士	300	95	31.7
漁 協 役 員	715	3	0.4
指 導 漁 業 士	105	4	3.8

注: 農協役員は平成28年3月31日現在、農業委員は平成29年8月調査現在、農業士、漁協役員、指導漁業士は平成28年4月1日現在

資料: 県農林部・水産部調

■表 I - 18 商工会議所・商工会における男女別役員数

区分	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
商工会議所役員	224	3	1.3
商工会議所議員	513	21	4.1
商 工 会 役 員	540	32	5.9

注: 商工会の数値は平成28年3月31日現在、商工会議所の数値は平成29年3月31日現在

資料: 県産業労働部調

(6) 雇用の状況

本県の女性の労働力率は30～34歳台が最も低いM字カーブとなっている。
有業者の割合は、男性が減少傾向にあるのに対して、女性は増加傾向にある。

■表 I - 19 女性の年齢階級別労働力率の推移

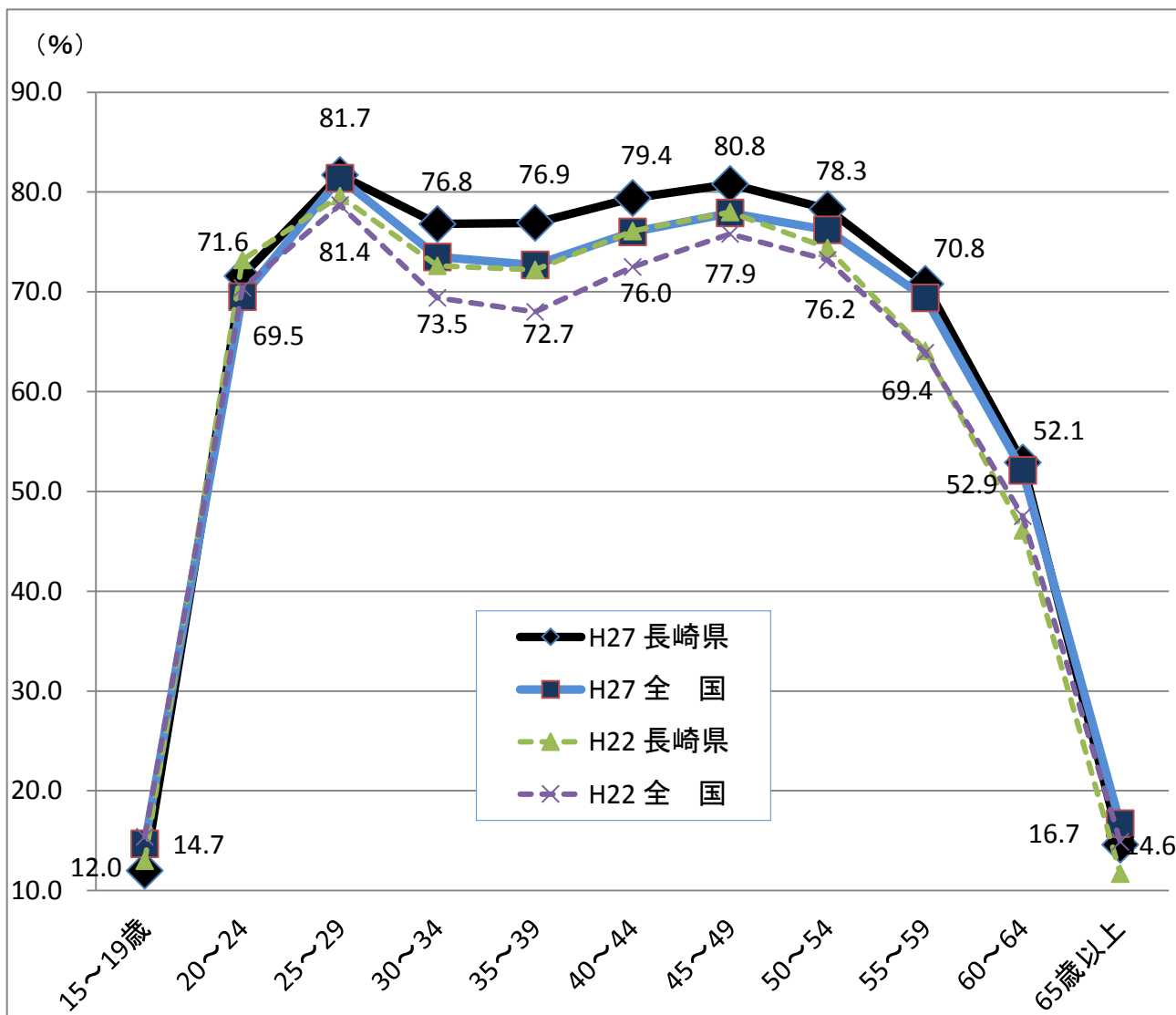
単位：%

		15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上
H27	長崎県	12.0	71.6	81.7	76.8	76.9	79.4	80.8	78.3	70.8	52.9	14.6
	全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7
H22	長崎県	13.0	73.2	79.6	72.6	72.2	76.1	78.0	74.4	64.1	46.1	11.7
	全国	15.4	70.4	78.7	69.4	68.0	72.5	75.8	73.2	63.9	47.5	14.9

労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

資料：国勢調査

■図 I - 19 女性の年齢階級別労働力率の推移(M字カーブ)



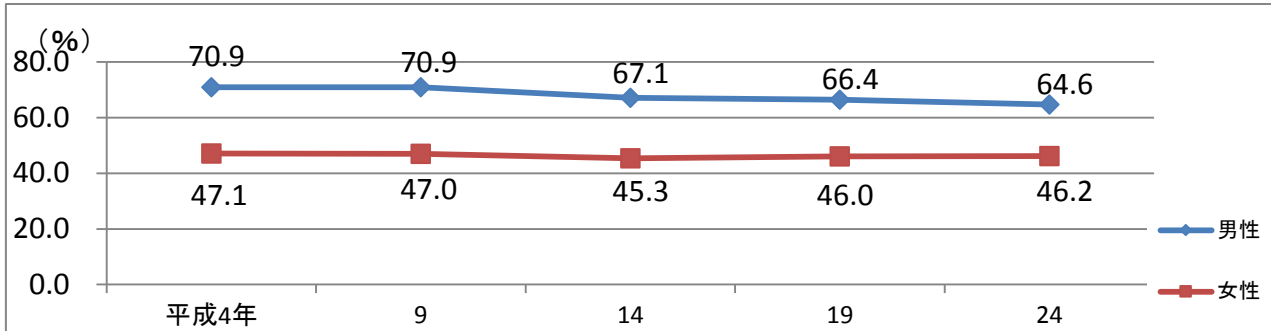
■表 I-20 男女別有業者の割合の推移

(単位:%)

	平成4年	9	14	19	24
男性	70.9	70.9	67.1	66.4	64.6
女性	47.1	47.0	45.3	46.0	46.2

資料:総務省「就業構造基本調査」

■図 I-20 男女別有業者の割合の推移



■表 I-21 子育て期(25~44歳)女性無業者の就業希望状況

	非就業希望者	就業希望者	
		うち求職している	うち求職していない
人数(人)	18,200	23,400	13,700
率(%)	43.7	56.3	58.5

資料:総務省「平成24年就業構造基本調査」

■表 I-22 年齢階級別きまって支給する所定内給与額の男女(一般労働者)の比較

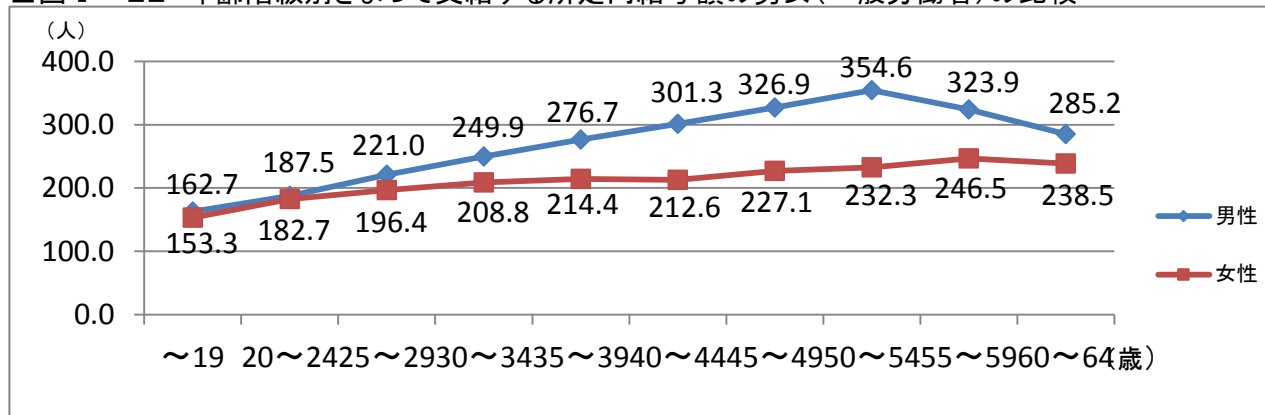
(単位:千円)

年齢	~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64
男性	162.7	187.5	221.0	249.9	276.7	301.3	326.9	354.6	323.9	285.2
女性	153.3	182.7	196.4	208.8	214.4	212.6	227.1	232.3	246.5	238.5

注:従業員10人以上

資料:厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査」

■図 I-22 年齢階級別きまって支給する所定内給与額の男女(一般労働者)の比較



■表 I-23 ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の割合

(単位:%)

	全体	300人~	100~299人	30~99人	5~29人
平成26年度	60.6	100.0	100.0	80.2	55.6
27年度	75.7	100.0	100.0	93.0	71.7
28年度	73.8	100.0	100.0	89.1	69.9

資料:長崎県労働条件等実態調査

(7) 女性パートタイム労働者の状況

平成28年の本県の女性パートタイム労働者は、58,710人であり、女性労働者に占めるパートタイム労働者の割合は全国より低い。割合は、全国では前年より1.2ポイント減少しているが、県では横ばいで推移している。

また、パートタイム労働者の所定内給与額は、前年より全国で2.1%増加し、本県で0.1%減少している。

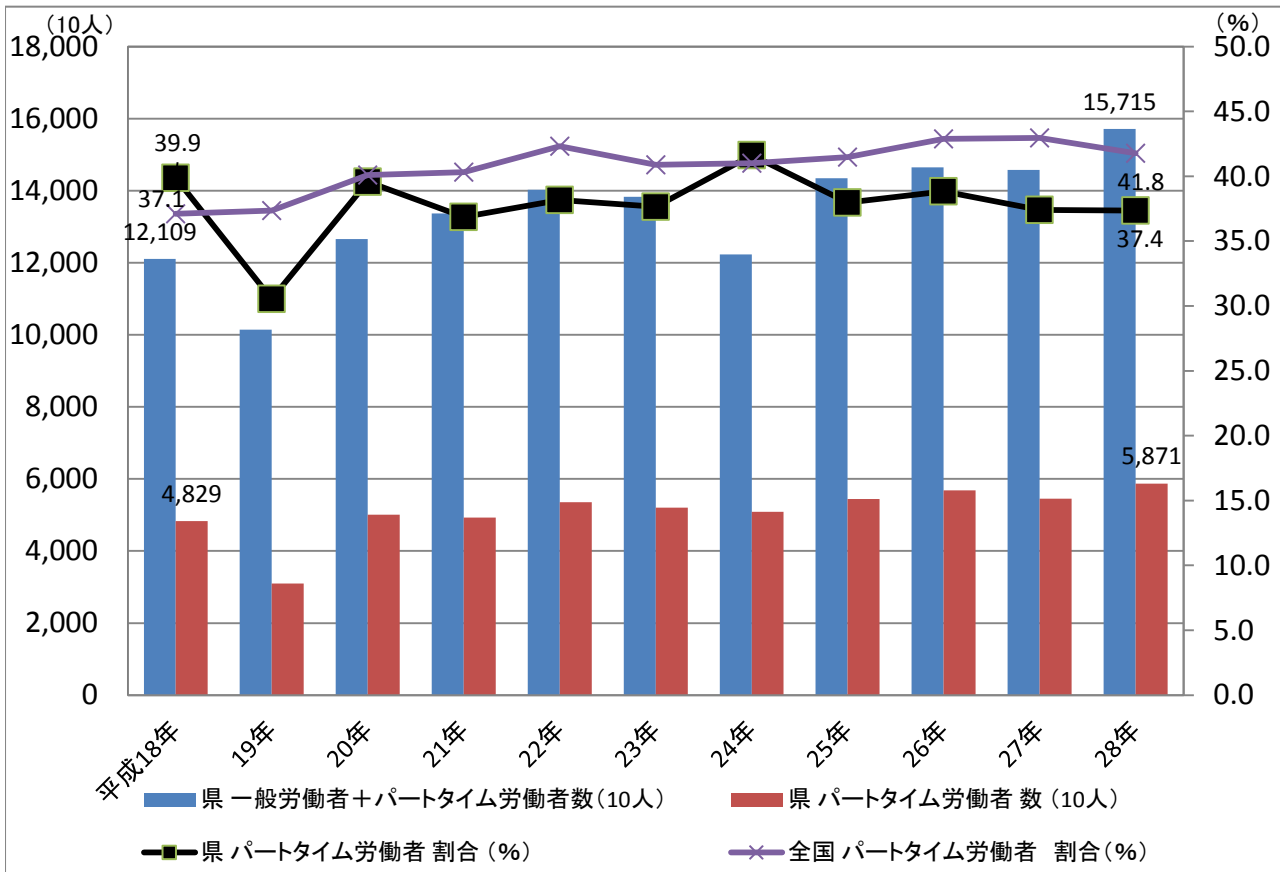
■表 I-24 一般労働者とパートタイム労働者数の推移(女性)

年次	県				全国					
	女性労働者数(10人)				女性労働者数(10人)					
	一般労働者		パートタイム労働者		一般労働者		パートタイム労働者			
	労働者数 (10人)	割合 (%)	労働者数 (10人)	割合 (%)	労働者数 (10人)	割合 (%)	労働者数 (10人)	割合 (%)		
平成18年	12,109	7,280	60.1	4,829	39.9	1,068,203	671,813	62.9	396,390	37.1
19年	10,144	7,045	69.4	3,099	30.6	1,031,256	645,963	62.6	385,293	37.4
20年	12,657	7,649	60.4	5,008	39.6	1,150,477	689,288	59.9	461,189	40.1
21年	13,365	8,439	63.1	4,926	36.9	1,119,205	667,868	59.7	451,337	40.3
22年	14,027	8,673	61.8	5,354	38.2	1,087,626	627,435	57.7	460,191	42.3
23年	13,830	8,624	62.4	5,206	37.6	1,079,004	637,814	59.1	441,191	40.9
24年	12,226	7,136	58.4	5,090	41.6	1,294,512	763,664	59.0	530,848	41.0
25年	14,346	8,899	62.0	5,447	38.0	1,241,255	726,558	58.5	514,697	41.5
26年	14,645	8,959	61.2	5,686	38.8	1,270,572	725,628	57.1	544,944	42.9
27年	14,572	9,122	62.6	5,450	37.4	1,311,015	747,930	57.0	563,085	43.0
28年	15,715	9,844	62.6	5,871	37.4	1,364,451	794,626	58.2	569,825	41.8

注: 数値は各年6月30日現在

資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■図 I-24 一般労働者とパートタイム労働者数の推移(女性)

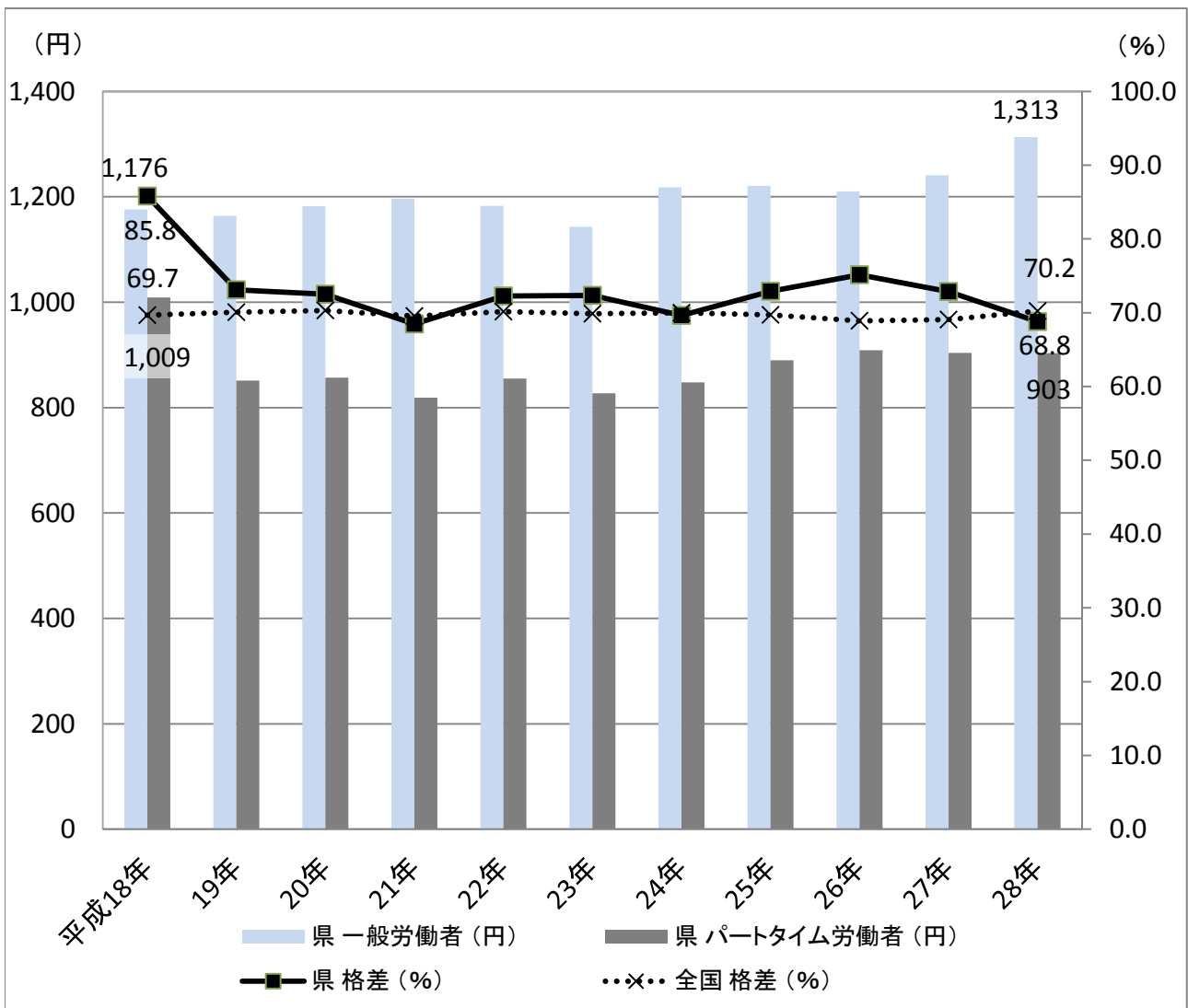


■表 I - 25 一般労働者とパートタイム労働者の所定内給与額及びその格差の推移(女性)

年次	県			全国		
	一般労働者 (円)	パートタイム労働者 (円)	格差 (%)	一般労働者 (円)	パートタイム労働者 (円)	格差 (%)
平成18年	1,176	1,009	85.8	1,349	940	69.7
19年	1,164	851	73.1	1,373	962	70.1
20年	1,182	857	72.5	1,387	975	70.3
21年	1,196	819	68.5	1,399	973	69.5
22年	1,183	855	72.3	1,396	979	70.1
23年	1,143	827	72.4	1,414	988	69.9
24年	1,218	848	69.6	1,430	1,001	70.0
25年	1,221	890	72.9	1,445	1,007	69.7
26年	1,210	909	75.1	1,469	1,012	68.9
27年	1,241	904	72.8	1,494	1,032	69.1
28年	1,313	903	68.8	1,501	1,054	70.2

注: 一般労働者の数値は、月間所定内実労働時間で除した額、パートタイム労働者は1時間当たりの額
資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■図 I - 25 一般労働者とパートタイム労働者の所定内給与額及びその格差の推移(女性)



(8) 県内大学・短大の新規学卒者の就職状況

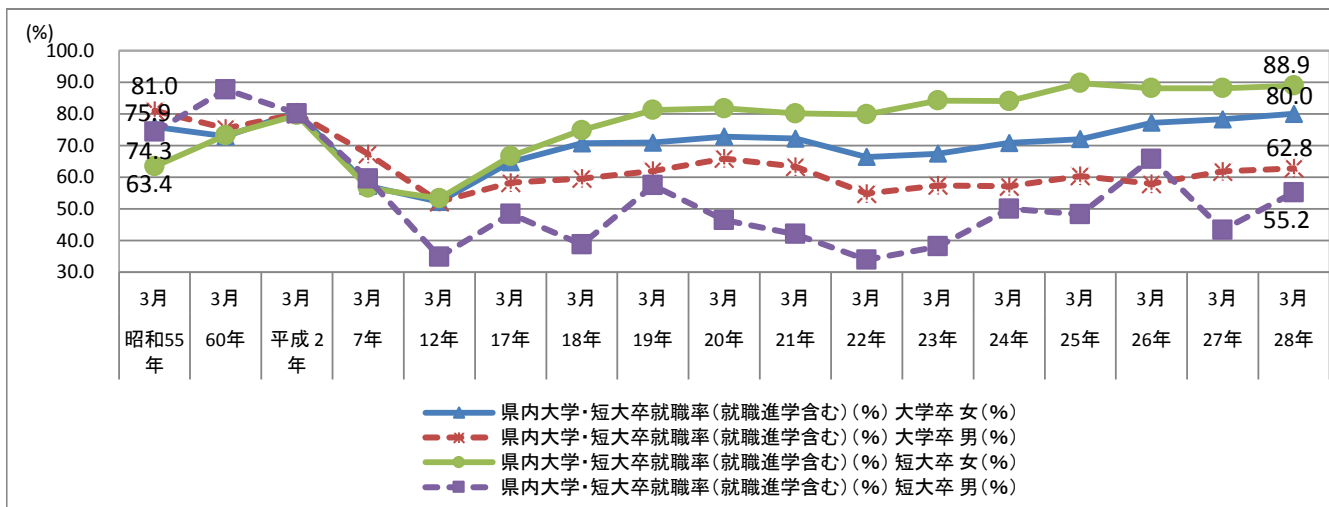
本県の大学・短大の新規学卒者の就職率は、平成12年以降、男性より女性の方が高くなっている。

■表 I-26 県内大学・短大の新規学卒者の就職率の推移

年次	県内大学・短大卒就職率(就職進学含む)(%)			
	大学卒		短大卒	
	女(%)	男(%)	女(%)	男(%)
昭和55年 3月	75.9	81.0	63.4	74.3
60年 3月	72.9	75.4	73.2	87.7
平成 2年 3月	80.6	80.0	79.6	80.1
7年 3月	57.2	67.3	56.6	59.5
12年 3月	52.2	52.2	53.3	34.8
17年 3月	64.7	58.3	66.6	48.4
18年 3月	70.7	59.6	74.8	38.7
19年 3月	70.9	62.0	81.2	57.4
20年 3月	72.8	65.9	81.7	46.4
21年 3月	72.2	63.3	80.1	42.0
22年 3月	66.4	54.8	79.8	33.9
23年 3月	67.4	57.4	84.2	38.1
24年 3月	70.8	57.1	84.0	50.0
25年 3月	72.0	60.4	89.7	48.3
26年 3月	77.2	57.9	88.1	65.7
27年 3月	78.3	61.8	88.1	43.3
28年 3月	80.0	62.8	88.9	55.2

資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図 I-26 県内大学・短大の新規学卒者の就職率の推移



(9) 男女、年齢階級別1日あたりの家事関連時間

平成23年における1日当たりの家事関連時間(「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間)は2時間5分で、男性が平均39分、女性が平均3時間20分と、男女の間に大きな差がある。

男女、年齢階級別に見ると、男性は35～44歳、65歳以上を除く年齢階級で増加しているが、75歳以上では22分減少している。女性は10～14歳、25～34歳を除く年齢階級で減少しており、35～44歳では56分の大幅な減少となっている。

■表 I-27 男女、年齢階級別1日あたりの家事関連時間(週全体の平均)

	総数			女			男			男女差	
	H18年度	H23年度	増減	H18年度	H23年度	増減	H18年度	H23年度	増減	H18年度	H23年度
総数	2.12	2.05	-0.07	3.34	3.20	-0.14	0.36	0.39	0.03	-2.58	-2.41
10～14歳	0.14	0.17	0.03	0.17	0.17	0.00	0.12	0.16	0.04	-0.05	-0.01
15～24歳	0.34	0.36	0.02	0.57	0.55	-0.02	0.09	0.16	0.07	-0.48	-0.39
25～34歳	1.55	2.10	0.15	3.15	3.34	0.19	0.29	0.39	0.10	-2.46	-2.55
35～44歳	2.57	2.25	-0.32	5.01	4.05	-0.56	0.38	0.36	-0.02	-4.23	-3.29
45～54歳	2.14	2.15	0.01	3.59	3.54	-0.05	0.24	0.27	0.03	-3.35	-3.27
55～64歳	2.39	2.28	-0.11	4.28	4.10	-0.18	0.38	0.41	0.03	-3.50	-3.29
65～74歳	3.01	2.52	-0.09	4.30	4.19	-0.11	1.08	1.04	-0.04	-3.22	-3.15
75歳以上	2.41	2.02	-0.39	3.29	2.41	-0.48	1.16	0.54	-0.22	-2.13	-1.47

資料: 長崎県「平成23年社会生活基本調査」

(10) NPO数の状況

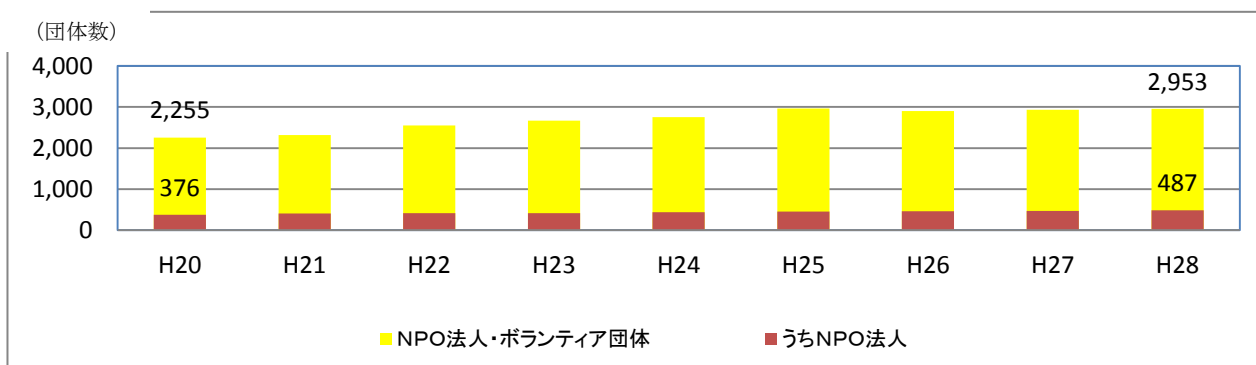
平成28年度においてNPO法人の数は487団体であり、解散件数が増えていることなどから近年伸びは鈍化している。
また、市民活動団体等の数は2,953団体であり、平成26年に初めて減少に転じ、その後微増している。

■表 I-28 NPO(NPO法人・ボランティア団体)数の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
NPO法人・ボランティア団体	2,255	2,320	2,551	2,670	2,751	2,961	2,905	2,930	2,953
うちNPO法人	376	407	416	419	441	453	463	468	487

数値は各年12月31日現在
資料: 県民協働課調

■図 I-27 NPO(NPO法人・ボランティア団体)数の推移



(11) 消防団員数と女性の数の状況

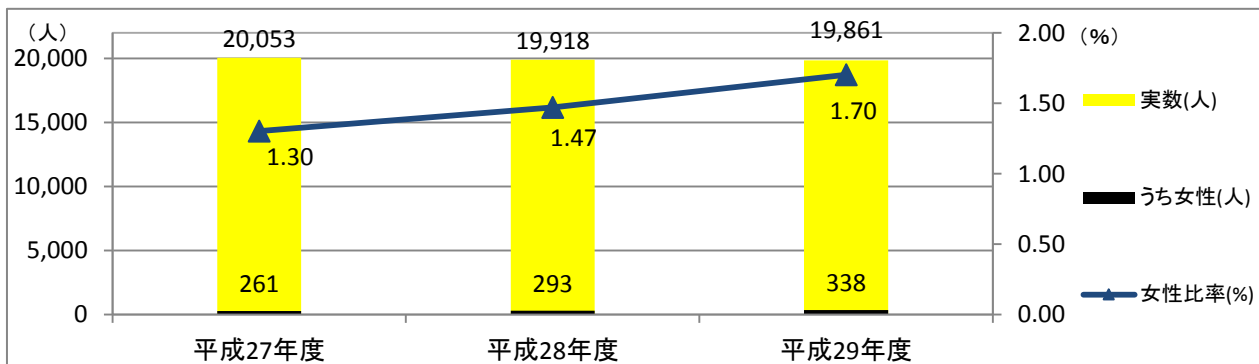
県内の消防団員数が減少し、充足率が低くなる中、女性の消防団員数は増加している。

■表 I-29 県内の消防団員数と女性の数の推移

	実数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	定数(人)	充足率(%)
平成27年度	20,053	261	1.30	22,395	89.5
平成28年度	19,918	293	1.47	22,395	88.9
平成29年度	19,861	338	1.70	21,725	91.4

資料: 長崎県消防防災年報(各年4月1日現在)

■図 I-29 県内の消防団員数と女性の数の推移



基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

(1) 婦人保護・性的被害の状況

相談件数は前年度に比較すると、6.2%の増になっており、DV相談件数が全体に占める割合は依然、高い割合となっている。

■表Ⅱ-1 県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数及びDV相談の推移

年度		総相談件数			うちDV相談					
		電話等	来所等	計	電話等		来所等		計	
					件数	%	件数	%	件数	%
24	長崎	1,268	782	2,050	771	60.8	607	77.6	1,378	67.2
	佐世保	600	183	783	356	59.3	120	65.6	476	60.8
	計	1,868	965	2,833	1,127	60.3	727	75.3	1,854	65.4
25	長崎	1,037	568	1,605	602	58.1	410	72.2	1,012	63.1
	佐世保	361	127	488	239	66.2	94	74.0	333	68.2
	計	1,398	695	2,093	841	60.2	504	72.5	1,345	64.3
26	長崎	1,182	697	1,879	746	63.1	558	80.1	1,304	69.4
	佐世保	457	173	630	257	56.2	125	72.3	382	60.6
	計	1,639	870	2,509	1,003	61.2	683	78.5	1,686	67.2
27	長崎	1,415	668	2,083	868	61.3	484	72.5	1,352	64.9
	佐世保	571	175	746	307	53.8	123	70.3	430	57.6
	計	1,986	843	2,829	1,175	59.2	607	72.0	1,782	63.0
28	長崎	1,386	703	2,089	882	63.6	580	82.5	1,462	70.0
	佐世保	650	264	914	298	45.8	125	47.3	423	46.3
	計	2,036	967	3,003	1,180	58.0	705	72.9	1,885	62.8

※電話等には、メールによる相談を含む

※来所等には、巡回相談、出張相談や同行支援等を含む

※県こども家庭課調

■表Ⅱ-2 来所相談の主訴別推移

年度		人間関係																				その他	計								
		夫等からの暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他の暴力	子どもからの暴力	養育困難	親からの暴力	その他の親族からの暴力	家族間の暴力	交際相手からの暴力	その他の暴力	家庭不和	その他の者からの暴力	男女の問題	その他	住居の問題	帰宅先なし	経済生活・金銭	関係の他	医療精神的問題			関係の他	売春強要	ヒモ・暴力団関係					
24	長崎	406	3	104	26	7	17	44	27	36	7	9	0	3	3	3	3	22	8	7	2	7	11	3	21	1	0	0	2	0	782
	佐世保	75	0	58	5	0	1	7	2	1	1	4	0	0	6	0	1	2	2	2	4	0	0	0	12	0	0	0	0	0	183
	計	481	3	162	31	7	18	51	29	37	8	13	0	3	9	3	4	24	10	9	6	7	11	3	33	1	0	0	2	0	965
25	長崎	227	0	80	20	9	6	28	19	11	5	14	1	11	3	12	8	10	10	3	0	3	2	0	3	1	0	0	0	0	486
	佐世保	44	0	53	4	0	0	2	3	0	0	3	0	1	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	118
	計	271	0	133	24	9	6	30	22	11	5	17	1	12	3	12	8	16	11	3	0	3	2	0	4	1	0	0	0	0	604
26	長崎	268	2	95	36	14	15	71	11	6	8	7	4	6	2	4	15	53	6	7	9	12	8	3	30	1	4	0	0	0	697
	佐世保	69	0	56	4	0	0	0	3	3	2	7	1	3	1	1	2	0	0	4	0	0	0	2	15	0	0	0	0	0	173
	計	337	2	151	40	14	15	71	14	9	10	14	5	9	3	5	17	53	6	11	9	12	8	5	45	1	4	0	0	0	870
27	長崎	233	0	140	38	3	14	43	22	5	17	7	4	16	1	1	14	26	3	9	5	16	11	1	33	1	5	0	0	0	668
	佐世保	94	0	29	13	0	2	7	3	0	4	0	1	2	0	4	2	0	0	1	0	1	3	0	9	0	0	0	0	0	175
	計	327	0	169	51	3	16	50	25	5	21	7	5	18	1	5	16	26	3	10	5	17	14	1	42	1	5	0	0	0	843
28	長崎	225	0	152	36	2	0	102	14	1	23	11	5	10	1	7	19	22	6	5	3	4	8	6	36	4	0	1	0	0	703
	佐世保	92	0	45	7	1	2	13	1	1	7	0	1	5	3	1	10	23	3	4	4	0	1	2	14	24	0	0	0	0	264
	計	317	0	197	43	3	2	115	15	2	30	11	6	15	4	8	19	45	9	9	7	4	9	8	50	28	0	1	0	0	957

※平成25年度から、巡回相談、出張相談、同行支援を除く。

※県こども家庭課調

(2) 一時保護の状況

長崎こども・女性・障害者支援センターに設置している一時保護所及び民間委託シェルター等への委託による一時保護の件数は、平成28年度46人(うちDV31人)であった。

■表Ⅱ-3 入所理由別による一時保護の状況

理 由	件 数		
	H26年	H27年	H28年
人 間 関 係 (うちDV(配偶者等からの暴力))	65 (50)	49 (38)	43 (31)
経 済 関 係	0	3	1
医 療 関 係	2	0	0
帰 省 先 な し	3	1	1
不 純 異 性 交 遊	0	0	0
売 春 防 止 法 5 条 違 反	0	2	0
そ の 他	0	0	1
計	70	55	46

資料: 県こども家庭課調

(3) 警察本部における「性犯罪被害110番」受理状況

平成28年中の受理件数は29件で、「その他」以外には「性犯罪の被害申告に関すること」が上位を占めている。年齢別で見ると20歳代、40歳代が多くなっている。
また、警察におけるDV事案の相談などの受理件数は、平成28年1月～12月で354件と前年より増加している。

■表Ⅱ-4 「性犯罪被害110番」受理状況

内 容	件 数									
	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
性犯罪の被害申告に関すること	14	12	5	13	10	10	5	10	15	8
過去の性犯罪被害の悩みに関するもの	2	3	0	1	5	5	8	1	0	1
性的ないやがらせに関するもの	6	4	5	0	2	0	5	3	0	0
精神的な悩みに関するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
男女間のトラブル	6	5	3	4	0	0	3	0	0	1
事件容疑情報	10	6	3	0	1	0	0	0	0	0
つきまとい行為に関するもの	12	11	3	3	1	0	0	1	2	1
配偶者に対する暴力に関するもの	9	1	2	0	0	0	1	0	0	0
上記以外の相談	16	22	7	3	0	0	0	0	0	0
そ の 他	24	18	2	2	29	21	16	12	6	18
計	99	82	30	26	48	36	38	27	23	29

資料: 県警察本部調

■表Ⅱ-5 年齢別の受理状況

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計	不明	合計
平成19年	3	16	21	15	8	3	2	68	31	99
20年	4	11	29	16	5	1	0	66	16	82
21年	2	3	8	7	3	1	0	24	6	30
22年	0	5	8	1	6	0	0	20	6	26
23年	1	8	6	13	5	0	0	33	15	48
24年	0	3	7	7	5	6	0	28	8	36
25年	3	10	6	2	6	2	0	29	9	38
26年	0	4	2	4	0	2	2	14	13	27
27年	0	5	2	7	0	1	0	15	8	23
28年	1	9	0	4	1	1	0	16	13	29

資料: 県警察本部調

■表Ⅱ-6 警察におけるDV事案の相談など受理件数

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
件数	222	348	304	303	349	354

(4) 男女別の死因別死亡数

死因の上位10項目の内、上位4項目までは男女に共通している、第1位の悪性新生物が全死亡者に占める割合は、28.5%となっている。男性の死因第8位の「自殺」は女性では第15位となっている。

■表Ⅱ-7 男女別にみた死因別死亡数

区分	女 (8,738)			男 (8,117)		
	死 因	死亡数 (人)	割合 (%)	死 因	死亡数 (人)	割合 (%)
第1位	悪性新生物	2,080	23.8	悪性新生物	2,728	33.6
第2位	心疾患(高血圧性を除く)	1,524	17.4	心疾患(高血圧性を除く)	1,075	13.2
第3位	肺炎	857	9.8	肺炎	820	10.1
第4位	脳血管疾患	771	8.8	脳血管疾患	581	7.2
第5位	老衰	748	8.6	不慮の事故	308	3.8
第6位	不慮の事故	231	2.6	老衰	200	2.5
第7位	腎不全	198	2.3	慢性閉塞性肺疾患	175	2.2
第8位	大動脈瘤及び解離	114	1.3	自殺	171	2.1
第9位	アルツハイマー病	94	1.1	腎不全	160	2.0
第10位	敗血症	88	1.0	肝疾患	102	1.3

資料：死因別死亡数については、厚生労働省「人口動態調査」(平成27年)による
割合については、死亡総数から算出した

(5) 女性特有のがんの罹患状況

子宮がんについては、20～40歳代の罹患数が特に増加している。また、乳がんについては、40歳代以上の罹患数が特に増加している。

一方で、本県の27年度における子宮がん検診受診率は33.7%、乳がん検診受診率は22.6%であり、いずれも伸び悩んでいる。

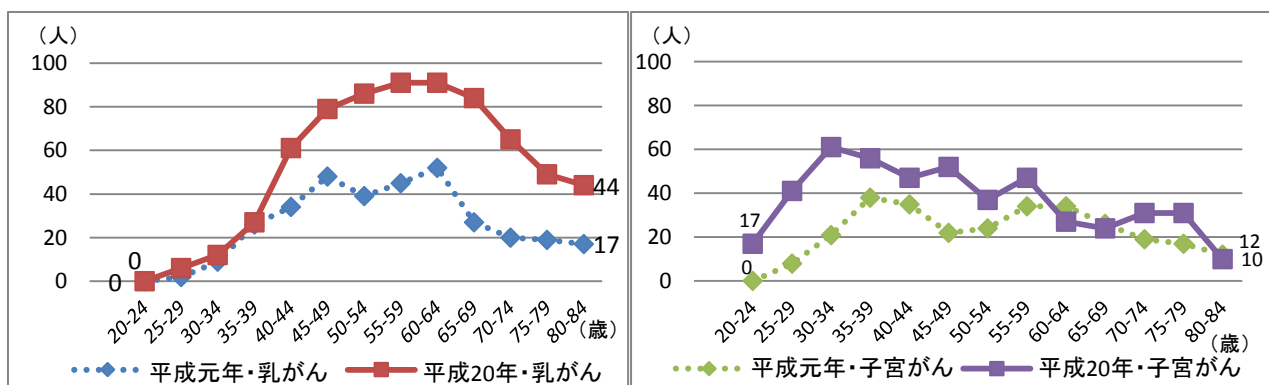
■表Ⅱ-8 女性特有のがん年齢別罹患状況(昔と今の変化)

(単位：人)

年齢	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84
平成元年・乳がん	0	2	9	26	34	48	39	45	52	27	20	19	17
平成20年・乳がん	0	6	12	27	61	79	86	91	91	84	65	49	44
平成元年・子宮がん	0	8	21	38	35	22	24	34	34	26	19	17	12
平成20年・子宮がん	17	41	61	56	47	52	37	47	27	24	31	31	10

資料：長崎県のがん登録

■図Ⅱ-8 女性特有のがん年齢別罹患状況(昔と今の変化)



■表Ⅱ-9 子宮がん、乳がん検診受診率の推移 (単位：率)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
子宮がん	29.4	29.0	39.4	41.4	33.7
乳がん	18.5	17.5	27.4	28.1	22.6

資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」
平成25年度より統計の対象年齢が69歳までとなっている

(6) 妊娠・出産に関わる保健医療対策

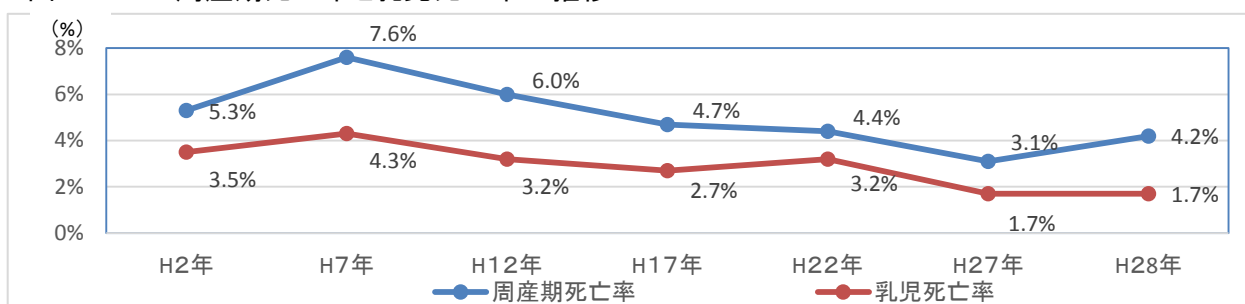
周産期死亡率、乳児死亡率ともに減少傾向にある。
また、人工妊娠中絶件数、実施率とも、各年代において減少傾向にある。

■表Ⅱ－10 周産期死亡率と乳児死亡率の推移 (単位:率)

	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	H28年
周産期死亡率	5.3%	7.6%	6.0%	4.7%	4.4%	3.1%	4.2%
乳児死亡率	3.5%	4.3%	3.2%	2.7%	3.2%	1.7%	1.7%

資料:厚生労働省「人口動態調査」(平成28年は月報年計概数)
 ・周産期死亡:妊娠満22週以降の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたもの
 ・周産期死亡率:各年において、出生数1,000件に対して周産期志望が何件あったかを示す指標
 ・乳児死亡:生後1年未満の死亡
 ・乳児死亡率:各年において、出生数1,000人に対して乳児死亡が何件あったかを示す指標

■図Ⅱ－10 周産期死亡率と乳児死亡率の推移

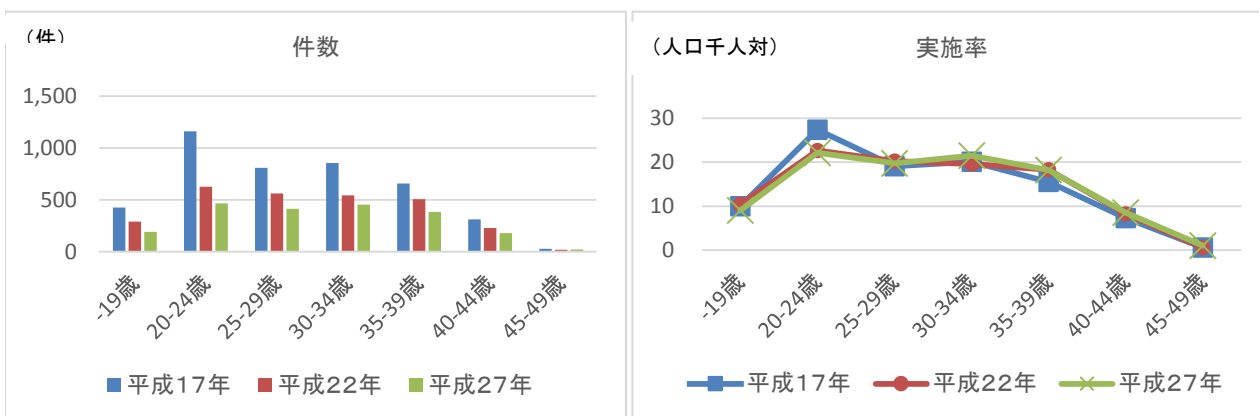


■表Ⅱ－11 人口妊娠中絶件数及び実施率(女子人口千対)の推移

	平成17年		平成22年		平成27年	
	件数(件)	実施率(%)	件数(件)	実施率(%)	件数(件)	実施率(%)
-19歳	425	10.0%	289	10.4%	190	9.0%
20-24歳	1,162	27.4%	627	22.6%	465	22.1%
25-29歳	809	19.1%	561	20.2%	413	19.7%
30-34歳	855	20.1%	543	19.6%	452	21.5%
35-39歳	656	15.5%	506	18.3%	382	18.2%
40-44歳	311	7.3%	227	8.2%	179	8.5%
45-49歳	27	0.6%	18	0.6%	20	1.0%

資料:厚生労働省「衛生行政報告例」
 ・実施率:分母に15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数値を除いた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算

■図Ⅱ－11 人口妊娠中絶件数及び実施率(女子人口千対)の推移



(7) ひとり親家庭の状況

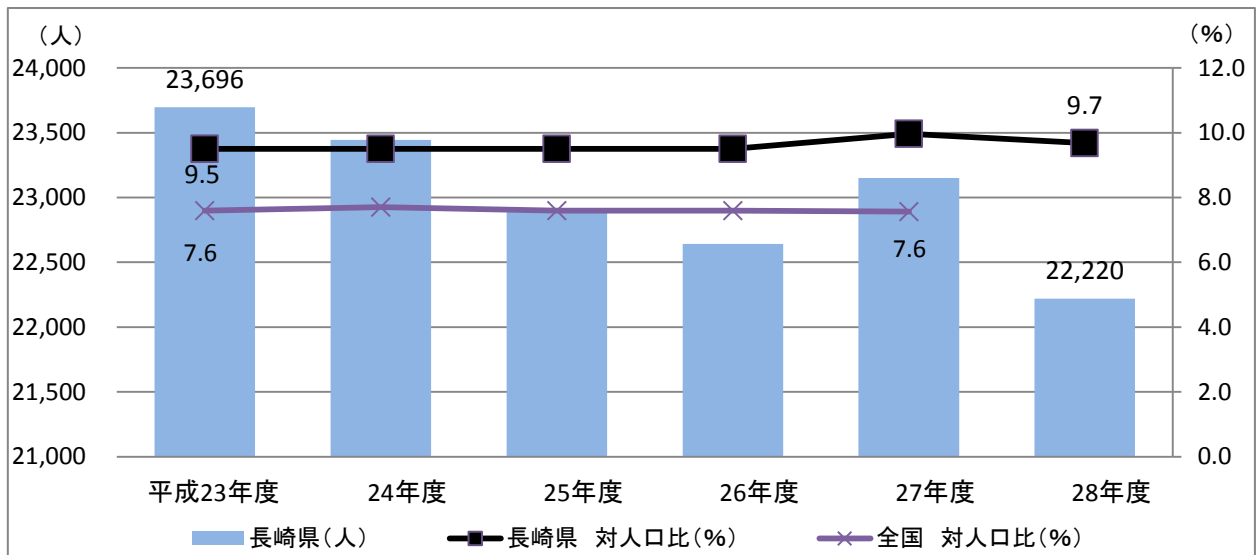
児童扶養手当受給者の子どもの人数は減少傾向にあり、平成28年度は22,220人であった。

■表Ⅱ-12 ひとり親家庭の子どもの数(児童扶養手当受給世帯の子どもの数)

	長崎県(人)	長崎県 対人口比(%)	全国(人)	全国 対人口比(%)
平成23年度	23,696	9.5	1,630,454	7.6
24年度	23,446	9.5	1,639,525	7.7
25年度	22,905	9.5	1,620,606	7.6
26年度	22,643	9.5	1,595,108	7.6
27年度	23,152	10.0	1,565,504	7.6
28年度	22,220	9.7	-	-

本県人口は、国勢調査又は推計人口による18歳以下の数(毎年10月1日現在)
 全国人口は、国勢調査又は総務省統計局による18歳以下の数(毎年10月1日現在)
 ※福祉行政報告例からの推計値
 ※数字は各年の3月時点

■図Ⅱ-12 ひとり親家庭の子どもの数(児童扶養手当受給世帯の子どもの数)



(8) 高齢化の状況

本県の老年人口の割合(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、全国よりも女性が3.5ポイント、男性が2.1ポイント高くなっており、高齢化が進んでいる。

■表Ⅱ-13 高齢化の状況

区分	県			全国		
	総人口(人)	65歳以上人口		総人口(人)	65歳以上人口	
		実数(人)	割合(%)		実数(人)	割合(%)
総数	1,377,187	404,686	29.6%	127,094,745	33,465,441	26.6%
女	731,424	239,305	32.9%	65,253,007	18,979,972	29.4%
男	645,763	165,381	25.8%	61,841,738	14,485,469	23.7%

資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

(1) 保育の状況

県における保育所定員及び入所児童数は施設の整備等により年々増加しており、平成28年度は保育所定員36,908人、入所児童35,689人であった。一方、保育所待機児童数は70人であった。また、放課後児童クラブの登録児童数は施設の整備等により年々増加しており、平成28年度は15,548人であった。一方、待機児童数は大幅に減少し、平成28年度は18人であった。県における病児・病後児保育実施施設も増加傾向にあり、平成28年度は40か所であった。

■表Ⅲ－1 保育所定員、入所児童数及び待機児童数の推移

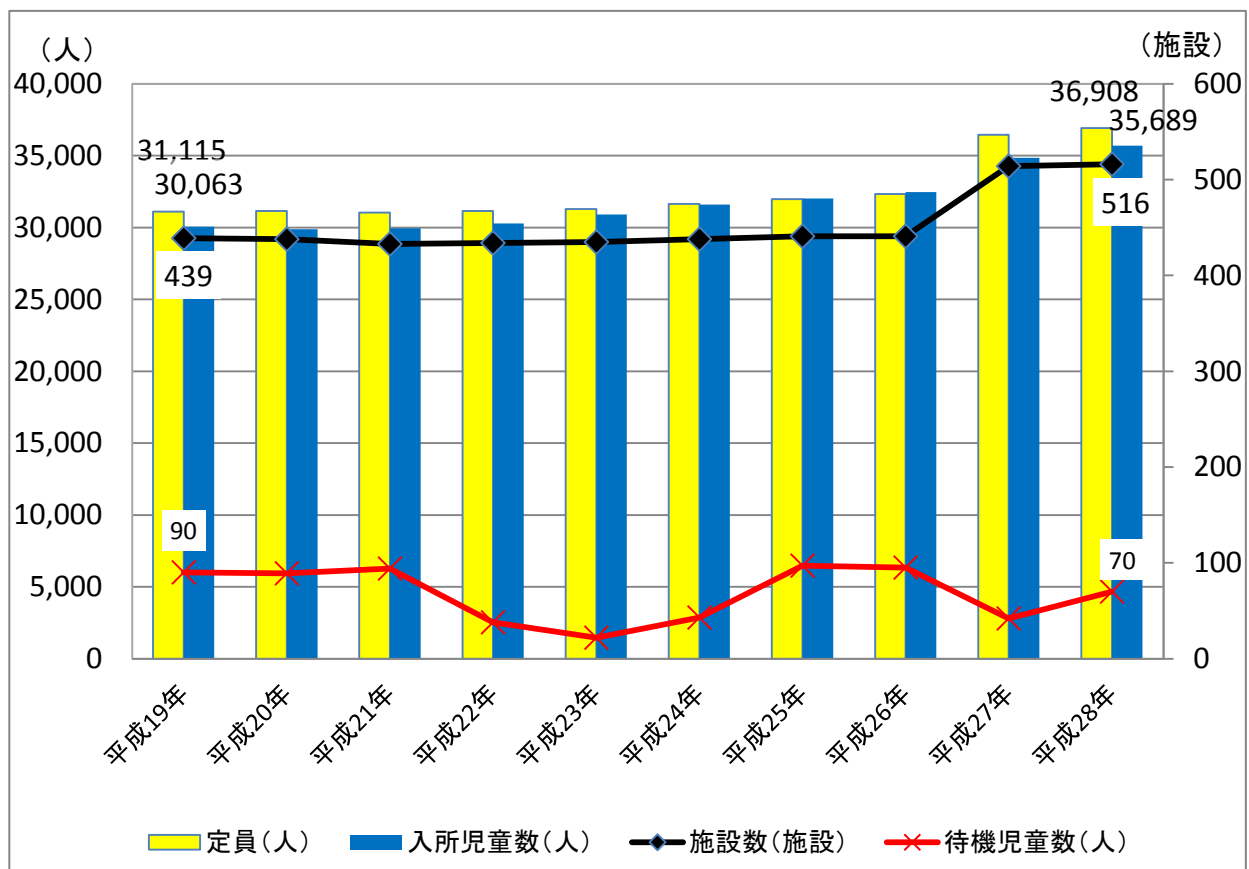
年次	施設数(施設)	定員(人)	入所児童数(人)	待機児童数(人)
平成19年	439	31,115	30,063	90
平成20年	438	31,155	29,870	89
平成21年	433	31,030	29,944	94
平成22年	434	31,156	30,290	38
平成23年	435	31,286	30,902	22
平成24年	438	31,646	31,605	43
平成25年	441	31,975	32,014	97
平成26年	441	32,331	32,464	95
平成27年	514	36,440	34,855	42
平成28年	516	36,908	35,689	70

注: 数値は各年4月1日現在(長崎市を含む)

資料: 県こども未来課調

(27年度以降は認定こども園(定員・入所児童数は2号、3号認定児童)を含む。)

■図Ⅲ－1 保育所定員、入所児童数及び待機児童数の推移



■表Ⅲ－2 延長保育等の状況

区分	延長保育所数(か所)	障害児保育所数(か所)	一時保育所数(か所)
平成19年度	272	100	198
20年度	271	115	258
21年度	272	113	259
22年度	283	151	261
23年度	287	141	267
24年度	291	155	272
25年度	294	148	273
26年度	294	143	273
27年度	449	調査中	354
28年度	465	調査中	357

注：H26年度まで長崎市(中核市)を除く。H27年度以降は中核市を含む。

資料：県こども未来課調

■表Ⅲ－3 放課後児童クラブ設置数(支援の単位数)の状況

	H24	H25	H26	H27	H28
設置数	310	318	328	364	389
登録児童数	13,126	13,146	13,805	14,715	15,548
待機児童数	47	44	99	412	18

注：H26まではクラブ数、H27以降は支援の単位数

資料：設置数は県こども未来課調

登録児童数、待機児童数は厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブの実施状況)」

■表Ⅲ－4 病児・病後児保育実施施設数の推移

(単位：箇所)

	H24	H25	H26	H27	H28
施設数	30	34	39	33	40

資料：県こども未来課調

(2) 介護の状況

在宅福祉対策では、訪問介護員(ホームヘルパー)数は年々増加しており、平成28年度は63,904人となっている。また、老人ホーム等の整備状況は、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム及び老人保健施設の施設数、定員数ともに増加している。

■表Ⅲ-5 在宅福祉対策の整備状況

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
訪問介護員(ホームヘルパー)(人)	46,406	48,893	50,547	53,213	56,668	57,903	61,837	62,875	63,541	63,904
日帰り介護(デイサービス)(か所)	406	425	449	481	529	566	593	604	606	594
短期入所生活介護(ショートステイ)(床)	1,538	1,801	1,801	1,961	2,214	2,286	2,537	2,726	3,139	3,026
地域包括支援センター(か所)	42	42	42	41	41	46	51	51	51	52

注: 数値は3月末現在。

訪問介護数は、訪問介護員研修終了者数

資料: 県長寿社会課調

■表Ⅲ-6 老人ホーム等の整備状況

区分	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)
養護老人ホーム	33	1,845	32	1,815	32	1,815	32	1,815	32	1,815
特別養護老人ホーム	106	6,121	106	6,138	106	6,138	114	6,382	123	6,623
軽費老人ホーム	37	1,739	38	1,789	38	1,789	38	1,789	38	1,789
有料老人ホーム	64	1,435	78	1,891	93	2,148	110	2,680	122	2,934
老人保健施設	52	4,594	55	4,644	56	4,672	57	4,688	59	4,747
区分	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)
養護老人ホーム	32	1,815	32	1,815	32	1,815	32	1,815	32	1,815
特別養護老人ホーム	123	6,623	138	6,759	144	7,014	147	7,133	151	7,261
軽費老人ホーム	38	1,789	38	1,789	38	1,789	38	1,789	38	1,789
有料老人ホーム	137	3,301	147	3,548	154	3,767	164	3,904	164	3,928
老人保健施設	60	4,776	61	4,876	62	4,882	64	4,899	65	4,928

注: 数値は各年4月1日現在

資料: 県長寿社会課調

(3) 長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」における相談件数

長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」における相談件数は増加傾向にあり、平成28年度は一般相談137件、男性相談83件であった。

■表Ⅲ-7 長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」における相談件数（単位：件）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
一般相談	67	86	131	147	137
男性相談	16	28	45	59	83

注：数値は3月末現在。

資料：県男女共同・女性活躍推進室調

(4) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の状況

少子化等の影響により園児数、児童数、生徒数ともに年々減少の一途をたどっている。

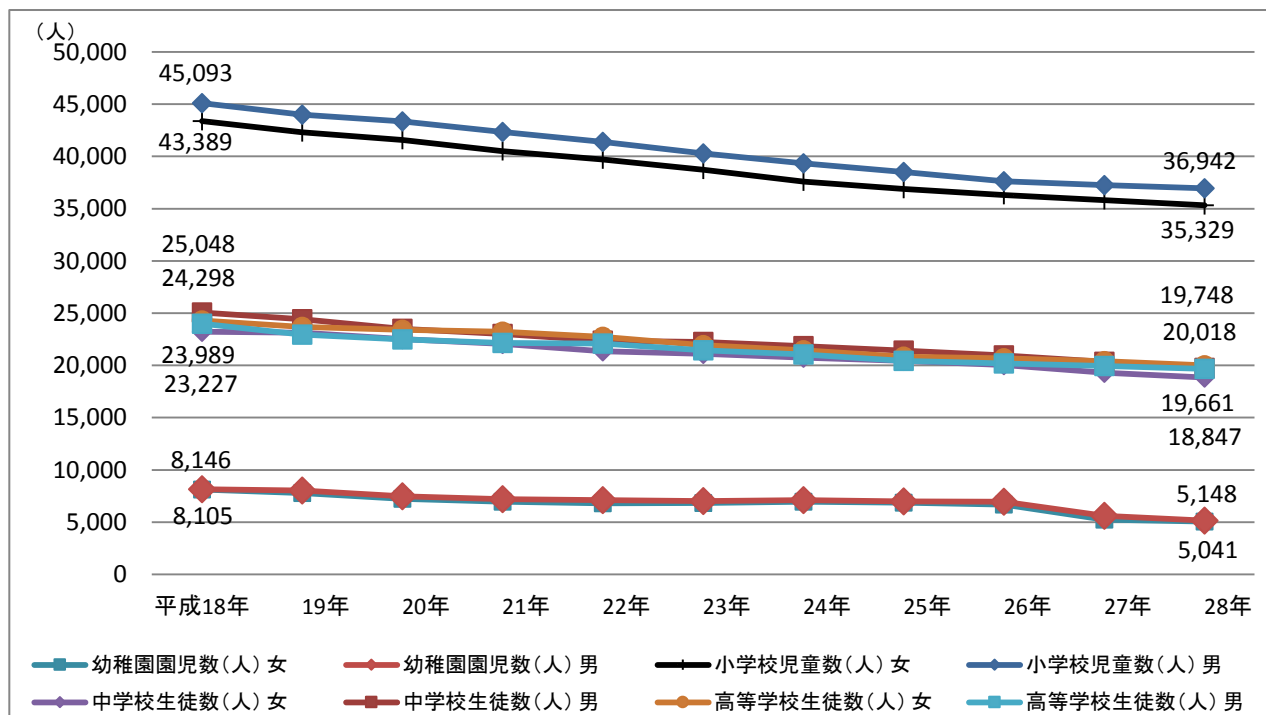
■表Ⅲ-8 園児・児童・生徒数の推移（幼・小・中・高等学校）

年次	幼稚園園児数(人)			小学校児童数(人)			中学校生徒数(人)			高等学校生徒数(人)		
	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男
平成18年	16,251	8,105	8,146	88,482	43,389	45,093	48,275	23,227	25,048	48,287	24,298	23,989
19年	15,826	7,787	8,039	86,311	42,314	43,997	47,549	23,122	24,427	46,634	23,691	22,943
20年	14,688	7,228	7,460	84,919	41,573	43,346	46,008	22,508	23,500	45,885	23,399	22,486
21年	14,148	6,957	7,191	82,840	40,508	42,332	45,092	22,073	23,019	45,371	23,213	22,158
22年	13,920	6,809	7,111	81,106	39,699	41,407	43,728	21,357	22,371	44,804	22,717	22,087
23年	13,829	6,816	7,013	79,019	38,722	40,297	43,339	21,108	22,231	43,391	21,932	21,459
24年	14,043	6,953	7,090	76,916	37,583	39,333	42,584	20,752	21,832	42,495	21,457	21,038
25年	13,833	6,851	6,982	75,404	36,901	38,503	41,859	20,431	21,428	41,274	20,840	20,434
26年	13,657	6,690	6,967	73,932	36,309	37,623	40,971	20,021	20,950	40,868	20,691	20,177
27年	10,858	5,247	5,611	73,082	35,815	37,267	39,629	19,293	20,336	40,330	20,396	19,934
28年	10,189	5,041	5,148	72,271	35,329	36,942	38,595	18,847	19,748	39,679	20,018	19,661

注：数値は各年5月1日現在。

資料：文部科学省「学校基本調査」市町村別集計

■図Ⅲ-8 園児・児童・生徒数の推移

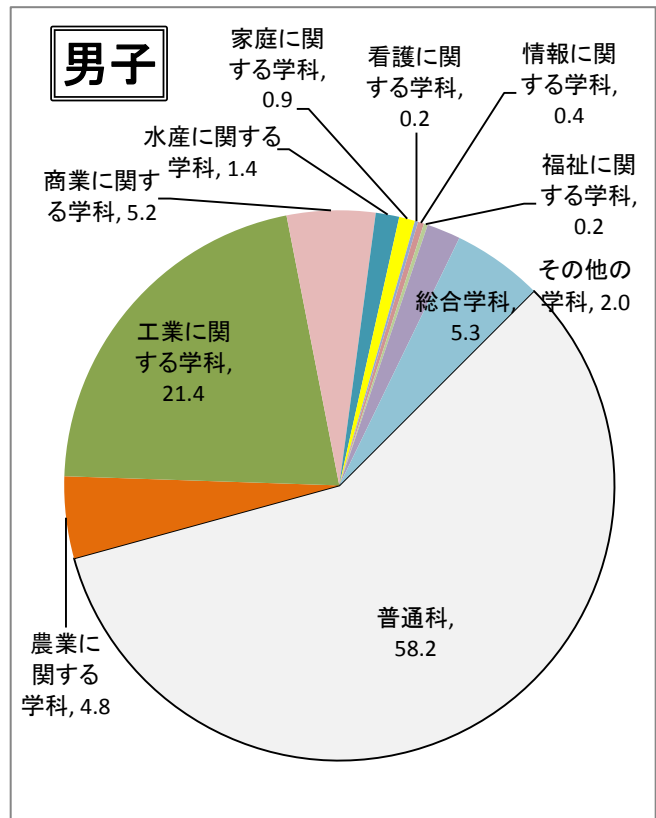
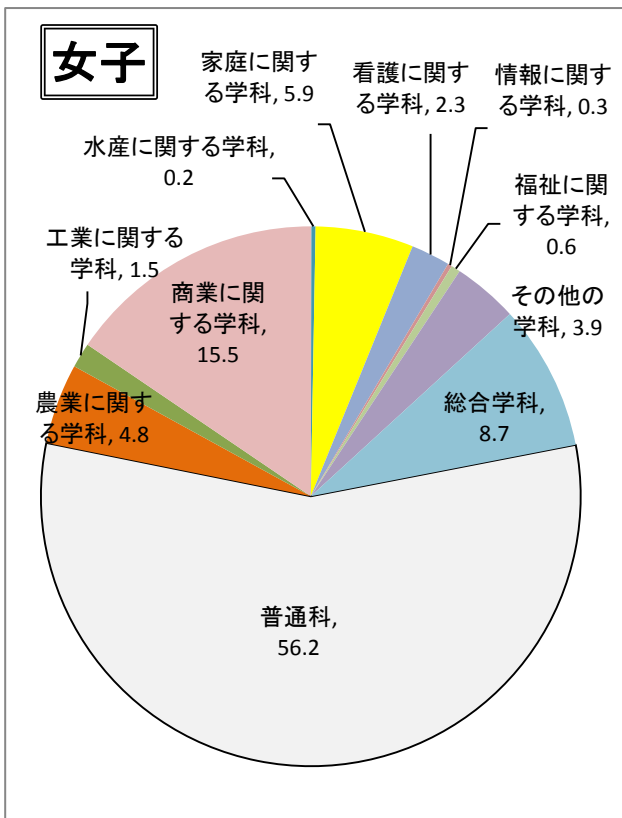


■表Ⅲ－9 高等学校学科別生徒数

区分	県						全国割合		
	総数		女		男		総数(%)	女(%)	男(%)
	生徒数(人)	割合(%)	生徒数(人)	割合(%)	生徒数(人)	割合(%)			
普通科	22,530	57.2	10,901	56.2	11,629	58.2	72.4	74.3	70.6
農業に関する学科	1,895	4.8	936	4.8	959	4.8	2.5	2.4	2.6
工業に関する学科	4,562	11.6	290	1.5	4,272	21.4	7.9	1.6	14.1
商業に関する学科	4,052	10.3	3,014	15.5	1,038	5.2	6.3	8.2	4.5
水産に関する学科	323	0.8	48	0.2	275	1.4	0.3	0.1	0.4
家庭に関する学科	1,326	3.4	1,139	5.9	187	0.9	1.3	2.3	0.3
看護に関する学科	492	1.3	453	2.3	39	0.2	0.4	0.8	0.1
情報に関する学科	119	0.3	49	0.3	70	0.4	0.1	0.1	0.1
福祉に関する学科	153	0.4	107	0.6	46	0.2	0.3	0.5	0.1
その他の学科	1,153	2.9	757	3.9	396	2.0	3.2	3.5	2.8
総合学科	2,755	7.0	1,695	8.7	1,060	5.3	5.3	6.2	4.4
計	39,360	100.0	19,389	100.0	19,971	100.0	100.0	100.0	100.0

注：数値は平成28年5月1日現在。専攻科、別科、通信過程は含まない。
資料：文部科学省「学校基本調査」速報値

■図Ⅲ－9 高等学校学科別生徒数の割合



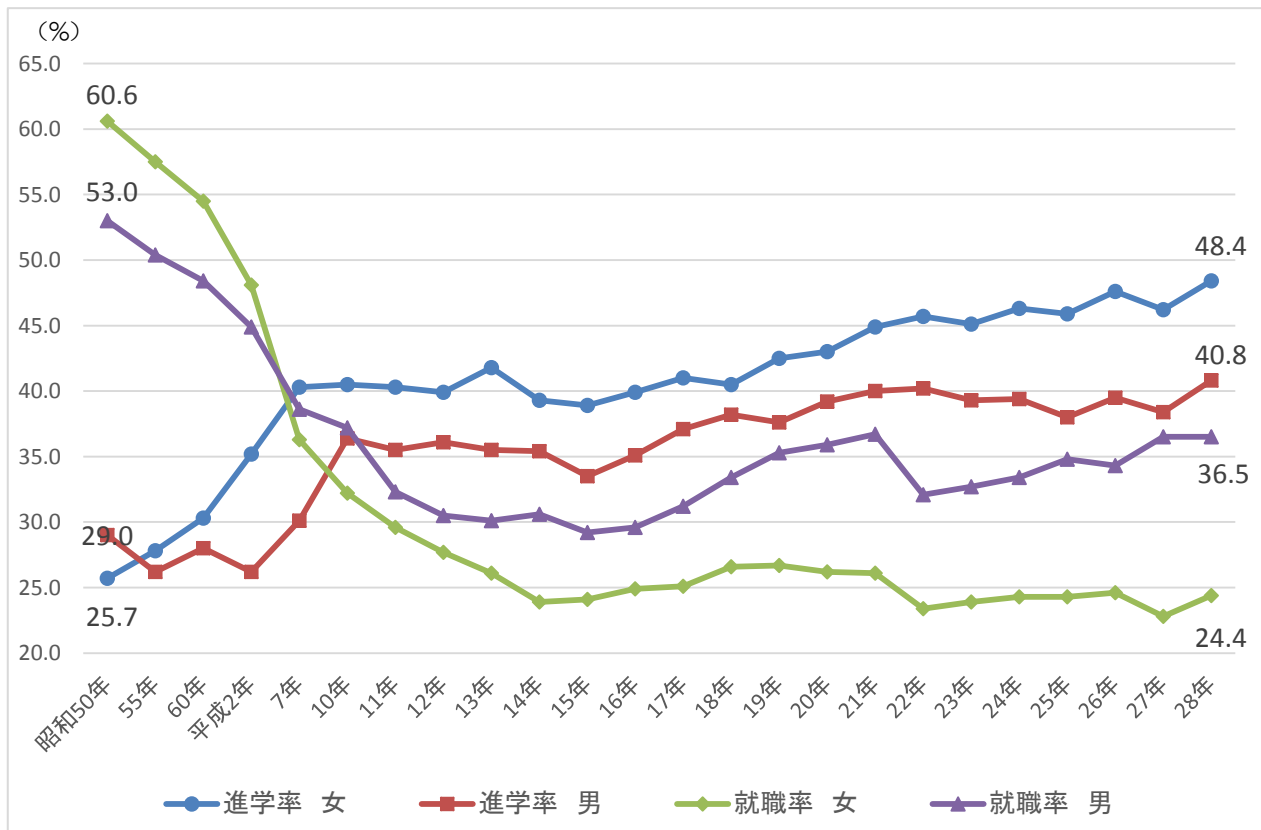
■表Ⅲ－10 高等学校卒業者の大学等進学率・就職率の推移

年次	進学率(就職進学含む)(%)			就職率(就職進学含む)(%)		
	総数	女	男	総数	女	男
昭和50年 3月	27.3	25.7	29.0	56.8	60.6	53.0
55年 3月	27.0	27.8	26.2	53.9	57.5	50.4
60年 3月	29.2	30.3	28.0	51.4	54.5	48.4
平成2年 3月	30.7	35.2	26.2	46.5	48.1	44.9
7年 3月	35.2	40.3	30.1	37.4	36.3	38.6
10年 3月	38.5	40.5	36.4	34.7	32.2	37.2
11年 3月	37.9	40.3	35.5	30.9	29.6	32.3
12年 3月	38.0	39.9	36.1	29.1	27.7	30.5
13年 3月	37.5	41.8	35.5	28.5	26.1	30.1
14年 3月	37.3	39.3	35.4	27.3	23.9	30.6
15年 3月	36.2	38.9	33.5	26.7	24.1	29.2
16年 3月	37.5	39.9	35.1	27.3	24.9	29.6
17年 3月	39.0	41.0	37.1	28.2	25.1	31.2
18年 3月	39.4	40.5	38.2	30.0	26.6	33.4
19年 3月	40.1	42.5	37.6	31.0	26.7	35.3
20年 3月	41.0	43.0	39.2	32.2	26.2	35.9
21年 3月	42.4	44.9	40.0	31.4	26.1	36.7
22年 3月	42.9	45.7	40.2	27.9	23.4	32.1
23年 3月	42.2	45.1	39.3	28.4	23.9	32.7
24年 3月	42.8	46.3	39.4	28.9	24.3	33.4
25年 3月	41.9	45.9	38.0	29.6	24.3	34.8
26年 3月	43.5	47.6	39.5	29.5	24.6	34.3
27年 3月	42.3	46.2	38.4	29.7	22.8	36.5
28年 3月	44.6	48.4	40.8	30.5	24.4	36.5

注1:通信制課程卒業生は含まない。

資料:文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅲ－10 高等学校卒業者進学率・就職率の推移

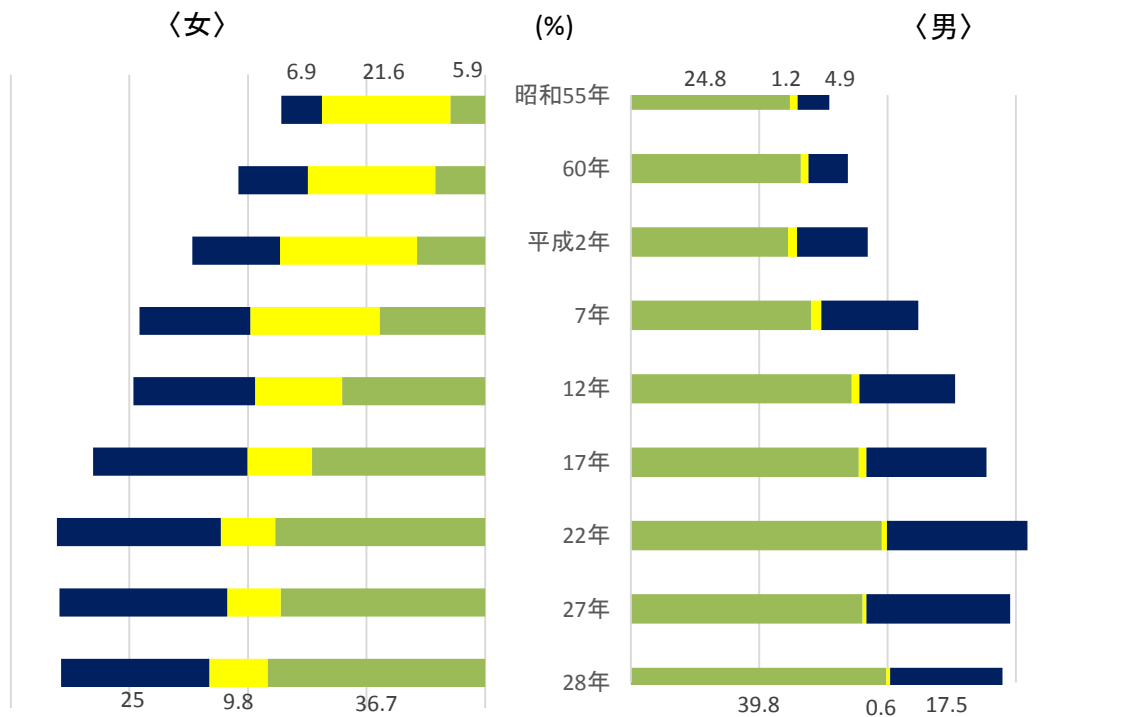


■表Ⅲ－11 高等学校卒業者の大学、短期大学及び専修学校等入学率の推移

年次	大学(学部)への進学率(%)			短期大学(本科)への進学率(%)			専修学校等入学率(%)		
	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男
昭和55年	15.4	5.9	24.8	11.4	21.6	1.2	5.9	6.9	4.9
60年	17.5	8.4	26.5	11.4	21.5	1.2	8.9	11.7	6.1
平成2年	18.0	11.5	24.5	12.3	23.1	1.4	12.9	14.8	11.0
7年	23.0	17.8	28.1	11.7	21.8	1.6	16.9	18.7	15.1
12年	29.3	24.1	34.4	8.0	14.7	1.2	17.7	20.5	14.9
17年	32.4	29.2	35.5	6.1	10.9	1.2	22.4	26.0	18.7
22年	37.3	35.4	39.1	5.0	9.2	0.8	24.8	27.6	21.9
27年	35.3	34.5	36.1	4.8	9.0	0.6	25.4	28.3	22.4
28年	38.3	36.7	39.8	5.2	9.8	0.6	21.3	25.0	17.5

注：通信制課程卒業生は含まない。
資料：文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅲ－11 高等学校卒業者の大学、短期大学及び専修学校等入学率の推移



■ 大学(学部)への進学率(%) ■ 短期大学(本科)への進学率(%) ■ 専修学校等入学率(%)

(5) 中学校、高等学校におけるDV予防教育の実績

特定非営利法人「DV防止ながさき」への委託による学校等へのDV予防教育は、平成28年度は、高等学校4,809人に対して実施した。

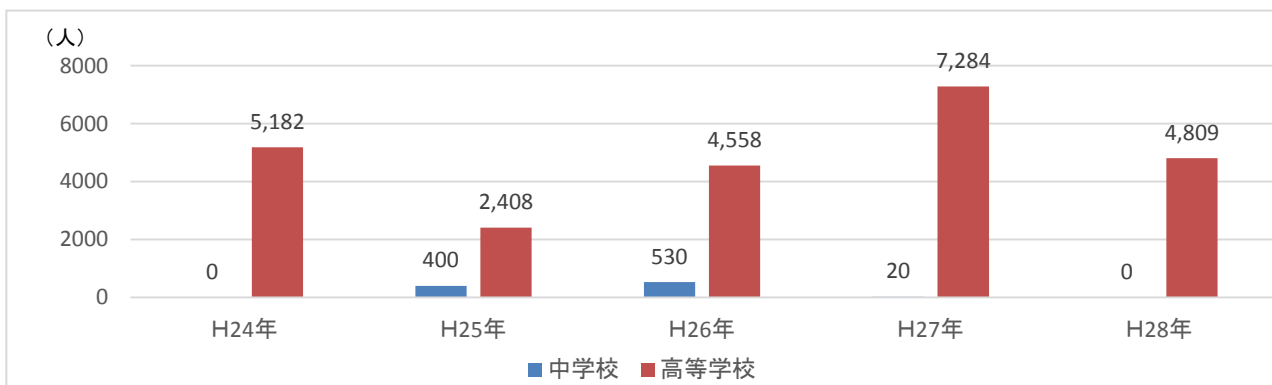
■表Ⅱ－12 中学校、高等学校におけるDV予防教育の実績(受講者数)

(単位:人)

	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
中学校	0	400	530	20	0
高等学校	5,182	2,408	4,558	7,284	4,809

資料:長崎県調

■図Ⅱ－12 中学校、高等学校におけるDV予防教育の実績(受講者数)



(6) 児童生徒の携帯電話所有率

平成28年度の県内小・中・高校生の携帯電話の自己所有については、小学校高学年から中学生においては4割をこえ、高校生の約9割が携帯電話を所有している

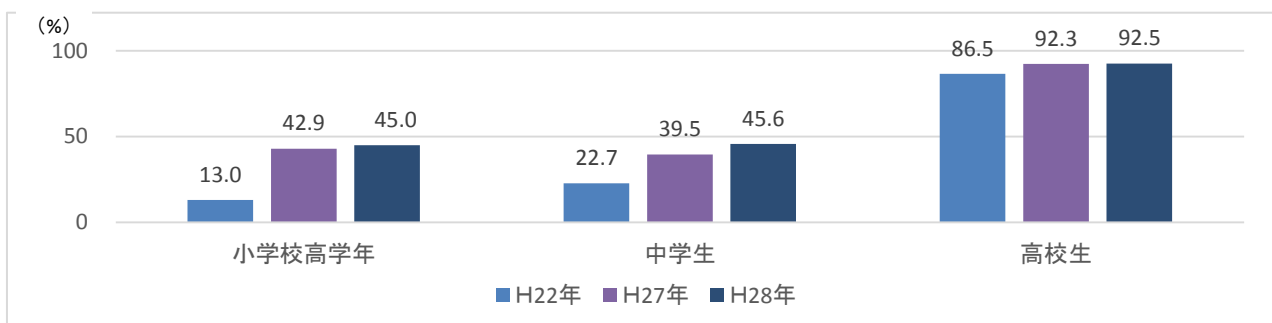
■表Ⅱ－13 児童生徒の携帯電話所有率

(単位:率)

	H22年	H27年	H28年
小学校高学年	13.0	42.9	45.0
中学生	22.7	39.5	45.6
高校生	86.5	92.3	92.5

資料:長崎県教育委員会「児童生徒の携帯電話の利用状況に関する調査」

■図Ⅱ－13 児童生徒の携帯電話所有率



(7) 大学の状況

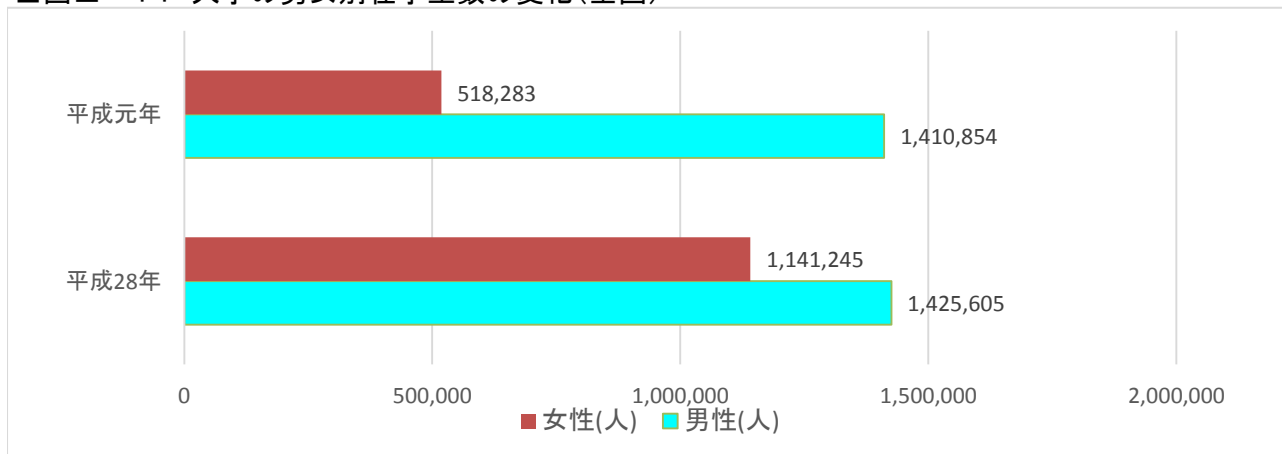
全国の大学生の女性の数は、平成元年の518,283人から平成28年には1,141,245人と約2倍に増加している。

■表Ⅲ－14 大学の関係学科別・男女別在学学生数(全国)

区分	平成元年度					
	総数		女		男	
	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)
人文学	290,387	15.1	188,390	36.35	101,997	7.23
社会科学	759,636	39.4	98,977	19.10	660,659	46.83
理学	63,997	3.3	11,695	2.26	52,302	3.71
工学	379,405	19.7	12,840	2.48	366,565	25.98
農学	64,975	3.4	12,245	2.36	52,730	3.74
保健	117,712	6.1	43,866	8.46	73,846	5.23
商船	1,687	0.1	74	0.01	1,613	0.11
家政	35,794	1.9	35,339	6.82	455	0.03
教育	139,565	7.2	75,103	14.49	64,462	4.57
芸術	47,005	2.4	30,568	5.90	16,437	1.17
その他	28,974	1.5	9,186	1.77	19,788	1.40
計	1,929,137	100.0	518,283	100.00	1,410,854	100.0
区分	平成28年度					
	総数		女		男	
	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)
人文学	366,220	14.3	239,505	20.99	126,715	8.89
社会科学	829,399	32.3	287,892	25.23	541,507	37.98
理学	79,290	3.1	21,440	1.88	57,850	4.06
工学	384,762	15.0	54,042	4.74	330,720	23.20
農学	76,404	3.0	33,989	2.98	42,415	2.98
保健	318,456	12.4	191,714	16.80	126,742	8.89
商船	365	0.0	43	0.00	322	0.02
家政	71,392	2.8	64,617	5.66	6,775	0.48
教育	190,903	7.4	112,702	9.88	78,201	5.49
芸術	69,691	2.7	49,023	4.30	20,488	1.44
その他	180,148	7.0	86,278	7.56	93,870	6.58
計	2,567,030	100.0	1,141,245	100.0	1,425,605	100.0

注: 数値は平成28年5月1日現在。短期大学の学生数は含まない。
資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅲ－14 大学の男女別在学学生数の変化(全国)



Ⅱ 長崎県男女共同参画関連施策の概要

1 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の進捗を図るための指標の達成状況

基本目標	番号	項目	基準値 (年度)	H28実績値 (H28目標値)	目標値	年度	所管課
< I > あらゆる分野における 女性の活躍	1	県の審議会等委員への女性の登用率	34% (H26)	34.8% (35.0%)	40%	32	男女参画・女性活躍推進室
	2	事業所における係長級以上に占める女性の割合	23.7% (H26)	27.9% (26.0%)	30%	32	男女参画・女性活躍推進室
	3	県の管理職(課長級以上)に占める女性の割合(知事部局)	5.0% (H27)	6.8% (-)	14%	32	人事課
	4	県の男性職員の出産補助休暇・育児参加のための休暇取得率(知事部局)	95% (H26)	81.6% (-)	100%	32	人事課
	5	「ウーマンズジョブほっとステーション」における年間就職者数	16人 (H26)	481人 (219人)	232人	32	男女参画・女性活躍推進室
	6	女性人材ネットワーク登録件数(累計)	0件 (H26)	23件 (60件)	100件	32	男女参画・女性活躍推進室
	7	「大浦お慶起業家育成プログラム」における起業件数(累計)	0件 (H26)	6件 (0件)	50件	31	男女参画・女性活躍推進室
	8	休暇の取得促進、残業時間の縮減等、ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組んでいる企業の割合	60.6% (H26)	73.8% (63.3%)	71.3%	32	雇用労働政策課
	9	高齢者・女性など誰もが働きやすい浮棧橋、防風施設、防暑施設等の整備を行う漁港数(累計)	28漁港 (H26)	40漁港 (40漁港)	60漁港	32	漁港漁場課
	10	グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム実践者数	1,745人 (H26)	1,969人 (1,820人)	2,100人	32	漁政課 農山村対策室
< II > 安全・安心な暮らしの実現	11	ステップハウスでの支援を希望する世帯への対応比率	100% (H26)	100% (100%)	100%	32	こども家庭課
	12	子宮がん検診受診率	39.4% (H25)	33.7% <H28>	50%	29	医療政策課
	13	乳がん検診受診率	27.4% (H25)	22.6% <H28>	50%	29	医療政策課
	14	生活困窮者自立支援事業における就労・増収率	—	75% (60%)	40%	32	福祉保健課
	15	県事業によるひとり親家庭の就職者数(母子・父子家庭)	71人 (H26)	71人 (100人)	100人	32	こども家庭課
< III > 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	16	保育所待機児童数	95人 (H26)	70人 (0人)	0人	32	こども未来課
	17	放課後児童クラブ待機児童数	99人 (H26)	18人 (65人)	0人	32	こども未来課
	18	病児保育実施施設数	35か所 (H26)	40か所 (-)	43か所	32	こども未来課
	19	地域包括ケアシステムの構築割合	1% (H26)	— (5%)	60%	32	長寿社会課
	20	公立中学校・高等学校における、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育(講座等)の実施率	10.7% (H26)	100% (16.1%)	100%	32	体育保健課
	21	携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率	70% (H26)	69% (74%)	80%	32	こども未来課
	22	「男女共同参画社会」という用語の認知度	79.2% (H27)	84.0% (80.0%)	85.0%	32	男女参画・女性活躍推進室

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
(1) 審議会等の委員への女性の参画促進	①県が設置する審議会等の委員への女性の参画促進	0	0	審議会等委員への女性の参画促進	・男女共同参画推進会議において庁内各部局の目標設定、登用状況の把握、登用促進策の協議 ・「審議会等の委員への女性登用促進要綱」による事前協議 ・各審議会委員選任時における個別の協力依頼(人材紹介等)	男女参画・女性活躍推進室
	②市町に対する審議会等委員への女性の参画促進の働きかけ	0	0	審議会等委員への女性の参画促進	・市町の現状の調査及び委員選任時の情報提供 ・市町担当課長会議等における助言	男女参画・女性活躍推進室
	③女性の人材に関する情報の充実と提供	180	180	女性の人材の情報の充実	県内の各分野で活躍する女性を発掘し、ホームページなどを通じて情報発信、情報提供を実施	男女参画・女性活躍推進室
	④女性の積極的な参画に向けた啓発の推進	16,138	17,938	男女共同参画基本施策推進事業	広報誌やラジオ番組、ホームページなどあらゆる広報媒体を通して、起業や地域活動により県内で活躍する女性たちの紹介や情報発信等を実施	男女参画・女性活躍推進室
(2) 県における管理職等への女性の登用推進	①県における女性の登用推進	0	0	県職員の女性管理職員への登用	女性職員の職域の拡大や研修の充実など、様々な方策を講じながら、女性職員の人材育成と勤務意欲の向上に努め、能力を有する女性職員を、管理職をはじめ課長補佐や係長ポストへ積極的に登用する。	人事課 新行政推進室
		0	0	県職員の女性管理職員への登用	事業部門や企画部門等へ女性を積極的に配置しながら、研修等による人材育成に努め、職員個々の能力、適性などに応じた登用を行っていく。	教育庁総務課 教職員課 義務教育課 高校教育課
		0	0	管理職としての能力を有する女性職員の積極的な登用の推進	昇任選考試験等の合格者について、管理職への登用を推進する。	警務課
	②県における中堅女性職員の育成、能力開発	(218)	(539)	県女性職員の自治大学校研修への派遣	自治大学校特別課程へ女性職員を参加させ、その資質向上を図る。	人事課
		(88,294)	(86,807)	働き方をテーマとした県職員研修の実施	女性だけでなく男性にも共通する働き方をテーマとした研修を実施することにより、その資質向上を図る。	新行政推進室
		0	0	県職員の女性管理職員への登用	事業部門や企画部門等へ女性を積極的に配置しながら、研修等による人材育成に努め、職員個々の能力、適性などに応じた登用を行っていく。	教育庁総務課 教職員課 義務教育課 高校教育課
0	0	・女性警察官の専門分野(刑事・交通等)への積極的な任用 ・適材適所な人事配置	・専門分野により多くの女性警察官を任用し、実務能力の向上及び育成を図る。 ・女性警察職員の個々の適性及び能力に応じた適材適所な人事配置を実施する。	警務課		
(3) 「ながさき」	①「ながさき女性活躍推進会議」などを通じた企業等における女性の参画促進	35,002	29,647	企業における女性活躍推進事業	・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、企業向け地域説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施 ・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援	男女参画・女性活躍推進室

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
女性活躍推進会議」及び女性人材育成等による各分野における女性の参画促進	②農林水産業や商工業等における女性の参画促進 農林水産業や商工業等自営業の各分野において、女性の能力を適正に評価し、農業委員や関係審議会委員、農協、漁協や商工会等の役員など、あらゆる政策・方針決定過程への女性の参画を関係団体との連携のもとに促進する。	(21,000)	(21,000)	小規模事業経営改善普及事業 (若手後継者等育成支援事業)	商工会女性部及び商工会議所女性会の研修や啓発活動を通じて、女性の政策・方針決定過程への参画促進や意欲的な活動を支援する。	産業政策課
		(1,053)	(1,053)	漁村グループ活動支援事業	漁協女性部による漁村の生活改善運動、組織強化の推進、各種研修会等に取り組む県漁協女性部連合会の活動を支援する。	経営支援室
		2,222	2,328	女性農業者活躍支援事業	農協役員や農業委員等の政策・方針決定過程への女性参画を促進する。	農政課
③役職段階に応じた女性人材の育成と登用促進	管理職、中堅職員など段階に応じた女性対象の研修等を実施し、登用候補となる女性人材を育成するとともに、組織等で活躍する女性のロールモデル、メンター等の紹介や女性相互のネットワーク化などにより、女性のキャリア形成を支援する。 また、経営者対象のセミナー等により女性登用に向けた意識改革を図る。	【35,002】	【29,647】	企業における女性活躍推進事業	・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施 ・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援	男女参画・女性活躍推進室
		【35,002】	【29,647】	企業における女性活躍推進事業	・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施 ・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援	男女参画・女性活躍推進室
		【16,138】	【17,938】	・男女共同参画基本施策推進事業	・「長崎県の男女共同参画の現状と施策」のとりまとめと公表を行う。 ・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰などを行う。	男女参画・女性活躍推進室
		【35,002】	【29,647】	・企業における女性活躍推進事業	・産業労働部と連携し、女性の活躍に取り組む事業所等について認証を行う。	雇用労働政策課
④女性の参画状況の見える化と女性の活躍に取り組む事業所等の認証等	様々な分野における女性の参画状況について、定期的に調査を行い結果を公表することにより、女性の参画状況の見える化を図る。 また、女性の活躍に取り組む事業所等について、認証により社会的評価を高めるとともに、公共調達における優遇などのインセンティブを付与することにより、女性の登用促進を図る。	0	0	公共調達における優遇を通じた女性の登用促進	・公共工事の入札参加者各付審査において、事業所の女性管理職比率に応じた加点を行う。	男女参画・女性活躍推進室 監理課

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
(1) ながさき女性活躍推進会議等を通じた仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	①セミナーや「ながさき女性活躍推進会議」等による普及啓発	【35,002】	【29,647】	企業における女性活躍推進事業	ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施	男女参画・女性活躍推進室
		0	0	仕事と子育ての両立に関する意識啓発	厚生労働大臣が認定する子育てサポート企業「くるみん」制度の普及・広報	こども未来課
		(9,105)	(12,901)	仕事と家庭の両立に関する意識啓発	長崎労働局と連携し、事業主および労働者に対し、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた積極的な取組等を啓発する。	雇用労働政策課
	②仕事と家庭の両立に取り組む事業所の認証等	【35,002】	【29,647】	企業における女性活躍推進事業	ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施	男女参画・女性活躍推進室
		【(9,105)】	【(12,901)】	仕事と家庭の両立に関する意識啓発	長崎労働局と連携し、事業主および労働者に対し、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた積極的な取組等を啓発する。	雇用労働政策課
		【(9,105)】	【(12,901)】	長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業の認証	年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む県内企業を優良企業として認証し、職場環境の改善を促進する。(Nびか)	雇用労働政策課
	③仕事と家庭の両立のための職場環境づくりや育児・介護休業取得等の推進	【35,002】	【29,647】	企業における女性活躍推進事業	ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰等を実施	男女参画・女性活躍推進室
		(8,382) 【(9,105)】	(8,813) 【(12,901)】	・労働相談の実施 ・「就業規則作成研修会」の開催 ・職場環境づくりアドバイザーの派遣	・長崎労働相談情報センター及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働相談を実施する。 ・就業規則の必要性や作成・改正の留意点など、実務的なスキルの向上を目的とする研修会を実施し、企業の適切な労務管理を推進する。 ・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室
	④働き方の見直しの推進	【(9,105)】	【(12,901)】	・長時間労働の改善に関する普及啓発 ・職場環境づくりアドバイザーの派遣	・長崎労働局と連携し、長時間労働の改善について県内事業所へのパンフレットの配布やポスターの掲示など、普及啓発を行う。 ・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室
	⑤長時間労働の抑制	【(9,105)】	【(12,901)】	・職場環境づくりアドバイザーの派遣 ・長時間労働の抑制に向けた周知啓発	・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。 ・長崎労働局と連携し、週休2日制の導入促進や、年次有給休暇の取得促進について普及啓発を行う。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
⑥県における仕事と家庭の両立支援の推進	長崎県特定事業主行動計画に基づき、業務効率化を進め超過勤務のさらなる縮減に取り組むとともに、育児や介護に関する各制度についての情報提供や理解の促進に努めながら、特に男性職員の育児や介護に関する休暇等の取得促進を図る。	0	0	県職員における仕事と家庭の両立支援の推進	特定事業主行動計画に基づき、各種休暇制度等の周知を図り、育児休業・介護休暇の取得促進など、職員が仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりに取り組む。	人事課 新行政推進室
		0	0	県職員における仕事と家庭の両立支援の推進	業務見直しや簡素化を進め時間外勤務のさらなる縮減に取り組むとともに、育児や介護に関する各制度についての情報提供や理解の促進に努めながら、県職員の育児休業・介護休暇等の取得促進を図る。	教育庁総務課 教職員課 義務教育課 高校教育課
		0	0	警察職員における仕事と家庭の両立支援の推進	「長崎県警察特定事業主行動計画」に基づき、長時間勤務の是正を始めとする働き方に対する意識改革に取り組むとともに、育児や介護に関する制度の周知徹底を図り、職員が仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりに取り組む。	警務課
(2)女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進	①男女雇用機会均等法と女性活躍推進法の普及促進	【10,755】	【29,647】	企業における女性活躍推進事業	ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施	男女参画・女性活躍推進室
		【(9,105)】	—	「労働関連セミナー」の開催(H28年度)	中小企業の労使関係の安定と労働環境の向上、男女雇用機会均等の推進を目的として、中小企業の事業主や人事・労務担当者などを対象にセミナーを開催する。 *上記事業に統合	雇用労働政策課
	②労働相談の実施	【(8,382)】	【(8,813)】	労働相談の実施	長崎労働相談情報センター及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働相談を実施する。	雇用労働政策課
	③妊娠・出産に関する保護	【(9,105)】	【(12,901)】	・「就業規則作成研修会」の開催 ・職場環境づくりアドバイザーの派遣	・男女雇用機会均等法等の労働関係法規の説明や、就業規則の必要性、作成・改正の留意点など、実務的な内容の研修会を実施し、企業の適切な労務管理を推進する。 ・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休業や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室
	④M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進	【35,002】	【29,647】	企業における女性活躍推進事業	ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施	男女参画・女性活躍推進室
【(9,105)】		【(12,901)】	職場環境づくりアドバイザーの派遣	職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休業や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室	

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
(3) ハラスメント防止対策の推進	①セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	【(9,105)】 【(8,382)】	【(8,813)】 【(12,901)】	・労働相談の実施 ・「就業規則作成研修会」の開催 ・職場環境づくりアドバイザーの派遣	・長崎労働相談情報センター及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働相談を実施する。 ・男女雇用機会均等法等の労働関係法規の説明や、就業規則の必要性、作成・改正の留意点など、実務的な内容の研修会を実施し、企業の適切な労務管理を推進する。 ・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室
	②マタニティ・ハラスメント防止対策の推進	【(9,105)】 【(8,382)】	【(8,813)】 【(12,901)】	・労働相談の実施 ・「就業規則作成研修会」の開催 ・職場環境づくりアドバイザーの派遣	・長崎労働相談情報センター及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働相談を実施する。 ・男女雇用機会均等法等の労働関係法規の説明や、就業規則の必要性、作成・改正の留意点など、実務的な内容の研修会を実施し、企業の適切な労務管理を推進する。 ・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室
	③各種ハラスメントへの対応	【(9,105)】 【(8,382)】	【(8,813)】	・労働相談の実施	・長崎労働相談情報センター及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働相談を実施する。	雇用労働政策課
(4) 「ウーマンズジョブほっとステーション」等による就労支援及び短時間労働者等に対する支援策の充実	①「ウーマンズジョブほっとステーション」における女性のライフステージに応じた就労支援	【6,919】	15,873	女性の再就職応援事業	長崎県総合就業支援センター内に設置した女性就労相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において、就職を希望する女性に対してキャリアカウンセラーによる個別相談や各種セミナー等を実施し、女性のライフステージに応じたきめ細かな就労支援を行う。 また、県内各地域で巡回相談を行う。	男女参画・女性活躍推進室
	②再就職希望者に対する支援	(117,622)	「女性の再就職応援事業」に統合	就業支援の実施	・フレッシュワークにおいて、概ね44歳以下の若年者を対象に教育段階から職場定着に至るまでの一貫した就職支援を行う。 ・再就職支援センターにおいて、概ね45歳以上の方を対象に個別カウンセリング、各種セミナー、情報提供など、相談から就職に至るまでの一貫した就職支援を行う。	雇用労働政策課
	③短時間労働者の推進	【(9,105)】	【(12,901)】	・「就業規則作成研修会」の開催 ・職場環境づくりアドバイザーの派遣	・男女雇用機会均等法等の労働関係法規の説明や、就業規則の必要性、作成・改正の留意点など、実務的な内容の研修会を実施し、企業の適切な労務管理を推進する。 ・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室
	④同一価値労働同一賃金に向けた取組の推進	【(9,105)】	【(12,901)】	職場環境づくりアドバイザーの派遣	職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
(5) 女性の 職業能力の 開発への 支援	①女性の職業能力の開発への支援	(781,286)	(763,445)	①高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎職業訓練支援センターとの連携 ②長崎労働局との連携 ③高等技術専門校の施設内訓練 ④民間教育訓練機関を活用した委託訓練	①ポリテクセンターの運営主体である高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎職業訓練支援センターと定期的に訓練規模等に関する意見交換を実施 ②マザーズハローワーク等公共職業安定機関と連携した職業訓練の紹介 ③長崎・佐世保の高等技術専門校の新規高卒対象(410名)・求職者対象(10名)で訓練実施(合計420名) ④民間教育訓練機関等で離職者の訓練実施(1,529名)	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室
	①女性の活躍が期待される分野における女性が働きやすい環境整備への支援	【10,755】	【29,647】	企業における女性活躍推進事業	ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施	男女参画・女性活躍推進室
(6) 女性の職域 拡大による 人材の確保	①女性の活躍が期待される分野における女性が働きやすい環境整備への支援	(44,481)	(6,066) (25,804)	①経営・労働環境改善支援事業 ②介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業	①県内8圏域に専門家を配置し、セミナーやコンサルティング等を通じ、経営・労働環境の改善を図る。 ②介護職員処遇改善加算取得について、介護事業所へ専門家から助言・指導等を実施し、また制度の周知・広報(リーフレットの作成等)を行い、取得促進を図る。	長寿社会課
		0	0	女性技術者・技能者ネットワークの構築	・県内建設業の担い手確保・育成に関する取り組みを推進するためにH26に設立した産官学連携建設業人材確保育成協議会の中で、女性の入職促進、キャリアアップ等のための課題、方向性を産官学で検討して行くための「女性活躍推進検討WG」をH28に引き続き今年度も開催する。 ・女性が建設現場等で働く際の課題、悩み、改善に向けた工夫などを情報共有し、解決に向けた糸口を探るため、「女性技術者・技能者情報交換会」を開催する。 ・女性の入職を促進するとともに、建設業のイメージアップを図るため、「女性のための現場見学会」を開催する。	建設企画課
	②医療・看護分野における女性の定着支援	(20,000) (1,450)	(12,000) (1,450)	・看護師等学校養成所県内就業促進事業 ・医師ワークライフバランスサポート事業	・県内の医療機関における看護職員の確保を図るため、県内の看護師等学校養成所や大学が実施する県内就業促進に係る取り組みに対し経費を補助する。 ・子育て中の医師に対してコーディネーターが各自のニーズにマッチした保育サポーターの情報提供・紹介を行い、育児と仕事(診療)の両立支援を行う。	医療人材対策室
	③女性の職域拡大に関する支援及び情報発信	【10,755】	【29,647】	企業における女性活躍推進事業	ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を実施	男女参画・女性活躍推進室
		0	0	「DOVOC通信ながさき」等による情報発信	長崎県の土木をわかりやすく紹介する「DOVOC通信ながさき」(年3回発刊)において、このうち1回の編集を女性限定で行う。	建設企画課

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標 3 女性力を生かした地域社会・経済の活性化

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
(1) 大浦お慶プロジェクトの実施	①女性人材の育成支援と活動機会の拡大に向けた支援	【672】	【353】	男女共同参画基本施策推進事業 (女性力でながさきを活性化！会議)	大浦お慶ホームページにおいて、県内で活躍する女性人材を掲載し、情報発信することで、ネットワーク構築を図る。	男女参画・女性活躍推進室
	②「女性力でながさきを活性化！会議」及び女性人材ネットワークの活用	【672】	【353】	男女共同参画基本施策推進事業 (女性力でながさきを活性化！会議)	大浦お慶ホームページにおいて、県内で活躍する女性人材を掲載し、情報発信することで、ネットワーク構築を図る。	男女参画・女性活躍推進室
(2) 「大浦お慶起業家育成プログラム」等による女性の起業等社会進出への支援	①「大浦お慶起業家育成プログラム」による女性の起業等社会進出への支援	0	1,903	女性起業家応援事業	<ul style="list-style-type: none"> 女性起業家の掘り起こしや女性起業家等のネットワーク構築、起業相談体制の充実等により、女性の新しいキャリアステージである起業を推進する。 長崎県総合就業支援センターの女性就労相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において、長崎県産業振興財団と連携し、起業相談を実施する。 大浦お慶ホームページにおいて、県内で活躍する女性人材を掲載し、情報発信することで、ネットワーク構築を図る。 	男女参画・女性活躍推進室
		【6,919】	【15,873】	女性の再就職応援事業		
	②創業・起業の支援	【672】	【353】	男女共同参画基本施策推進事業 (女性力でながさきを活性化！会議)	<ul style="list-style-type: none"> 創業相談 ビジネス支援プラザ運営 	<ul style="list-style-type: none"> 創業相談の実施 インキュベーション施設であるビジネス支援プラザの運営
		(115,967)	(109,474)			
		【(115,967)】	【(109,474)】	<ul style="list-style-type: none"> 創業相談 ビジネス支援プラザ運営 	<ul style="list-style-type: none"> 創業相談の実施 インキュベーション施設であるビジネス支援プラザの運営 	企業振興課

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標4 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
①女性の経済的地位の向上	家族の話し合いをベースとする家族経営協定等の普及と充実に努めるとともに、経営の法人化等を推進する。また、女性の認定農業者の拡大、女性の行う部門経営や農林水産業に関係する起業活動を支援する。	【1,053】	【1,053】	漁村グループ活動支援事業	各地区女性部が浜の魅力の保存・発見・活用を推進するための講習会や先進地視察等の活動や地域資源の活用などの起業の取組を支援する。	経営支援室
		【2,222】	【2,328】	女性農業者活躍支援事業	家族経営協定の締結推進と併せ、認定農業者の共同申請を推進する。農業経営の課題解決活動や経営改善計画の見直し支援を行い、経営者としての自覚や経営意識の向上を図る。	農政課
		(28,811)	(19,798)	元気ある担い手アクション支援事業	認定農業者の個別経営指導や実践研修等を通じて女性認定農業者の拡大や経営体の育成強化を図るとともに法人化を目指す家族経営体への支援を行う。	農業経営課
(1)女性の経済的地位・能力の向上と働きやすい環境づくり	生産活動などの中心的役割を果たしている女性に対し、経営管理能力や栽培技術向上を図るための研修や交流の機会を拡充する。また、農業士、漁業士等農山漁村の女性リーダーや商工業等自営業における女性リーダーの育成を促進する。	【(21,000)】	【(21,000)】	小規模事業経営改善普及事業(若手後継者等育成支援事業)	商工会女性部及び商工会議所女性会の研修や啓発活動への支援を通じて、女性の経営能力や技術の向上を図る。	産業政策課
		【(1,053)】	【(1,053)】	漁村グループ活動支援事業	・県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村における男女共同参画社会づくりの啓発を進める。 ・漁協女性部の各種活動に対する理解を深めるため、漁協役員、青壮年部等との対話に取り組む県漁協女性部連合会の活動を支援する。	経営支援室
		【2,222】	-	女性「農」力向上支援事業	農業経営の課題を解決するため、専門アドバイザーの派遣や先進視察研修を実施し、経営管理能力や、栽培技術向上を図る。	農政課
		-	【2,328】	女性農業者活躍支援事業	農業経営の課題を解決するため、個別支援を行いながら、必要に応じて専門アドバイザーの派遣等を実施し、経営管理能力や、栽培技術向上を図る。	農政課
		(6,363)	(8,614)	地域循環型人材育成システム構築事業	農業高校生等の就農意欲喚起や青年農業者への組織活動支援、男女共同参画の推進、地域の農業振興などの役割を担う農業士の認定を行い、研修会等を通じた資質の向上により、女性を含めた地域農業リーダーの育成を図る。	農業経営課
		【(21,000)】	【(21,000)】	小規模事業経営改善普及事業(若手後継者等育成支援事業)	商工会女性部及び商工会議所女性会の研修や啓発活動への支援を通じて、女性の労働条件の整備促進を図る。	産業政策課
③労働環境の整備促進	安全で快適な就業ができるよう、労働時間の適正化、休日の取得など労働条件の整備について啓発と指導を行う。また、漁港等における誰もが働きやすい施設整備を推進する。	【(1,053)】	【(1,053)】	農山漁村における男女共同参画活動の推進	県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村女性が働きやすい環境づくりや、安全で快適な生活環境づくりに関する啓発活動等を推進する。	経営支援室
		(10,229,734)	(8,184,942)	水産基盤整備費農山漁村地域整備交付金(公共:漁港・漁村の基盤整備等)	漁業に従事する高齢者や女性にとっても安心して働くことができる漁港・漁村の環境を整えるため、潮位の干満に対応した浮桟橋や防風・防暑施設等の整備を推進する。	漁港漁場課
		【2,222】	【2,328】	女性農業者活躍支援事業	家族経営協定の推進を通して、労働条件の整備について改めて意識付けや指導を行う。	農政課

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標 4 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
(2) 農水商工連携、6次産業化、地域間交流等への支援	①農水商工連携や6次産業化等への支援 商工業等自営業者が取り組む農水商工連携や地域資源活用の取組、農山漁村における農水産物や農山漁村の地域資源を生かした加工・販売等の起業など「6次産業化」の取組推進にあたって、意欲ある女性の取組を支援する。	【(21,000)】	【(21,000)】	小規模事業経営改善普及事業 (若手後継者等育成支援事業)	商工会女性部及び商工会議所女性会の研修や啓発活動への支援を通じて、女性の各種取組を支援する。	産業政策課
		0	0	農商工連携ファンド事業	県内の中小企業者等と農林漁業者が連携して行う新商品の開発や販路開拓などの取組を支援する。	食品産業・産地振興室
		(139,979)	(124,139)	新水産業収益性向上・活性化支援事業	漁村の女性グループ等で漁村の活性化を図る団体等が、漁業体験や魚食に着目した地域資源を活用する取組等に対し支援する。	漁政課
		(115,013)	15,013	6次産業化ネットワーク推進事業	6次産業化の推進を行うサポートセンターを設置し、プランナー派遣による事業計画支援、商品開発及び販路拡大の支援を行うとともに、各地域での研修会等と併せて、市町等で開催される創業塾等との連携により、企業マインドをもつ人材の育成を図る。	農産加工流通課
	②地域間交流等への支援 農林漁業体験を担う人材の育成などグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム等の推進を図り、女性の参画機会の拡大につなげる。	【(139,979)】	【(124,139)】	新水産業収益性向上・活性化支援事業	漁村の女性グループ等で漁村の活性化を図る団体等が、漁業体験や魚食に着目した地域資源を活用する取組等に対し支援する。	漁政課
		(4,573)	(2679)	未来につながるグリーン・ツーリズム発展事業	農林漁業体験プログラムの充実や農林漁業体験民宿の開業支援の推進など、国内外の旅行客受け入れに向けた体制整備や、誘客につながる取組等を支援するとともに、関係機関と連携し県内外への情報発信や人材育成に取り組む。	農山村対策室

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標 5 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
(1) 家庭生活における男女共同参画の推進	①啓発と学習機会の充実 家庭生活や家庭教育における男女共同参画を促進するため、家族が互いに尊重し協力しあうて家事、育児、介護などに取り組むよう、啓発活動や生涯を通じた多様な学習機会の提供に努める。	【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業	・男女共同参画週間等の機会をとらえて、センター職員や推進員等による出前講座や街頭啓発等を実施 ・家庭における男女共同参画を女性活躍に向けた課題の一つと捉え、課題解決活動を支援	男女参画・女性活躍推進室
		1,220	1,587	家庭教育支援対策推進事業費	①地域の人材で構成する家庭教育支援チームが家庭等を訪問し、学習機会、相談対応や情報提供を行う。 ②家庭教育支援のための「親育ちプログラムながさきファミリープログラム」の普及	こども未来課
		2,985	2579	①PTA研修会 ②公立高等学校PTA研修会	①子育てや子どもを取り巻く環境浄化など、今日的な課題を題材としてPTA活動のあり方について研修を深める。《県内6会場》 ②親と教師が一体となり、家庭・学校・地域の望ましい連携を模索するとともに「PTA活動の活性化」や「生徒の健全育成」等について研修を深める。《県内8会場》（父親に対する参加の呼びかけなど）	生涯学習課
②男性の家事・育児参画の促進	男性の家庭生活への参画は、男性の豊かな生活や自立促進及び少子化対策などにつながるものであり、その意義についての社会の理解促進を図る。 また、男性の育児休業取得の促進や子育てと仕事の両立支援に先駆的な取組を行う中小企業への支援などにより、男性の家事・育児参画の取組に対する気運の醸成を図る。	【16,138】	【17,938】	・男女共同参画基本施策推進事業	・男女共同参画週間等の機会をとらえて、センター職員や推進員等による出前講座や街頭啓発等を実施 ・男性の家庭生活への参画を男女共同参画、女性活躍に向けた課題の一つと捉え、課題解決活動を支援 ・ながさき女性活躍推進会議と連携し、働き方改革に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を行う。 ・県内大学生を対象に、自身のキャリアデザインやワーク・ライフ・バランス等を考える機会を設けることで、継続就業や仕事と家庭の両立などについての若者の意識啓発を図る。	男女参画・女性活躍推進室
		【35,002】 0	【29,647】 1,612	・企業における女性活躍推進事業 ・若者意識改革事業	厚生労働大臣が認定する子育てサポート企業「くるみん」制度の普及・広報	こども未来課
		0	0	仕事と子育ての両立に関する意識啓発	・長崎労働局と連携し、事業主および労働者に対し、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた積極的な取組等を啓発する。 ・職場環境づくりアドバイザー（社会保険労務士等）による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課
①地域社会における男女共同参画の推進	働いている男女がともに、職場優先の意識・ライフスタイルを見直し地域社会へ参画することは、男女の豊かな生活や社会の活性化につながるものであり、その意義についての社会の理解促進を図るとともに、自治会など地域における女性の参画拡大等について、啓発や情報提供を行う。 また、特に定年退職した人が地域活動やボランティア活動へ参加できるよう、情報や研修機会の提供に努める。	318	1,439	長崎県小さな楽園プロジェクト推進事業（アドバイザー派遣）	地域が主体的に取り組む集落の維持・活性化の取組や持続可能な地域コミュニティを推進していくため、担い手人材の育成や地域が主体となった自立性・継続性のある取組とするための仕組みづくり等を支援するとともに、地域コミュニティ活動への県民参加促進に向けた情報発信等を実施する。	地域づくり推進課
		(27,283)	(27,006)	・NPOボランティア活動促進費	・NPO・ボランティア活動の中核的拠点である県民ボランティア活動支援センターにおいて、研修の機会とともに広く地域活動やボランティア活動の情報を提供する。	県民協働課
		(10,824)	(10,824)	・ボランティア振興事業費	・県社会福祉協議会が行うボランティア振興事業を支援することにより、身近なところでボランティア活動に関する相談の場や活動に参加する機会を提供する。	
		【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業	男女共同参画週間等の機会をとらえて、センター職員や推進員等による出前講座や街頭啓発等を実施	男女参画・女性活躍推進室
②女性リーダーの育成支援	地域社会における男女共同参画を推進するNPOや地域活性化グループなどの女性リーダーを育成するため、研修等への支援を行う。	【(27,383)】	【(27,006)】	NPOボランティア活動促進費	県民ボランティア活動支援センターにおいて、中間支援組織である市町社会福祉協議会を中核とした重点的及び総合的な研修と県内全域を対象とした対象・目的別の研修を使い分けながら、効果的な人材育成に取り組んでいく。	県民協働課
		【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業	男女共同参画週間等の機会をとらえて、センター職員や推進員等による出前講座や街頭啓発等を実施。	男女参画・女性活躍推進室

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標5 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
画の推進	③地域の女性団体等との連携及び支援	0	0	女性団体の支援	女性の社会参画を促進するため、県内の女性団体との連携及び情報交換等を行う。	男女参画・女性活躍推進室
		740	670	地域における婦人会活動活性化事業	長崎県地域婦人団体連絡協議会が行う下記の取組を支援することにより、地域における婦人会活動の活性化を図る。 ①「環境」「福祉」「健全育成」「食育」「郷土芸能」の分野で実施する子どもたちの体験活動等の推進 ②会員の「活動推進研修会」「実践発表会」の実施 ③活動状況等の広報・啓発 など	生涯学習課
	④地域における実践的取組の推進	【721】	【1,086】	男女共同参画基本施策推進事業	県内8地域に設置した「地域活動促進会議」において、男女共同参画推進員やアドバイザー等が地域で推進活動をする際に必要なスキル等を学ぶ研修を実施。	男女参画・女性活躍推進室
(3) 防災における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った防災対策の展開	(925)	(895)	一般防災対策費(長崎県防災会議開催経費等)	災害対策基本法に基づき長崎県防災会議を開催し、県の地域防災計画の策定・修正を行う。なお、平成24年度に女性への配慮やプライバシーの確保など避難所の運営方針及び生活環境の確保について記述を加えた改定を行った。	危機管理課
	②避難場所等における男女共同参画の配慮	【(925)】	【(895)】	一般防災対策費(長崎県防災会議開催経費等)	災害対策基本法に基づき長崎県防災会議を開催し、県の地域防災計画の策定・修正を行う。なお、平成24年度に女性への配慮やプライバシーの確保など避難所の運営方針及び生活環境の確保について記述を加えた改定を行った。	危機管理課
	③防災現場への女性の進出促進	(70,714)	(70,714)	緊急災害救助費(災害救助法適用時の応急救助等に要する経費)	災害救助法に基づき避難場所等の設置をする場合、簡易間仕切り設備等による女性への配慮、プライバシーの確保に努める。	福祉保健課
		(4,050)	(2,899)	消防団充実強化促進事業(消防団充実強化事業補助金)	各市町が主体的に行う、消防団活動の広報、若手団員・女性団員・機能別団員の確保促進、消防団組織の強化、消防団応援事業に対し補助金を交付する。	消防保安室

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進	①暴力を防ぐための関係法令を適用しての厳正な対処 女性を取り巻く犯罪に対し、刑法、売春防止法、児童福祉法、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童買春・児童ポルノ法など、関係法令の厳正な運用を図り、暴力を許さない環境づくりを推進する。	9,095	9,648	女性をとりまく犯罪に対し、また、被害を防ぐために関係法令を適用しての厳正な対処	各種法令を適用し、事案に応じた最も妥当な警察措置を行う。	生活安全企画課 少年課 捜査第一課
	②相談窓口の周知 女性に対する暴力に関する県内における相談窓口について広く県民に周知を図る。	【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業	相談カードを作成するなど、相談窓口の設置について広く周知を図る。	男女参画・女性活躍推進室
		0	0	婦人保護事業	①ホームページ、リーフレットにより周知 ②内閣府事業「DVナビ」の活用	こども家庭課
		41	52	「性犯罪被害110番」の県民への周知	多様な機会を活用しての県民への周知	捜査第一課
	③意識啓発の推進 性犯罪、売買春、配偶者等からの暴力などあらゆる暴力に対して、被害者の立場、プライバシーに配慮しながら、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、広く意識啓発に努める。	【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業	女性に対する暴力をなくす運動期間における街頭啓発や、DV・デートDV予防のための啓発資料作成を行う。	男女参画・女性活躍推進室
		1,455	1,453	婦人保護事業	①中学生や、高校生を対象としたDV予防教育の実施 ②大学生等を対象としたデートDV予防授業の実施 ③社会人を対象としたDV予防教育の実施 ④児童養護施設等を対象としたDV予防教育	こども家庭課
		0	0	女性に対する暴力の予防・根絶に向けての意識啓発の推進	ストーカー、DV事案等の取扱い時に、被害者の意向やプライバシーに配慮しながら、事件化、加害者に対する指導警告、被害者に対する防犯指導等を実施して当事者らの意識啓発を図るとともに、ホームページや広報誌等の広報媒体を活用した広報啓発活動を実施する。	生活安全企画課
	④女性を犯罪被害から守る対策の推進 女性が被害に遭いやすい場所のパトロール、女性への防犯指導、インターネットの適切な利用に向けた学校等と連携した啓発などの防犯対策を充実・強化する。 また、つきまといや身近な人からの暴力などの被害を受けている女性に対しては、適切な相談対応や支援を実施し、犯罪被害の発生を防止するための措置について指導助言するなどの対策を推進する。	1,540	1,547	①女性の犯罪被害防止に向けたパトロール等街頭活動の強化 ②防犯意識の浸透を図るための防犯講話の実施 ③相談への適切な対応や支援の実施 ④声かけ・つきまとい事案等事件に発展するおそれのある前兆事案についての先制・予防的活動 ⑤関係機関との連携 ⑥インターネットの適切な利用に向けた啓発	①被害多発場所等へのパトロールを強化する。 ②犯罪被害の未然防止を図るため、大学生に対する防犯講話及び護身術訓練並びに地域住民に対する防犯講話を実施して、防犯意識の高揚を図る。 ③ストーカー、DV事案等に係る相談等に対しては、被害者に対する警察本部長等の援助(再被害防止のための監視警戒システムや携帯型緊急通報装置等装備資機材の貸出し、一時避難のための公費による宿泊費負担制度利用)、防犯指導・助言等を実施するとともに、事件化、加害者に対する指導警告等の保護対策を推進する。 ④声かけ、つきまとい等重大事件に発展するおそれのある前兆事案については、重大な性犯罪等への発展を未然に防ぐため、行為者の検挙、指導・警告等の先制・予防的活動を推進する。 ⑤シェルター等関係機関との連携を強化し、適切な保護対策を推進する。 ⑥非行防止教室等により、インターネットの適切な利用の啓発を実施する。	生活安全企画課 少年課
		【3,423】	【3,927】			
	⑤女性に対する暴力の実態把握 潜在化したり、個人的な問題として矮小化される傾向にある女性に対する様々な形態の暴力について、各種相談機関における相談実績を分析し、実態把握に努める。	0	0	婦人保護事業	①厚生労働省、内閣府への相談内容及び件数などの統計報告にかかる分析 ②こども・女性・障害者支援センター業務報告(相談内容及び件数など)による詳細分析	こども家庭課
52,303		52,273	①相談・支援体制の充実による実態把握 ②DV被害者への支援を通じた実態把握	①ストーカー、DV事案等については、事案に対処する警察職員に対し、迅速、的確かつ組織的な対処等を随時指導・教養して警察本部及び警察署の相談・支援体制の整備充実を図るとともに、相談受理時、ストーカー、DV、男女間トラブル事案に該当した場合には、全件受理してその実態を把握し、事件化、加害者に対する指導警告、被害者に対する支援等の保護対策を推進する。 ②被害者の意向に配慮しながら、事件化や加害者への指導警告、被害者に対する防犯指導や援助(住民基本台帳事務における支援、行方不明者届の不受理等)等を積極的に実施する。	生活安全企画課	

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
(2) 配偶者等からの暴力への対策の推進	①相談・保護から自立までの切れ目のない支援の充実	55,505	55,498	婦人保護事業	①市町のDV対策基本計画策定及び配偶者暴力支援センター設置への働きかけと助言 ②婦人相談員の資質の向上のための研修会の開催 ③緊急時の安全の確保と同行支援の充実 ④一時保護委託の拡充 ⑤同伴児童への支援 ⑥入所者の生活の向上 ⑦退所後の自立支援	こども家庭課
	②配偶者等からの暴力の防止のための啓発の実施	【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業	女性に対する暴力をなくす運動期間における街頭啓発や、DV・デートDV予防のための啓発資料作成を行う。	男女参画・女性活躍推進室
	③加害者更生のための対応の手法の研究	【1,455】	【1,453】	婦人保護事業	①中学生や、高校生を対象としたDV予防教育の実施 ②大学生等を対象としたデートDV予防授業の実施 ③社会人を対象としたDV予防教育の実施 ④児童養護施設等を対象としたDV予防教育	こども家庭課
	④関係機関の連携強化	0	0	加害者更生のための対応の手法の研究	加害者更生のための国の研究や民間のプログラム実施団体等の取組について、情報収集を随時実施。	こども家庭課
		【55,505】	【55,498】	婦人保護事業	①市町のDV対策基本計画策定及び配偶者暴力支援センター設置への働きかけと助言 ②婦人相談員の資質の向上のための研修会の開催 ③緊急時の安全の確保と同行支援の充実 ④一時保護委託の拡充 ⑤同伴児童への支援 ⑥入所者の生活の向上 ⑦退所後の自立支援	こども家庭課
	0	0	①DV対策等推進会議の効果的運用 ②配偶者暴力相談支援センターとの連携	①DV対策等推進会議において、関係機関・団体による総合的なDV対策の推進のための連絡・協議を実施する。 ②配偶者暴力相談支援センター等関係機関との緊密な連携、情報の共有化を図り、被害者保護対策を推進する。	生活安全企画課	

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課	
(3) 性犯罪、 性暴力等への 対策の推進	①性犯罪被害者への配慮	女性警察官による事情聴取や電話相談を行うなど、被害女性に配慮した対応に努め、性犯罪の潜在化の防止を図る。	【121】	【132】	①被害届を出しやすい体制づくり ②「性犯罪被害110番」の活用 ③「性犯罪指定捜査員」の指定 ④産婦人科医会とのネットワーク構築	①被害者が安心して被害届を提出できるような体制を確立し、性犯罪の潜在化の防止を図る。 ②女性警察官が対応する相談電話により、性犯罪の潜在化の防止を図る。 ③被害者の事情聴取の充実を図るため、各警察署の女性警察官を指定するとともに捜査技能のレベルアップを図る。 ④医会とのネットワークの構築により、医会と警察が相互に理解と協力をもって、診察や証拠物件の採取等を実施することで、被害者の二次的被害を防止し、性犯罪の立証を図る。	捜査第一課
	②カウンセリングの充実	性犯罪被害者の心のケアの充実を図るため、精神的な被害についても的確に把握し、カウンセリングの専門知識を有する団体や民間被害者支援団体等との連携の強化に努めるとともに、臨床心理士の資格を取得した警察職員を部内カウンセラーとして運用し、被害直後から早期支援に従事させることで、性犯罪被害者の心身の負担軽減を図る。	2,031	2,072	①性犯罪被害者に対するカウンセラーの派遣 ②性犯罪被害者の経済的負担の軽減 ③長崎犯罪被害者支援センターとの連携	①専門的カウンセリングが必要と認められる被害者について、部内の臨床心理士又は「長崎県臨床心理士会」に登録されたカウンセラーから適任者を選定して派遣する。 ②被害者が自ら精神科医又は臨床心理士によるカウンセリングを受診した場合における診療費又はカウンセリング費用の公費負担制度を制定し、被害者の経済的負担を軽減する。 ③犯罪被害者等早期援助団体「長崎犯罪被害者支援センター」との連携により専門的カウンセリングの充実を図る。	警務課
	③性暴力被害者支援体制の充実	性暴力被害者を支援するための窓口を設置し、関係機関・団体との連携により総合的な支援を提供する体制の充実に努める。	12,103	10,127	性暴力被害者支援事業	・(公社)長崎犯罪被害者支援センターに業務を委託し、性暴力被害者支援「サポートながさき」を開設した。 ・電話、面接相談のほか、付添支援、医療支援、法律相談、カウンセリングに関する支援を行う。	交通・地域安全課
(4) ストーカー行為等への 対策の推進	①被害者の親族等の支援及び防犯対策	被害者の親族や支援者等についても、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、ストーカー行為として加害者への警告等を行うことにより、その親族等の保護に努める。	【3,423】	【3,927】	被害者の親族等の支援及び防犯対策	被害者のみならず、その親族等に対するパトロール等の警戒活動を行うとともに、110番通報者登録システムへの登録、携帯型緊急通報装置や監視カメラの貸出し、公費負担による宿泊施設への避難措置等の支援を行い、保護対策を推進する。	生活安全企画課
	②広報・啓発の推進	ストーカー行為の定義、ストーカー事案に関して警察がとりうる措置、ストーカー規制法上の保護対象等について、ホームページ、広報紙等、各種広報媒体を活用して広く県民に啓発し、ストーカーの根絶に向けた意識高揚を図る。	0	0	広報・啓発の推進	ホームページや広報紙等、各種広報媒体を活用した情報発信及び防犯講話を通じて意識啓発を図るとともに、各種キャンペーン等を利用してストーカー事案等に関する啓発活動を推進する。	生活安全企画課

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標7 生涯を通じた女性の健康支援

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
(1) 生涯を通じた女性の健康支援 (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実	①女性の健康の保持のための相談・指導の充実	2,207	2,207	健やか親子サポート事業	県立保健所において、思春期の健全な母性、父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等各ライフステージに応じて適切な自己管理ができるよう健康教育を実施するとともに、身近な保健所において、思春期等の相談に対応できる体制の推進を図る。 また、市町が妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する体制を整備するため、市町を対象とした連絡調整会議、保健師等の専門職への研修を行う。	こども家庭課
	②子宮がん、乳がんの予防対策の実施	(2,609)	2,620	がん普及啓発事業	がん検診の受診促進のため、講演会・研修会の開催、ポスター・チラシ作成等の受診勧奨普及啓発活動を推進する。	医療政策課
	①妊娠・出産に係る女性への支援	1,305,247 うち再掲【2,207】	1,226,534 うち再掲【2,207】	①母子特定疾病対策事業 ②福祉医療費助成事業 ③母子保健専門強化事業 ④健やか親子21推進事業 ⑤児童虐待ゼロプロジェクト事業 ⑥健やか親子サポート事業 ⑦妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業 ⑧子ども子育て支援事業 ⑨特定不妊治療費助成事業	①身体に障害のある児(育成医療)・未熟児(養育医療)・小児慢性特定疾患児(小児慢性疾患治療研究)に対し医療等の給付を行うとともに、不妊治療を希望する夫婦に治療費の一部を助成。 ②乳幼児(0歳～就学前)、ひとり親家庭の親と子、寡婦等の医療費の一部を助成。 ③先天的な代謝異常等の早期発見、ATL(成人T細胞白血病)の感染防止、未熟児に対する家庭訪問指導等を行う。 ④障害を持つ児童、長期療養が必要な児童・保護者を対象に、相談指導、発達訓練等の支援を行うとともに、発達障害児(者)に対する支援体制の充実を図る。 ⑤産科医療機関と行政が連携して、妊娠期から早期に支援し、妊産婦の心身の安定を図り、児童虐待の予防につなげる。 ⑥各ライフステージに応じて適切な自己管理ができるよう健康教育を実施し、身近な保健所において、不妊を含めた相談に対応できる体制を作ることにより「健やか親子21」の推進を図る。 ⑦産科・精神科・小児科・行政の関係機関が連携することにより、妊娠中から支援を要する妊婦を早期に把握し、フォローアップする体制を構築するとともに、児童虐待の予防及び早期発見につなげていく。また、県、市町保健師や中学校教諭等を対象に産婦人科医などの専門家による「性に関する教育研修会」を開催し、中学生に性教育や出産適齢期などを中心とした講義ができる人材を育成する。 ⑧乳児家庭全戸訪問事業を行う市町及び乳児全戸訪問事業により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に、養育に関する相談等の支援を行う市町に補助を行う。 ⑨不妊に悩む夫婦が増加する中、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	こども家庭課
②周産期医療の充実	20,381	20,381	①周産期医療確保対策事業費(周産期母子医療センター運営事業) ②長崎県周産期医療検討委員会の開催 ③長崎県周産期医療人材育成研修事業	①周産期母子医療センターの診療機能、病床数、及び医師、看護師等の確保や処遇改善を図るため、運営に係る補助を行うことで、地域における周産期医療体制の確保を図る。 ②周産期母子医療センターと、地域の産科病院・診療所や在宅医療体制等との機能分化・相互連携により、周産期医療を効果的に提供できるシステムの検討を行う。 ③地域の産科病院・診療所の看護師等が、周産期母子医療センターで実習を受けることで、搬送されたハイリスク妊婦が、早期に地域へ戻る(逆搬送)ことを可能にするための環境を整備する。	医療政策課	

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標7 生涯を通じた女性の健康支援

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
③健康をおびやかす問題への対策の推進	①HIV／エイズ、性感染症対策の推進	(5,164)	4,990	感染症予防事業	HIVの即日・夜間検査とクラミジア検査の実施などにより、性感染症等への感染を予防する。特にエイズについては、12月1日の世界エイズデーを中心に予防及び検査のための啓発事業を展開する。 具体的には、 ・パンフレット及び啓発グッズ等の配布 ・保健所による学校へのエイズ等性感染症予防講話の実施 ・県内全保健所によるHIV・クラミジア検査の実施 ・長崎市内医療機関を利用したHIV休日・夜間検査の実施	医療政策課
	②喫煙、飲酒対策の推進	(902)	(621)	たばこ・飲酒対策事業(健康ながさき21推進事業)	保健所やメディアを通じたたばこ・飲酒対策に係る啓発、公共施設の禁煙・分煙調査や全面禁煙に取り組む飲食店を登録する「長崎県禁煙宣言の店」事業等による禁煙・分煙の推進。	国保・健康増進課
		【2,207】	【2,207】	健やか親子サポート事業	県立保健所において、思春期の健全な母性、父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等各ライフステージに応じて適切な自己管理ができるよう健康教育を実施するとともに、思春期等の相談に対応できる体制の推進を図る。 また、市町が妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する体制を整備するため、市町を対象とした連絡調整会議、保健師等の専門職への研修を行う。	こども家庭課

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
(1) ひとり親家庭の生活安定と自立促進	①自立援助の促進	921,904	898,787	・母子福祉対策事業 ・児童扶養手当等給付 ・母子父子寡婦福祉資金貸付	①母子・父子自立支援プログラム策定事業 ②ひとり親家庭等自立促進センター事業 ③給付金事業 ④児童扶養手当の給付 ⑤母子父子寡婦福祉資金の貸付 ⑥ひとり親高等職業訓練促進資金貸付事業	こども家庭課
	②相談援助体制の充実	19,298	19,238	母子福祉対策費	①母子・父子自立支援員の設置 ②ひとり親家庭等生活向上事業 ③ひとり親家庭等日常生活支援事業 ④長崎県母子寡婦福祉連合会運営費補助 ⑤ひとり親家庭指導者人材育成事業補助	こども家庭課
	③公営住宅への優先入居及び公営住宅と社会福祉施設の一体的整備の推進	0	0	公営住宅への優先入居	・ひとり親世帯向け住宅の優先入居等の実施 ・福祉部局との協議により、公営住宅建設(建替)事業における社会福祉施設の一体的整備の予定はなし	住宅課
(2) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人	①貧困を抱えた人への支援	(50,265)	(51,259)	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対し、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業及び子どもの学習支援事業等の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じ、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図る。	福祉保健課
		(3,000)	(3,000)	児童措置費	児童養護施設等入所児童の大学等進学を増やすため、高校在学中の学習塾費用を助成する。	こども家庭課
	②高齢者の自立支援	(69,181)	(67,183)	老人クラブ等育成費	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して助成を行うことにより、活動の活性化を図り、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進し、老人福祉の増進を図る。	長寿社会課
	(8,930)	(8,647)	県シルバー人材センター連合会の支援	シルバー事業のPR強化や新たな就業分野開拓のための会員の資質・能力向上などについて、各シルバー人材センターへの支援・指導を行う県シルバー人材センター連合会に対して支援することにより、県内のシルバー事業の拡大・充実に推進する。	雇用労働政策課	
	(1,217,721)	(1,214,361)	・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃補助 ・県営住宅におけるバリアフリーの推進	・国の制度に基づく、民間建設型のバリアフリー化など一定の整備基準を満足した高齢者向け優良賃貸住宅への家賃の補助。 ・県営住宅の建替や改善工事を実施し、バリアフリー化を推進する。	住宅課	

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
人への支援	③障害のある人への支援 障害のある人もない人も、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる「共生社会」の実現に向け、障害のある人に対する差別を禁止するとともに、障害や障害のある人に対する理解促進および建築物・道路等のバリアフリー化など、各種施策を総合的に推進する。	0	0	ユニバーサルデザインの普及啓発	「長崎県福祉のまちづくり推進協議会」を開催するなど、ユニバーサルデザインの普及啓発を推進する。	福祉保健課
		(5,546)	(5,546)	①障害者芸術祭開催助成事業 ②障害者理解促進事業	①障害者週間(12/3～9)にちなんで開催される障害者芸術祭に対し助成を行い、障害者の文化・芸術活動の振興、社会への積極的な参加の促進と障害に対する理解促進を図る。 ②内閣府との共催で、障害者週間に関する作文及びポスターを募集し、障害のある方達への理解を促進する。	障害福祉課
	④性的指向や性同一性障害への理解促進 性的指向や性同一性障害などを理由とする偏見や差別をなくしていくため、人権教育・啓発活動による理解促進を図る。	(42,027)	(41,823)	各種講演会、研修会、イベント等の実施による性的マイノリティの理解促進	県民、企業、人権教育指導者等を対象に、各種講演会、研修会、イベント等を通じて、性的マイノリティの存在を正しく理解し、性に対する多様なあり方への理解を深めてもらう。	人権・同和対策課
		(1,847)	(2,423)	人権・同和教育啓発活動事業	性的指向や性同一性障害等に関する内容を含め、学校における偏見や差別解消に向けた具体的実践及び研修推進のための教師用参考資料「人権教育をすすめるために」の活用を図る。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育室

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標9 男女共同参画の実現に向けた支援基盤の整備

	基本計画	H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
(1) 子育て支援策の充実	①仕事と子育ての両立のための保育サービスの充実 共働き等の家庭の支援のため、保育所、認定こども園、幼稚園の預かり保育など多様な保育による量的なサービスの拡充を図るとともに、放課後児童クラブの充実と設置を促進する。また、一時預かり、延長保育、病児保育事業などの保育サービスの充実を図る。	2,356,588	2,509,039	・保育所緊急整備事業 ・認定こども園推進事業 ・認定こども園整備事業 ・私立幼稚園預かり保育推進事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・病児保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・放課後児童クラブ支援事業	・保育所(公立を除く)の施設整備に対し補助を行う。 ・職員の資質向上のための研修会の開催などにより、認定こども園の設置の促進及びその質の向上を図る。 ・幼保連携型の幼稚園、又は幼保連携型の要件を満たす保育所型の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型の施設整備に対し補助を行う。 ・私立幼稚園が教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる保育事業に対し補助を行い、子育てを支援する。 ・保護者の傷病や災害等により、また、育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するため、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児を保育所等で一時的に預かり必要な保護を行う。 ・民間保育所が開所時間を超えた保育に取り組む場合に補助を行う。 ・病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う場合に補助を行う。 ・仕事等で保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後や長期休業日等に、児童館や学校の余裕教室等を利用して生活の場、遊びの場を与え、健全育成を図る。 ・母子家庭等の放課後児童クラブの利用料補助等を行う。	こども未来課
	②すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実 子育て家庭の交流、育児に関する相談対応・情報提供などを行う地域子育て支援拠点及び地域における育児等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進など、子育て支援サービスの充実を図る。また、地域子育て支援拠点を中心とした福祉・保健・医療等の連携による子育て支援体制の充実を図る。	244,993	257,461	・地域子育て支援拠点事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・利用者支援事業	・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、一人親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る。 ・子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の地域子育て支援の情報提供及び必要に応じ、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	こども未来課
	③公共施設等への「多目的トイレ」の設置の推進 ベビーベッドなどが設置され、誰もが利用することができる「多目的トイレ」の設置について、県所有・管理施設の管理者に少子高齢化対策事業等による積極的な設置を推進すると共に、市町などの公共的施設等管理者に対しても設置への理解を求めていく。	0	0	「長崎県福祉のまちづくり条例」の推進	公共施設等の特定生活関連施設の新築等をする者は、「長崎県福祉のまちづくり条例」で定めた整備基準に適合することとなり、今後も引き続き、設置事業者等に対して多目的トイレの設置など、バリアフリー化への理解を求めていく。	福祉保健課
(2) 介護支援策の充実	①介護支援策の充実 市町が実施する地域支援事業において、家族介護教室などにより介護者の心の悩みを相談できる体制が促進されるよう、市町の取組を支援するとともに、介護者の負担軽減につながるショートステイサービスなどの提供体制の整備を促進していくことにより、家族介護者等の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実に努める。	(1,638,240)	(2,276,765)	・地域支援事業交付金 ・地域密着型施設整備事業	・市町が実施する地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業等)を財政面において支援することにより、各種事業の円滑な展開を図るもの。 ・介護サービスの施設・設備の整備を行う。	長寿社会課
	(3) 男女共同参画に関する相談体制の充実 ①男女共同参画に関する相談体制の充実 長崎県男女共同参画推進センターにおいて、夫婦、家庭等に関する様々な悩みへの一般相談窓口や男性の社会的な重圧や悩みなどに関する男性相談窓口について、関係機関との連携を強化し体制の充実を図るとともに相談窓口の周知広報により、利用促進を図る。	【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業	県男女共同参画推進センター「きらりあ」における一般相談・男性相談体制の充実(関係機関との連携を含む)	男女参画・女性活躍推進室

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標10 教育を通じた男女共同参画の推進

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
(1) 学校における教育・学習の充実	①学校における男女平等教育の推進	義務教育課 (1,847) 高校教育課 0	義務教育課 (2,423) 高校教育課 0	①人権・同和教育啓発活動事業 ②人権教育研究校の指定 (文部科学省指定)	・学校における人権教育の具体的実践及び研修推進のための教師用参考資料「人権教育をすすめるために」の活用を図る。 ・人権意識を培うための教育の在り方や人権教育に関する指導方法等の改善・充実のため、幅広い視点から日常の学校教育活動の中での実践的研究を行う。	義務教育課 高校教育課
	②教職員の研修の充実	教職員課 0 義務教育課 【(1,847)】 高校教育課 0	教職員課 0 義務教育課 0 高校教育課 0	地区別人権教育研修会	人権教育の広がりや深まりを目指し、体験的参加型学習の手法を取り入れ人権教育の在り方や重要性、基本的認識についての地区別研修を隔年実施。	教職員課 義務教育課 高校教育課
	③家庭科教育の充実	義務教育課 0 高校教育課 0	義務教育課 0 高校教育課 0	家庭科教育による男女平等意識の醸成	小学校・高等学校の家庭科、中学校の技術・家庭科における「家庭生活」に関する学習において、男女平等意識の醸成を図る。	義務教育課 高校教育課
	④生涯を見通したキャリア教育の推進	0	【1,612】 【29,647】	・若者意識改革事業 ・企業における女性活躍推進事業	・県内大学生を対象に、自身のキャリアデザインやワーク・ライフ・バランス等を考える機会を設けることで、継続就業や仕事と家庭の両立などについての若者の意識啓発を図る。 ・学生の職業観を醸成するとともに、若者の考え方を企業の働き方改革に生かすための、学生・若手社員・企業による意見交換(働き方改革ワールドカフェ)を実施する。	男女参画・女性活躍推進室
	⑤児童生徒の多様な進路選択のための支援	義務教育課 (713) 高校教育課 0	義務教育課 (612) 高校教育課 0	・長崎っ子の「夢・憧れ・志」を育む環境整備事業 ・キャリア教育の充実と積極的な推進	・子どもたちが「あの人のようになりたい」「あの人のような生き方がしたい」といった「夢・憧れ・志」を抱くことのできる教育環境の整備と応援体制の構築を図る。 ・子どもたちが自己のよさや可能性に気づき、夢や希望を持ち、その実現に向けて努力していくことができるよう、学校の教育活動全般を通じたキャリア教育の充実と積極的な推進を図る。	義務教育課 高校教育課
(2) 適切な性教育の実施	①適切な性教育の実施	【2,207】	【2,207】	健やか親子サポート事業	県立保健所において、思春期の健全な母性、父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等各ライフステージに応じて適切な自己管理ができるよう健康教育を実施するとともに、思春期等の相談に対応できる体制の推進を図る。 また、市町が妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する体制を整備するため、市町を対象とした連絡調整会議、保健師等の専門職への研修を行う。	こども家庭課
		【1,678】	0	子どもは宝文化発信事業	晩婚化や晩産化に起因する高齢出産や不妊の問題を解決するために、若者を対象とした妊娠・出産に関する出前講座及び中学生向けサポートブックの作成、県、市町保健師や中学校教諭等を対象に産婦人科医などの専門家による「性に関する教育研修会」を開催し、中学生に性教育や出産適齢期などを中心とした講義ができる人材を育成する。	こども家庭課
	0	1,814	妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業	産科・精神科・小児科・行政の関係機関が連携することにより、妊娠中から支援を要する妊婦を早期に把握し、フォローアップする体制を構築するとともに、児童虐待の予防及び早期発見につなげていく。また、県、市町保健師や中学校教諭等を対象に産婦人科医などの専門家による「性に関する教育研修会」を開催し、中学生に性教育や出産適齢期などを中心とした講義ができる人材を育成する。	こども家庭課	

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標10 教育を通じた男女共同参画の推進

	基本計画	H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
加	出産に関する医学的・科学的に正しい知識(妊娠適齢期など)を理解させ、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育の普及に取り組む。	2,873	2,884	・学校保健総合支援事業	産婦人科医や助産師による性教育に関する教職員への指導助言、講話や講演、保護者、児童生徒への保健相談を行う等、子どもの現代的な健康課題に対応するために、学校や家庭を中心に地域の関係機関との連携を強化した組織体制づくりを推進している。(H24～) 従来からのエイズ・性感染症等の課題に加え、妊娠・出産適齢期等の医学的・科学的に正しい知識を理解させ、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育の普及に向けた教職員研修を、こども政策局と連携し、県内各地(H28:12回)で開催している。(H28～)	体育保健課
(3)配偶者等からの暴力防止のための学校における予防教育の実施	①配偶者等からの暴力の防止のための学校における予防教育の実施 学校におけるDV予防教育の実施や、教職員に対する研修の充実に努める。	【958】	【958】	婦人保護事業	中学生、高校生を対象としたDV予防教育を実施	こども家庭課
		義務教育課【(1,847)】 高校教育課0	義務教育課【(2,423)】 高校教育課0	・学校教育における人権教育の推進 ・地区別人権教育研修会	・教育活動全体を通じて「自己的人権を守り、他者の人権を守る意識・意欲・態度」を育むため、人権に関する知的理解と人権感覚の関連を図った人権教育を推進する。 ・人権教育の一環として、専門家を招いた講義や講演等を計画的に実施し、DV予防等を含めた人権教育の充実を図る。 ・教職員を対象とした「地区別人権教育研修会」を隔年で実施(H28実施)。	義務教育課 高校教育課
(4)子どもの安全安心な環境の確保と健全な成長の推進	①有害環境浄化の推進 子どもたちの大切な命を守り、健全な育成を図るため、携帯電話やインターネット上の有害情報をはじめ、子どもたちを取り巻く有害なメディア環境の浄化を推進する。	(1,710)	(608)	・メディア安全指導員養成事業	・子どもたちを取り巻く、携帯電話等インターネットや携帯型ゲームなどのメディアの現状、危険性や対処法を地域で指導できる人材を養成する。	こども未来課
		義務教育課0 高校教育課0	義務教育課0 高校教育課0	学校教育における情報モラル教育の推進	・子どもたちがインターネットを適切に活用し、必要な情報を収集したり発信したりする能力を育成するとともに、情報モラル・マナー指導教材を活用するなどして、授業や特別活動を通して子どもたちの情報モラルの育成に努める。 ・インターネットや携帯電話による新たな人権侵害に対応するため、保護者や関係機関・業界と連携した体制づくりを促進する。	義務教育課 高校教育課

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標11 意識改革に向けた啓発・普及の推進

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
①多様な媒体・機会や各種団体等との連携を活用した啓発活動の充実強化	男女共同参画に関する理解が深まるよう広報紙やテレビ、ラジオ、ホームページなどあらゆる広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報・啓発活動を展開する。	【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業	・情報誌やラジオ番組、ホームページの活用、センター職員による出前講座などあらゆる機会をとらえた啓発を実施 ・「男女共同参画週間」での街頭啓発や「ながさき国際協力・交流フェスティバル」等でのパネル展示による啓発を実施 ・男女共同参画推進員等による地域における啓発活動を支援	男女参画・女性活躍推進室
	また「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」など多様な機会を活用するとともに、市町、企業、女性団体、NPOなど各種団体等と連携・協働を行いながら、啓発対象、内容や方法などについて工夫し、効果的な啓発を図る。	(31,711)	(31,972)	「人権週間」等における啓発	人権啓発イベント等や県人権教育啓発センターにおいて、男女共同参画のリーフレットを配布するなどの啓発を実施する。	人権・同和対策課
		0	0	市町、関係団体等との情報共有	市町、関係団体等へ入手した様々な情報を提供している。	こども家庭課
		【(1,053)】	【(1,053)】	漁村グループ活動支援事業	・県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村における男女共同参画社会づくりの啓発を進める。 ・漁協女性部の各種活動に対する理解を深めるため、漁協役員、青壮年部等との対話に取り組む県漁協女性部連合会の活動を支援する。	経営支援室
		【2,222】	-	女性「農」力向上支援事業	・県内で活躍する女性農業者を刊行物やホームページで広く周知する。 ・女性農業者を対象とした研修会等で講演や情報提供による啓発活動を実施する。 ・県のホームページ等を活用し、全国の女性農業者の活動事例や男女共同参画に関するセミナー等の情報提供を行う。	農政課
		-	【2,328】	女性農業者活躍支援事業	・県内で活躍する女性農業者を刊行物やホームページで広く周知する。 ・女性農業者を対象とした研修会等で講演や情報提供による啓発活動を実施する。 ・県のホームページ等を活用し、全国の女性農業者の活動事例や男女共同参画に関するセミナー等の情報提供を行う。	農政課
②学習機会の充実、研修の実施	男女共同参画を推進するため、県内市町のモデルとなるような先駆的な講座や研修会等を開催する。	【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業	県男女共同参画推進センター「きらりあ」が中心となり、県内市町のモデルとなるような講座や研修会等を開催 また、教育行政など関係機関と連携し、男女の人権の尊重や男女共同参画の理解促進のためのセミナーを実施	男女参画・女性活躍推進室
	また、市町、地域、ながさき県民大学などにおいて広く出前講座を実施し、県内における学習機会の充実を図る。	(3,094)	(6,659)	ながさき県民大学事業	県及び市町、大学・短大、民間教育事業者等で実施している生涯学習に関する事業を体系化し、県民に学習機会を効果的に提供するとともに、学習成果を適正に評価することにより、県民の学習意欲を高め、地域における生涯学習の一層の推進を図る。	生涯学習課
③情報の収集及び提供	男女共同参画に関する情報の収集に努め、県男女共同参画推進センター情報誌、ホームページ、ライブラリー等により、積極的に情報提供する。	【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業	・国や事業者、関係団体からの情報、県内各地の男女共同参画推進員からの情報、九州各県や市町男女センター等からの情報収集を実施 ・センター情報誌、ラジオ番組、HP、推進員への情報提供などを通じて情報発信 ・センターライブラリーの充実(H29.4.1現在、書籍1,490冊・ビデオ類61本)	男女参画・女性活躍推進室
	関係機関等や長崎県男女共同参画推進員・アドバイザー等との連携を図りながら、男女共同参画が地域で抱える課題等に関する調査・研究を行う。	【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業	関係機関や男女共同参画推進員等と連携し、男女共同参画を推進していくうえでの地域課題等に関する情報を収集	男女参画・女性活躍推進室
⑤県内市町・大学等の男女共同参画推進センターとの連携	県内の市町や大学等に設置されている男女共同参画推進センター等との連携を図りながら啓発等を推進する。	【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業	・県内男女共同参画推進センター間の情報交換会を実施 ・男女共同参画週間等の機会を活用し、県内の男女共同参画推進センター等との連携による啓発活動・セミナー等を企画・実施	男女参画・女性活躍推進室
⑥長崎県男女共同参画推進員等による啓発活動の促進	長崎県男女共同参画推進員・アドバイザーを活用して、地域に密着した啓発活動を促進する。	【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業	男女共同参画推進員やアドバイザーのスキルアップを図り、地域や学校等の依頼に応じて講師として派遣	男女参画・女性活躍推進室

(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標11 意識改革に向けた啓発・普及の推進

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
⑦県における研修及び広報・啓発活動の推進	県職員対象の研修会等を充実させ、男女共同参画に関する理解の徹底を図る。また、行政が作成する広報・刊行物については、男女共同参画の視点に十分に配慮するとともに、県が実施する意識調査、アンケート調査の企画や結果の表し方等については、男女間の意識や格差の現状を客観的に把握するよう配慮し、必要に応じて男女別データを表示して公表する。	(88,294)	(86,807)	県新規採用職員を対象とした研修の実施	新規採用職員を対象に男女共同参画社会についての研修を実施する。	新行政推進室
		(76,558)	76,877	全世帯広報誌発行事業	全世帯広報誌など、行政が作成又は実施する広報・刊行物等においては、男女共同参画の視点に十分配慮する。	広報課
		0	0	・県職員に対する研修の実施 ・行政が作成する広報・刊行物への配慮	・新規採用職員研修において男女共同参画についての理解促進のための講義を実施 ・国の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の周知を図るとともに、行政が作成する広報・刊行物の内容について、男女共同参画の視点に立った表現に配慮されているかを確認	男女参画・女性活躍推進室
⑧市町等における研修機会の充実	男女共同参画社会についての適切な理解促進のため、市町等が実施する研修を支援する。	【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業	市町等が実施する研修会への講師派遣(助成事業や、センター職員・推進員等の派遣)	男女参画・女性活躍推進室

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

政策目標12 推進体制の整備・強化

基本計画		H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
(1) 県における推進体制の充実	①男女共同参画推進会議の運営	0	0	長崎県男女共同参画推進会議の運営	男女共同参画推進会議により、計画の進捗状況を把握するとともに、県の審議会等委員における女性の登用を促進	男女参画・女性活躍推進室
	②男女共同参画審議会の運営	【1,183】	【788】	男女共同参画基本施策推進事業費(男女共同参画審議会の運営)	男女共同参画審議会を開催し、計画の進捗状況を報告するとともに、計画の推進に対する意見を聴取	男女参画・女性活躍推進室
	③男女共同参画推進センターの運営	【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業費	男女共同参画推進センター「きらりあ」において、一般相談・男性相談、情報誌発行、啓発事業(街頭啓発や出前講座等)、県内センターとの連携事業(リレー講座等)などを実施	男女参画・女性活躍推進室
	④男女共同参画推進員等との連携	【1,831】	【1,974】	男女共同参画基本施策推進事業費(推進体制の構築)	県内に推進員24名・アドバイザー14名を委嘱し、男女共同参画を推進する各自の活動を支援するとともに、県内8地域の男女共同参画地域活動促進会議において、市町と推進員・アドバイザーとが連携した普及啓発・課題解決活動を支援	男女参画・女性活躍推進室
	⑤計画の着実な実施と進行管理	【1,183】	【788】	男女共同参画基本施策推進事業費(男女共同参画審議会の運営)	・「長崎県の男女共同参画の現状と施策」の発行 ・長崎県男女共同参画審議会での検討・評価と協議内容の公表	男女参画・女性活躍推進室
(2) 市町における推進体制の整備	市町における推進体制等の整備が促進されるよう、市町が行う職員のための研修会の開催、情報の提供、人材養成への支援や、男女共同参画推進員及びアドバイザーを通じた啓発等を行う。	【16,138】	【17,938】	男女共同参画基本施策推進事業費	・男女共同参画推進員・アドバイザー及び市町職員向けの研修会の実施 ・市町等が実施する研修会への講師派遣	男女参画・女性活躍推進室

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

政策目標12 推進体制の整備・強化

基本計画	H28予算	H29予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課
(3) 女性の活躍推進に関する推進体制の充実 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における協議会の役割を担う組織として官民一体の組織「ながさき女性活躍推進会議」を位置づけ、企業等の会員加入を促進するとともに、産学官の連携を図りながら、働きやすい職場環境の整備や女性の登用などを推進する。	【10,755】	【29,647】	企業における女性活躍推進事業	ながさき女性活躍推進会議を女性活躍推進法の協議会として位置づけ、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報の共有、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、女性活躍推進に関する取組の協議を実施	男女参画・女性活躍推進室

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

Ⅲ 市町における取組状況

1 市町男女共同参画担当窓口

市町名	担当課	所在地	〒	電話番号	FAX番号
長崎市	人権男女共同参画室	長崎市魚の町5-1長崎市民会館7階	850-0874	095-826-0026	095-826-0062
佐世保市	人権男女共同参画課	佐世保市八幡町1-10	857-8585	0956-24-1111	0956-25-9703
島原市	政策企画課	島原市上の町537	855-8555	0957-63-1111	0957-62-8115
諫早市	人権・男女参画課	諫早市高城町5-25高城会館2F	854-0016	0957-24-1580	0957-22-9145
大村市	男女いきいき推進課	大村市玖島1-25	856-8686	0957-53-4111	0957-54-7135
平戸市	総務課	平戸市岩の上町1508-3	859-5192	0950-22-4111	0950-22-5178
松浦市	総務課	松浦市志佐町里免365	859-4598	0956-72-1111	0956-72-1115
対馬市	総務課	対馬市厳原町国分1441	817-0022	0920-53-6111	0920-53-6112
壱岐市	政策企画課	壱岐市郷ノ浦町本村触562	811-5192	0920-48-1134	0920-47-4360
五島市	市民課	五島市福江町1-1	853-8501	0959-72-6144	0959-72-6899
西海市	安全安心課	西海市大瀬戸町檜浦郷2222	857-2302	0959-37-0028	0959-23-3101
雲仙市	政策企画課	雲仙市吾妻町牛口名714	859-1107	0957-38-3111	0957-38-3514
南島原市	市民サービス課	南島原市西有家町里坊96-2	859-2211	0957-73-6647	0957-82-3070
長与町	政策企画課	西彼杵郡長与町嬉里郷659-1	851-2185	095-801-5661	095-883-1464
時津町	企画財政課	西彼杵郡時津町浦郷274-1	851-2198	095-882-3916	095-882-9293
東彼杵町	総務課	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850-6	859-3808	0957-46-1265	0957-46-0884
川棚町	総務課	東彼杵郡川棚町中組郷1518-1	859-3692	0956-82-3131	0956-82-3134
波佐見町	企画財政課	東彼杵郡波佐見町宿郷660	859-3791	0956-85-2111	0956-85-5581
小値賀町	総務課	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1	857-4701	0959-56-3111	0959-56-4185
佐々町	総務課	北松浦郡佐々町本田原免168-2	857-0392	0956-62-2101	0956-62-3178
新上五島町	総務課	南松浦郡新上五島町青方郷1585-1	857-4495	0959-53-1112	0959-53-1100

注:平成29年4月1日現在

2 男女共同参画に関する条例制定状況

市 町 名	条 例 名 称	施行年月日
長 崎 市	長 崎 市 男 女 共 同 参 画 推 進 条 例	H14.10.1
佐 世 保 市	佐 世 保 市 男 女 共 同 参 画 に よ る ま ち づ くり 条 例	H18.3.2
諫 早 市	諫 早 市 男 女 共 同 参 画 推 進 条 例	H25.7.1
西 海 市	西 海 市 男 女 共 同 参 画 推 進 審 議 会 条 例	H19.4.1

3 男女共同参画計画等の策定状況(12市5町で策定済み)

市 町 名	行政連絡会議等	懇話会等	計画等名称	計画期間
長 崎 市	男 女 共 同 参 画 推 進 本 部	男 女 共 同 参 画 審 議 会	第2次長崎市男女共同参画計画	H23.5~H32
佐 世 保 市	男 女 共 同 参 画 推 進 会 議	男 女 共 同 参 画 審 議 会	第2次佐世保市男女共同参画計画	H25~H29
島 原 市	男 女 共 同 参 画 庁 内 推 進 会 議	男 女 共 同 参 画 推 進 懇 話 会	第2次島原市男女共同参画計画	H27~H31
諫 早 市	男 女 共 同 参 画 庁 内 推 進 委 員 会	男 女 共 同 参 画 審 議 会	第2次諫早市男女共同参画計画(改訂版)	H20~H29
平 戸 市		男 女 共 同 参 画 推 進 協 議 会	平戸市男女共同参画計画	H28~H33
松 浦 市		男 女 共 同 参 画 推 進 懇 話 会	第2次松浦市男女共同参画計画	H29~H33
対 馬 市		男 女 共 同 参 画 推 進 懇 話 会	第3次対馬市男女共同参画計画	H29~H33
壱 岐 市	男 女 共 同 参 画 庁 内 推 進 本 部	男 女 共 同 参 画 推 進 懇 話 会	第2次壱岐市男女共同参画基本計画	H29~H38
五 島 市	男 女 共 同 参 画 推 進 委 員 会	男 女 共 同 参 画 審 議 会	第3次五島市男女共同参画計画	H29~H33
西 海 市	男 女 共 同 参 画 庁 内 推 進 会 議	男 女 共 同 参 画 推 進 審 議 会	西海市男女共同参画基本計画	H20~H29
雲 仙 市	男 女 共 同 参 画 庁 内 推 進 会 議	男 女 共 同 参 画 懇 話 会	第2次雲仙市男女共同参画計画	H25~H29
南 島 原 市	男 女 共 同 参 画 庁 内 推 進 会 議	男 女 共 同 参 画 推 進 懇 話 会	第2次南島原市男女共同参画計画	H25~H29
長 与 町	男 女 共 同 参 画 推 進 会 議	男 女 共 同 参 画 推 進 委 員 会	長与町第2次男女共同参画計画	H25~H29
時 津 町	男 女 共 同 参 画 推 進 本 部	男 女 共 同 参 画 推 進 懇 話 会	第2次時津町男女共同参画計画	H28~H32
波 佐 見 町		男 女 共 同 参 画 計 画 策 定 委 員 会	波佐見町男女共同参画計画	H25~H29
佐 々 町	男 女 共 同 参 画 推 進 会 議	男 女 共 同 参 画 懇 話 会	第2次佐々町男女共同参画計画	H29~H33
新 上 五 島 町	庁 内 課 長 会 議	男 女 共 同 参 画 基 本 計 画 策 定 委 員 会	新上五島町第2次男女共同参画基本計画	H26~H30

4 男女共同参画センターの設置状況

市 町 名	名 称	所在地 電話番号	設置年月	管理運営主体
長 崎 市	男 女 共 同 参 画 推 進 セ ン タ ー 「ア マ ラ ン ス」	長崎市魚の町5-1 095-826-0018	平成14年10月	(指定管理者) 株式会社NBCソシア
佐 世 保 市	男 女 共 同 参 画 推 進 セ ン タ ー 「ス ピ カ」	佐世保市三浦町2-3 0956-23-3828	平成13年3月	佐 世 保 市
諫 早 市	男 女 共 同 参 画 推 進 セ ン タ ー 「ひ と ・ ひ と」	諫早市高城町5-25 0957-24-1580	平成16年11月	諫 早 市
大 村 市	男 女 共 同 参 画 推 進 セ ン タ ー 「ハ ー ト パ ル」	大村市西三城町8 0957-54-8715	平成13年1月	大 村 市
雲 仙 市	男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	雲仙市吾妻町牛口名 ⁷¹⁴ 0957-38-3111	平成19年4月	雲 仙 市

注: 数値は平成29年4月1日現在

5 市町審議会等女性登用率調

市 (区) 町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値 (目標を設定している市町のみ記入)							地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況					管理職の在職状況					
	目標 値(%)	目標 年度	審議 会等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 等 数	女 性 比 率 (%)	審議 会等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 等 数	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 等 数	女 性 比 率 (%)	管 理 職 総 数	うち 女 性 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)	うち一般行政職		
																					管 理 職 総 数	うち 女 性 管 理 職 数	女 性 比 率 (%)
長崎市	40	平成32年度	117	86	1,466	368	25.1	100	86	1,466	368	25.1	6	2	58	5	8.6	240	27	11.3	201	27	13.4
佐世保市	40	平成29年度	39	35	433	153	35.3	41	37	629	169	26.9	6	2	55	3	5.5	228	24	10.5	173	14	8.1
島原市								33	23	524	132	25.2	6	3	47	3	6.4	37	2	5.4	33	2	6.1
諫早市	35	平成29年度	37	37	539	181	33.6	29	29	449	144	32.1	6	4	56	5	8.9	102	4	3.9	90	4	4.4
大村市								44	41	604	148	24.5	6	4	46	9	19.6	93	11	11.8	93	11	11.8
平戸市	30	平成33年度	46	34	665	114	17.1	46	34	665	114	17.1	6	3	51	4	7.8	108	18	16.7	65	7	10.8
松浦市	30	平成33年度	56	42	865	200	23.1	25	19	308	66	21.4	6	4	55	6	10.9	35	5	14.3	26	4	15.4
対馬市	20	平成33年度	27	18	511	89	17.4	20	15	387	76	19.6	5	2	30	3	10.0	168	20	11.9	121	13	10.7
壱岐市	30	平成38年度	64	35	649	111	17.1	55	37	639	132	20.7	5	3	75	4	5.3	62	6	9.7	47	1	2.1
五島市	25	平成33年度						60	48	1,074	228	21.2	6	3	50	5	10.0	43	2	4.7	35	2	5.7
西海市								36	30	533	122	22.9	5	2	36	4	11.1	44	5	11.4	35	3	8.6
雲仙市	31.7	平成29年度	28	25	396	87	22.0	28	25	396	87	22.0	5	1	48	1	2.1	85	12	14.1	85	12	14.1
南島原市	33.3	平成29年度	43	38	645	127	19.7	33	30	474	96	20.3	5	2	51	3	5.9	56	1	1.8	56	1	1.8
市計			457	350	6,169	1,430	23.2	550	454	8,148	1,882	23.1	73	35	658	55	8.4	1,301	137	10.5	1,060	101	9.5
長与町	40	平成29年度	32	30	361	115	31.9	27	26	332	108	32.5	5	4	29	7	24.1	32	4	12.5	32	4	12.5
時津町								29	24	303	86	28.4	5	3	27	7	25.9	28	3	10.7	22	2	9.1
東彼杵町								8	6	105	24	22.9	5	3	27	4	14.8	12	0	0.0	12	0	0.0
川棚町								15	13	171	31	18.1	5	3	28	5	17.9	13	1	7.7	11	1	9.1
波佐見町								21	16	216	35	16.2	5	3	29	4	13.8	13	1	7.7	11	1	9.1
小値賀町								13	8	109	17	15.6	5	2	27	5	18.5	9	0	0.0	9	0	0.0
佐々町	30	平成32年度	20	12	212	39	18.4	20	12	212	39	18.4	5	2	26	3	11.5	10	1	10.0	9	0	0.0
新上五島町	35	平成30年度	25	22	334	74	22.2	25	22	334	74	22.2	5	2	41	8	19.5	34	2	5.9	27	1	3.7
町計			77	64	907	228	25.1	158	127	1,782	414	23.2	40	22	234	43	18.4	151	12	7.9	133	9	6.8
合計			534	414	7,076	1,658	23.4	708	581	9,930	2,296	23.1	113	57	892	98	11.0	1,452	149	10.3	1,193	110	9.2

平成29年8月調査現在

6 市町議会における女性議員数調

市 町 名	議 員 数(平成27年12月31日現在)			議 員 数(平成28年12月31日現在)		
	総 数	女性議員	女性議員の割合(%)	総 数	女性議員	女性議員の割合(%)
長 崎 市	40	2	5.0	40	2	5.0
佐 世 保 市	33	1	3.0	32	1	3.1
島 原 市	19	1	5.3	19	1	5.3
諫 早 市	29	3	10.3	29	3	10.3
大 村 市	24	2	8.3	24	2	8.3
平 戸 市	20	0	0.0	20	0	0.0
松 浦 市	18	2	11.1	18	2	11.1
対 馬 市	21	1	4.8	20	1	5.0
壱 岐 市	16	1	6.3	15	1	6.7
五 島 市	21	1	4.8	21	1	4.8
西 海 市	19	1	5.3	18	1	5.6
雲 仙 市	21	0	0.0	21	0	0.0
南 島 原 市	21	1	4.8	21	1	4.8
市 計	302	16	5.3	298	16	5.4
長 与 町	16	4	25.0	16	4	25.0
時 津 町	16	2	12.5	16	2	12.5
東 彼 杵 町	11	0	0.0	11	0	0.0
川 棚 町	14	1	7.1	14	1	7.1
波 佐 見 町	14	1	7.1	14	1	7.1
小 値 賀 町	8	0	0.0	8	0	0.0
佐 々 町	10	0	0.0	10	0	0.0
新 上 五 島 町	16	2	12.5	16	2	12.5
町 計	105	10	9.5	105	10	9.5
合 計	407	26	6.4	403	26	6.5

資料:長崎県企画振興部調査及び「地方議会の議員及び長の所属党派別人員調」

IV 参 考 資 料

- ・ 男女共同参画社会基本法 68
- ・ 長崎県男女共同参画推進条例 74
- ・ 長崎県男女共同参画審議会要綱 79
- ・ 長崎県男女共同参画推進会議設置要綱 81
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 . . . 84
- ・ ながさき女性活躍推進会議の概要 93
- ・ 男女共同参画に関する世界、国及び長崎県の動き . . . 94

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年 7月16日法律第102号
同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条～第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条～第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社

会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要

な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

長崎県男女共同参画推進条例

平成14年3月27日公布
長崎県条例第10号

目次
前文
第1章 総則（第1条～第6条）
第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第7条～第16条）
第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第17条～第19条）
第4章 長崎県男女共同参画審議会（第20条）
第5章 雑則（第21条）
附則

男性と女性のお互いの基本的人権が尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられている。

少子高齢化の進展が著しい長崎県においては、課題達成はより緊急なものとなっているが、現状では、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行は依然として存在し、政策及び方針の決定過程への女性の参画は未だ不十分と言わざるを得ない状況にある。

長崎県民が、その地域性や県民性を活かし、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、生きがいと責任を持って暮らす活力ある豊かな社会を形成していくためには、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指し、県、市町村、県民及び事業者が協働して男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手方の就業環境その他の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立できるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画の推進は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、これを実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と協働して取り組むものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制及び機能を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、

職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(基本計画の策定)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を聴き、長崎県男女共同参画審議会に諮問するとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置への協力等)

第8条 県は、市町村、県民及び事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の協力をを行うものとする。

2 県は、その附属機関等における委員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。

(男女の職業生活と家庭及び地域生活の両立の支援)

第9条 県は、男女が共に職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立することができるように支援するものとする。

(農林水産業及び商工業等自営業の分野における環境整備)

第10条 県は、農林水産業及び商工業等自営業の分野において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されるため必要な環境整備に努めるものとする。

(民間活動への支援)

第11条 県は、民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画に関する教育及び普及啓発並びに人材養成)

第12条 県は、広報活動の充実を図り、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育その他あらゆる分野の教育において、男女共同参画の視点に立った教育を行う等男女共同参画を推進するための措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、前項に規定する教育及び普及啓発等男女共同参画を推進するための人材を養成する

ものとする。

(相談等の処理)

第13条 知事は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、県民から相談があった場合は、これを関係機関と連携し適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から苦情の申し出があった場合は、これを適切に処理するものとする。

3 知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、長崎県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼)

第15条 県は、男女共同参画の推進に当たり必要があると認められる場合には、事業者に対して、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第17条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害があった場合の措置)

第18条 県は、前条の規定に違反する行為があったと認められる場合は、当該行為をした者に対し、差別的取扱いの改善その他必要な措置を講ずるよう指導を行うことができるものとする。

2 県は、前条の規定に違反する行為があったと認められるときは、当該行為の被害者を救済するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報に係る制限)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識を助長するような表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれのある表現を行わないように努めなければならない。

第4章 長崎県男女共同参画審議会

(長崎県男女共同参画審議会)

第20条 男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するため、長崎県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、男女共同参画の推進に関して識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

第5章 雑 則

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第59号）

この条例は、平成15年10月14日から施行する。

長崎県男女共同参画審議会要綱

(目 的)

第1条 長崎県の男女共同参画推進条例(平成14年長崎県条例第10号)第20条第8項に基づき、長崎県男女共同参画審議会(以下「審議会」という)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委 員)

第2条 委員は次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者の代表
- (3) 関係女性団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募に応じた者

(会 長)

第3条 審議会に会長を置き、会長は委員のうちから互選する。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことが出来ない。
- 3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第5条 審議会に苦情処理及びその他の問題を処理するため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員5人以内で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、委員の互選とする。
- 4 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 5 部会長は、部会の会議の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(会議の公開)

第6条 審議会は、公開とする。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、県民生活部男女共同参画室において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(長崎県男女共同参画懇話会設置要綱の廃止)

- 2 長崎県男女共同参画懇話会設置要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

長崎県男女共同参画推進会議設置要綱

(目 的)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、長崎県男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策の策定及び推進に関すること。

(組 織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び会議委員をもって組織する。

- 2 議長は、知事をもって充てる。
- 3 副議長は、副知事をもって充てる。
- 4 会議委員は、別表1の関係部長等をもって充てる。

(議長等の職務)

第4条 議長は、推進会議を統括する。

- 2 副議長は、議長を補佐するとともに、議長に事故あるとき、または議長が欠けたときは、その職を代理する。
- 3 推進会議は、必要に応じ、議長が招集する。
- 4 議長は、必要と認めるときは、推進会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(幹事会等)

第5条 推進会議の事務を処理するため、幹事会を置くほか、幹事会に付議する事案について調査・検討させるため、ワーキンググループを置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。
- 3 代表幹事は、県民生活部長をもって充てる。
- 4 代表幹事に事故あるときは、あらかじめ代表幹事が指名する幹事はその職務を代理する。
- 5 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会は、代表幹事が主宰する。
- 7 代表幹事は、必要と認めるときは、幹事会に幹事以外の関係職員を出席させることができる。

8 ワーキンググループの構成員は、幹事を補佐する者とする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務を処理するため、事務局を県民生活部男女共同参画室に置く。

2 事務局長は、県民生活部男女共同参画室長をもって充てる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

平成18年5月24日一部改正

平成18年6月13日一部改正

平成19年4月12日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成21年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

別表1 (第3条関係)

危機管理監	こども政策局長	労働委員会事務局長
総務部長	産業労働部長	議会事務局長
秘書広報局長	水産部長	交通局長
企画振興部長	農林部長	教育長
文化観光国際部長	土木部長	警察本部長
県民生活部長	会計管理者(出納局長)	
環境部長	監査事務局長	
福祉保健部長	人事委員会事務局長	

別表2 (第5条関係)

部 局 名	幹 事	部 局 名	幹 事
危機管理監	危機管理課長 消防保安室長	産業労働部	産業政策課長 企業振興・技術支援課長 商務金融課長 雇用労働政策課長
総務部	総務文書課長 人事課長 新行政推進室長		水産部
秘書広報局	秘書課長 広報課長	農林部	農政課長 農山村対策室長 農業経営課長 農産加工・流通室長
企画振興部	政策企画課長 地域づくり推進課長		土木部
文化観光国際部	文化振興課長 観光振興課長 国際課長	出納局	会計課長
		県民協働課長 人権・同和対策課長 統計課長 食品安全・消費生活課長	監査事務局
県民生活部		人事委員会事務局	職員課長
		労働委員会事務局	調整審査課長
		議会事務局	総務課長
環境部	環境政策課長	交通局	管理部長
福祉保健部	福祉保健課長 医療政策課長 国保・健康増進課長 長寿社会課長 障害福祉課長	教育庁	総務課長 教職員課長 義務教育課長 高校教育課長 生涯学習課長 体育保健課長
			こども政策局

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

目 次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 基本方針等 (第 5 条・第 6 条)
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針 (第 7 条)
 - 第 2 節 一般事業主行動計画 (第 8 条—第 14 条)
 - 第 3 節 特定事業主行動計画 (第 15 条)
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第 16 条・第 17 条)
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第 18 条—第 25 条)
- 第 5 章 雑則 (第 26 条—第 28 条)
- 第 6 章 罰則 (第 29 条—第 34 条)
- 附 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で

定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 19 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 20 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 25 条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑 則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰 則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 18 条第 4 項の規定に違反した者
- 二 第 24 条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 2 項の規定に違反した者
- 二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の

陳述をした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 18 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 24 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第 5 条 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）の一部を次のように改正する。

別表第一第 20 号の 25 の次に次の一号を加える。

20 の 26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

(内閣府設置法の一部改正)

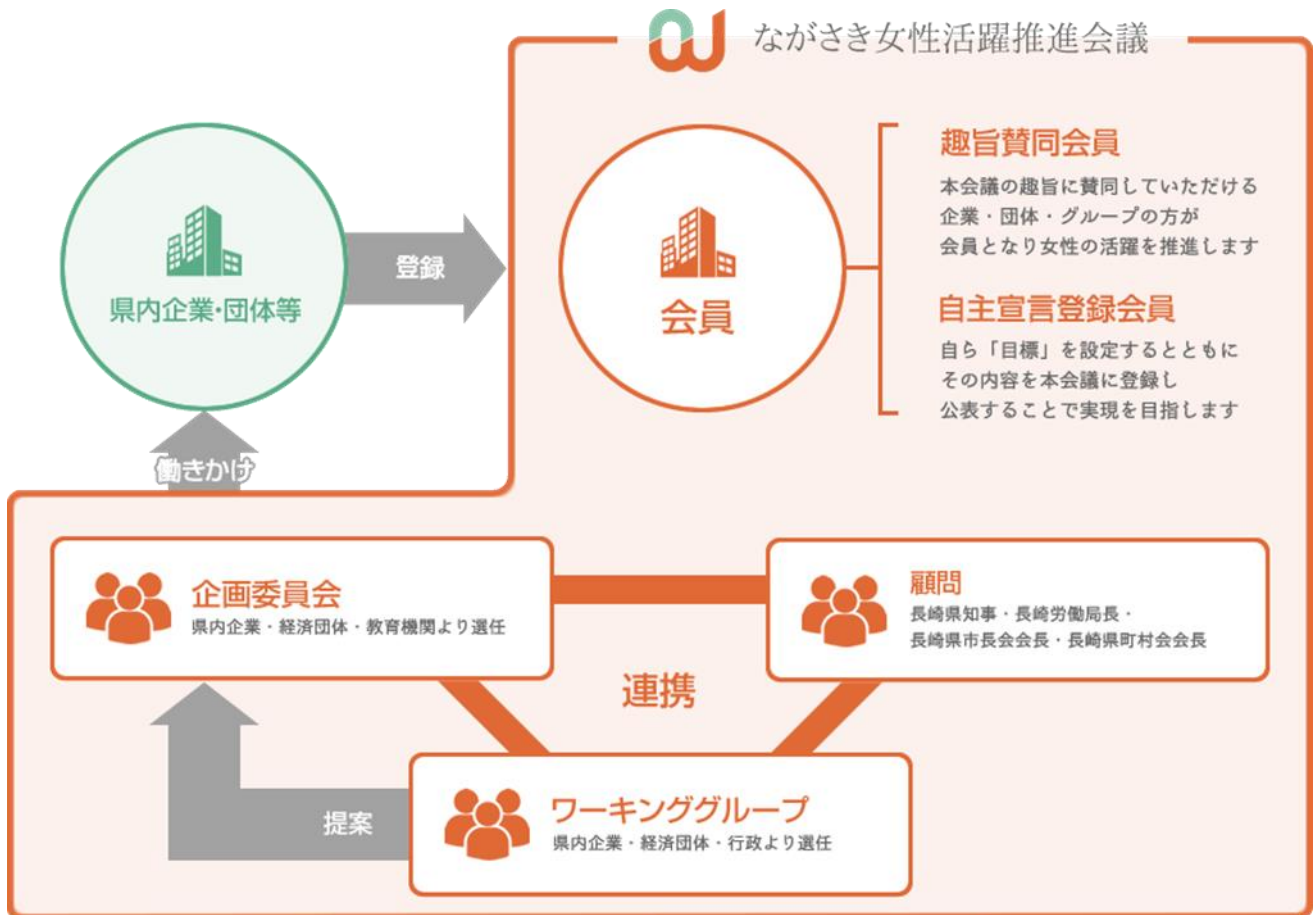
第 6 条 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 2 項の表に次のように加える。

平成 38 年 3 月 31 日女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 5 条第 1 項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること

ながさき女性活躍推進会議の概要

- 背景： 少子高齢化社会、働く場面において、女性が力を十分に発揮できていない
- 発足： 平成 26 年 12 月 22 日
- 目的： 女性の活躍推進による企業等の経営向上と地域経済の活性化を図るとともに、男女共に働きやすい社会づくり
- 特色： 官民一体の組織による活動



《企画委員会》

(平成29年8月現在)

- | | |
|-------------|-------------------|
| 〔代表〕 宮脇 雅俊 | 長崎県商工会議所連合会 会長 |
| 〔代表〕 井石 八千代 | 株式会社井石 代表取締役 |
| 宅島 壽雄 | 長崎県商工会連合会 会長 |
| 石丸 忠重 | 長崎県中小企業団体中央会 会長 |
| 宮崎 正生 | 長崎県経営者協会 会長 |
| 坂井 俊之 | 長崎経済同友会 代表幹事 |
| 里 隆光 | 長崎都市経営戦略推進会議 議長 |
| 森 拓二郎 | 株式会社十八銀行 代表執行役頭取 |
| 吉澤 俊介 | 株式会社親和銀行 取締役頭取 |
| 才木 邦夫 | 株式会社長崎新聞社 代表取締役社長 |
| 伊東 昌子 | 長崎大学ダイバシティ推進センター長 |

男女共同参画に関する世界、国及び長崎県の動き

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
昭和20年	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連合発足 ・国際連合憲章採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正選挙法公布(婦人参政権) 	
昭和21年	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・第22回総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等の明文文化) 	
昭和23年	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権宣言採択 		
昭和42年	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人に対する差別撤廃宣言採択 		
昭和50年	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・世界行動計画採択 ・1976年(昭和51年)から1985年(昭和60年)までを「国連婦人の十年」と決定(目標: 平等、発展、平和) 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題担当室設置 	
昭和51年		<ul style="list-style-type: none"> ・国立婦人教育会館開館 ・民法改正(離婚復氏制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題窓口(労政課)設置
昭和52年		<ul style="list-style-type: none"> ・国内行動計画策定 	
昭和53年			<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県婦人問題懇話会設置 ・長崎県婦人関係行政推進会議設置
昭和54年	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 		

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・国連婦人の十年後半期行動プログラム採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約署名 ・民法・家事審判法改正(配偶者の相続分引き上げ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いきがい育てる長崎県の婦人対策策定 ・婦人問題担当企画主幹設置 ・第1回市町村担当課長会議開催
昭和56年	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO第156号条約(家族的責任条約)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内行動計画後期重点目標策定 	
昭和58年			<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県婦人問題調査実施
昭和59年		<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法・戸籍法改正(国籍の父母両系主義へ) 	
昭和60年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」世界会議(ナイロビ) ・婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法公布(昭和61年施行) ・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法改正(女性の年金権確立)(昭和61年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオミニ講座「女あれこれ」開始 ・情報紙「女性ながさき」創刊
昭和61年		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進有識者会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画部婦人対策室設置
昭和62年		<ul style="list-style-type: none"> ・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 	
平成2年	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・2001ながさき女性プラン策定 ・婦人対策室を女性行政推進室に改称
平成3年		<ul style="list-style-type: none"> ・西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)策定 ・育児休業法公布(平成4年施行) 	
平成4年		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当大臣任命 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の委員への女性の登用促進要綱制定

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
平成5年	<ul style="list-style-type: none"> ・国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働法公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業生活資金創設
平成6年	<ul style="list-style-type: none"> ・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・婦人問題企画推進本部を男女共同参画推進本部に改称 	<ul style="list-style-type: none"> ・2001ながさき女性プラン(第一次改定) ・企画部参事監(女性行政担当)新設
平成7年	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法改正(介護休業制度の法制化) ・ILO156号条約(家族的責任条約)批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画部参事監(女性行政担当)を生活環境部参事監(女性行政担当)に改組 ・企画部女性行政推進室を生活環境部女性行政推進室に改組
平成8年		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画2000年プラン策定 ・優生保護法を改正し、母体保護法公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ながさきキラキラ・ライフプラン～2001長崎県農山漁村女性ビジョン～策定
平成9年		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置(法律) ・男女雇用機会均等法改正(平成11年施行) ・介護保険法公布(平成12年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第1回) ・日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始(平成9年～12年)
平成10年			<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画フォーラム開催
平成11年		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法公布・施行 ・食料・農業・農村基本法公布・施行(女性の参画の促進を規定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県女性問題懇話会を長崎県男女共同参画懇話会に改組 ・生活環境部参事監(女性行政担当)を県民生活環境部参事監(男女共同参画担当)に改組 ・生活環境部女性行政推進室を県民生活環境部男女共同参画室に改組 ・ラジオミニ講座「女あれこれ」を「With You」に改称

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
平成11年			・情報紙「女性ながさき」を「男女共同参画だより」に改称
平成12年	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	・男女共同参画基本計画策定 ・ストーカー規制法公布・施行	・新世紀創造フォーラム開催 ・長崎県男女共同参画計画策定 ・長崎県男女共同参画推進本部設置
平成13年		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布・施行 ・第1回男女共同参画週間	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第2回)
平成14年			・長崎県男女共同参画推進条例制定 ・長崎県男女共同参画審議会設置 ・長崎県男女共同参画推進員設置
平成15年		・次世代育成支援対策推進法公布・施行 ・少子化社会対策基本法公布・施行	・長崎県男女共同参画基本計画策定
平成16年		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正・施行(元配偶者への拡大、暴力概念の拡大等)	
平成17年	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	・第2次男女共同参画基本計画策定	・長崎県男女共同参画推進センター開設 ・情報紙「男女共同参画だより」を「男女共同参画推進センターだより」に改称
平成18年		・男女雇用機会均等法改正(平成19年施行)	・県民生活環境部参事監(男女共同参画担当)を県民生活部参事監(男女共同参画担当)に改組 ・県民生活環境部男女共同参画室を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県DV対策基本計画策定

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
平成18年			<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県男女共同参画推進本部を長崎県男女共同参画推進会議に改組 ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第3回)
平成19年		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正(H20施行) ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県男女共同参画基本計画(改定版)策定
平成20年		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に仕事と生活の調和推進室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活部男女共同参画室を県民生活部男女参画・県民協働課に改組 ・長崎県子育て条例公布・施行 ・男女共同参画フォーラムinながさきの開催
平成21年			<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第4回) ・第2次長崎県DV対策基本計画策定
平成22年		<ul style="list-style-type: none"> ・第3次男女共同参画基本計画策定 	
平成23年	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称:UN Women)」発足		<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン～策定
平成24年			<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活部男女参画・県民協働課を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県男女共同参画推進センターに男性相談窓口を開設 ・第3次長崎県DV対策基本計画策定

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
平成25年		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」において成長戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ・ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正（H26年施行） 	
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」改訂2014において「女性の更なる活躍推進」を位置づけ ・女性活躍担当大臣任命 ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ・「女性のチャレンジ応援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ながさき女性活躍推進フォーラム開催 ・ながさき女性活躍推進会議発足 ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第5回)
平成27年		<ul style="list-style-type: none"> ・WAW! 2015(女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム)開催 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布・一部施行 ・第4次男女共同参画基本計画策定 ・「一億総活躍国民会議」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウーマンズジョブほっとステーション開設 ・長崎県男女共同参画推進センター及び情報誌「ながさき男女共同参画推進センターだより」の愛称を「きらりあ」に決定
平成28年		<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ながさき女性活躍推進フォーラム開催 ・第4次長崎県DV対策基本計画策定 ・第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～策定